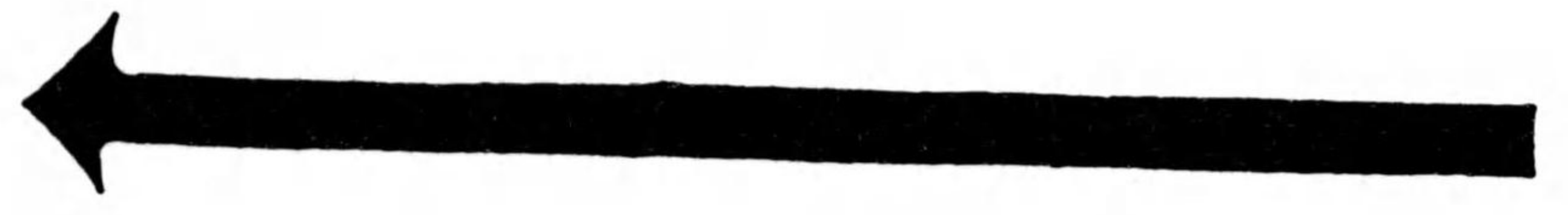
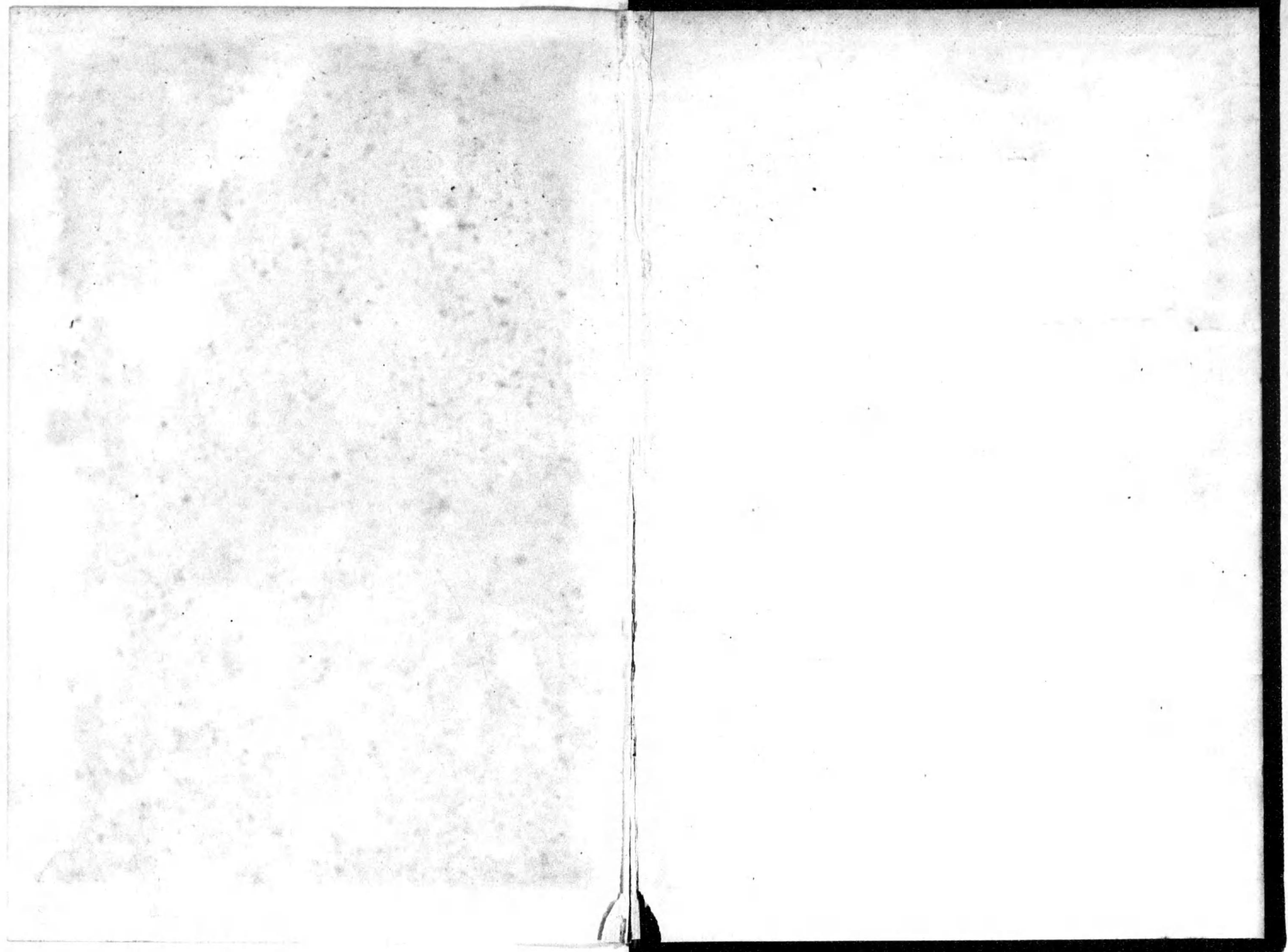


始





外務省情報部編纂

國際事情
昭和十五年版
世界の動き

208



15343

凡 例

- 一、本書は、昭和十四年八月以降、同十五年八月までの期間に、外務省情報部の発行した小冊子「國際事情」に取捨撰擇を施したものである。
- 一、既刊の分との關聯はあつても、其等と同じく、又獨立の一冊として讀まるべきものなるは、更めて言ふまでもない。
- 一、内外情勢の變動殊に著しきを加ふるの感ある際、充分の手順を盡すに及ばずして、本昭和十五年版を刊行することとなつた。讀者の諒察を乞ふ所以である。

編 者

昭和十五年九月

國際事情 昭和十五年版 世界の動き

目次

1 海峽を繞る列國關係の推移……………一八二

- 緒言(一)——一、海峽の性格(三)——二、海峽權力史の三期(四)——三、英露の抗争(七)——四、英國側の海峽閉鎖論(八)——五、英國側の方向變換(九)——六、獨露の反目(二〇)——七、ロンドン密約(二〇)——八、セーブル條約(二二)——九、ソ土同盟條約(二四)——一〇、ローザンヌ條約(二五)——一一、ソ聯の孤立化(二六)——一二、ソ土再び接近(二九)——一三、トルコ外交の狙ひ(三二)——一四、海峽の再武装(三三)——一五、局勢一變(三六)——一六、協約改訂の論據(三七)——一七、列國の駆引(三九)——一八、イタリーの沈黙(三九)——一九、トルコ外交の勝利(四一)——二〇、ソ土の合作(四三)——二一、英國政府の苦衷(三七)——二二、ソ聯の魂膽(三五)——二三、日本の底意(四〇)——二四、會議一旦休會(四一)——二五、イタリーのボイコット(四二)——二六、英ソ確執再燃(四三)——二七、再開後の經緯(四三)——二

2 ポーランドの悲劇

- 八、英國代表部妥協案(四三)―二九、海峡新協約成立(四六)―三〇、消極的效果(四七)―三一、各國の反應(四七)―三二、イタリーの英土離間策(五三)―三三、伊土の會談(五三)―三四、チアノ伯の心境(五七)―三五、皮肉感(五七)―アンカラ條約に付て(五九)〔備考〕モントルー海峡協約(六〇)
- 一、ポーランドの分割(六三)―△三回の分割(八三)―△新興ポーランド(八七)―△ポ国外交の變移(八九)―△反ソ親獨より親ソ反獨へ(九一)―△英ポ相援條約(九四)―△獨ソ不侵略條約(九六)―△獨軍のポ國席捲(一〇一)―△ソ軍のポ國進出(一〇三)―△獨ソのポ國分割(一〇三)―△ポ國政府(一〇七)
- 二、分割直前のポーランド(一〇八)―△行政區劃(一〇九)―△政黨(一一一)―△宗教(一一二)―△司法制度(一一三)―△農業(一一五)―△ポ國の外國資本(一一七)

八二―一二七

3 ソヴィエト聯邦のバルチク進出

- 一、ソ、エ相互援助條約並通商協定(二九)―△ソ、エ交渉の經過(二九)―△相互援助條約と通商協定(三二)―△世評(三三)―△軍用基地の價值(三六)―△エストニアの現狀(三七)

一一九―一二六

4 ソ、芬會談、開戦、講和まで

- 二、ソ、ラ相互援助條約並通商協定(三〇)―△ソ、ラ條約成立(三〇)―△ラトヴィア共和國の現狀(三六)
- 三、ソ、リ相互援助條約(三八)―△世評(四〇)―△リトアニア共和國の現狀(四三)
- 一、ソ、芬開戦までの経緯(四七)―△ソ、芬會談(四七)―△離航續きの會談(五三)―△戦備を急ぐ芬蘭(五五)―△會談遂に決裂(五五)―△國境事件頻發(六〇)―△國交斷絶(六三)―△フィンランド新政權成立(六六)―△米國の和平勸告(七〇)―△聯盟のソ聯除名(七四)―△講和成立(七五)
- 二、フィンランド事情
 - 國體と政黨(一七九)―△露帝政下のフィンランド(一八一)―△湖水の國(一八二)―△住民と教育(一八六)―△主要都市(一八七)―△産業(一八八)

一四七―一五〇

5 ベッサラビヤ問題と石油爭奪戦

- 一、ベッサラビヤ問題(二五)―△兩國互に譲らず(二五)―△未解決のベッサラビヤ(二五)―△ソ政府の態度(二九)―△ベッサラビヤの現狀(三〇)

一九一―二二七

二、ルーマニアの石油とドイツ(二〇二)
△問題の石油(二〇三)―△獨、ル新通商協定(二〇四)―△ドナウ河の輸送路(二〇五)―△農業(二一〇)―
△國內政情(二二二)―△バルカン協商(二三三)

6 第一回米洲外務大臣會議要領……………二九―三二

(所謂バナマ汎米會議)

序説(二九)―一、會議の招集(三二)〔1、中立及平和の維持、2、經濟問題、3、主要國外務大臣
の不參加〕―二、開會式(三六)―三、本會議の審議概況(三八)―四、閉會式(三三)―五、會議の
成果(三五)―A「バナマ宣言」(三六)、B米洲諸國の中立に關する宣言(四〇)、C中立維持の爲
の司法及警察措置の統制(三四)、D戰時禁制品に關する決議(四五)、E戰争の人道化に關する
決議、F米洲各國の經濟的協力に決議(四六)、G其他の勸告案等(四九)

〔備考一〕各國全權團氏名(二五一) 〔備考二〕會議議題一覽(二五八) 〔備考三〕各委員會提案一覽(二
五九)

7 新西蘭近情一斑……………二六―三六

はしがき(二六三)―一、政治組織(二六六)―二、政黨(二六七)―三、財政(二七三)―四、國防(二七九)―
五、外國貿易(二八三)―六、關稅制度(二八八)―七、産業(二九二)―八、交通(三〇八)
〔備考〕(一)面積及屬領、(二)人口、(三)氣候、(四)地勢、(五)歴史

8 政黨と政綱の卷……………三九―三三

はしがき(三一九)―一、既成政黨と政綱(三二〇)―二、國民的感情(三二五)―三、ナショナリズムの意義
(三二八)―四、國民戦線の統一(三三〇)

目 次 終 り

1 海峽を繞る列國關係の推移

——モントルー會議の直前まで——

緒言

左記は、廣く地中海問題を取扱つたデイー・エイ・ラウス氏の解説中、「海峽問題」に関する部分を割いて適宜要譯したものである。英國系の資料ではあるが、其の積りで讀めば、聊さか「海峽」を繞る列國の利害關係乃至離合集散の跡を窺ふに足るかと思ふ。

本輯の讀者は、既刊「國際事情續編第九、歐洲主要政治條約關係圖解」をも参照されんことを希望する。本文に引用された主要條約中其の要領が右「圖解」に出てるものもあるし、旁々原書の脚註の如きも殆んど全部省略した。

地名の發音は海峽諸條約に関する外務省の假譯等に據つた。參考の爲左に數例を示す。

ダルダネル(英、ダーダネルズ)。ボスポロス(英、ボスボラス)。トラリス(英、スレリス)。ドナウ(英、ダニューブ)。キプロス(英、サイプラス)。エーゲ海(英、イージアン海)。「コンスタンティノール」を大體「イスタンブル」としたことは本文にも斷はつた。

ラウネ氏の解説は、英國の國際問題研究機關「ロイヤル・イレステイチュート・オブ・インタナショナル・アフェアズ」の刊行に係る「サーウェイ・オブ・インタナショナル・アフェアズ」(一九三六年度)に掲載された。従つて「大戦」とあるところは皆「(第一次)大戦」としておいた。尙ほ小見出は、編輯者が便宜上挿入したものである。

以上

一、海峡の性格——歴史的背景

モントルー海峡協約は、ダルダネル海峡と、マルマラ海と、而してボスポロス海峡とを總稱して「海峡」と定義したが、此の黒海の海峡は歴史上、將た傳説上、あくまでも重大なる國際水路の性質を帯び、コンスタンティノープル(以下「イスタンブル」と記す)への鍵關をなすと共に、正しく歐亞の會合點に當るものである。

又地理上よりみれば、本海峡は、其の昔エーゲ海に朝した大河の名残を示すもので、ドナウを始め、南露の諸々の河川は悉く此の大河の支流に外ならず、黒海の如きも嘗ては内陸の一大湖沼を形成したものであつた。されば此の海峡は、客觀的にも、法律的にも依然「河口」の性質を多分に具備し、其の水道の中、幅員六マイルに満たぬところも數箇所見られ、法律上から言つても、沿岸國領水の範圍内に屬するものである(領水三マイルとして)。而も海峡の兩岸は、貿易上軍事上の交通路——それは單にマルマラ海、黒海のみならず、實に黒海全盆地の、即ち南露及ドナウ沃野一帯をも含めての貿易上及軍事上の交通路——を制扼し、「黒土」地方の穀物、ドニエツ盆地の石炭、バクー油田やルーマニヤ油田の石油、ドナウ下流の沃野に生ずる農産物等は、何れも同海峡を以て自然の捌け口とするの状態である。

従つて、何國が此の海峡を制するに至るかの問題は、黒海沿岸國並にドナウ河沿岸國の死活にかかはる大事件とみられ、殊に大砲や浮游水雷フロートイング・マインの發明があつて以後は、海峡に蟠踞する國に敵對して其處を突破することは殆んど不可能となつたが爲に、之に對する關心は一段と強められた。従つて、此の廣大な背後地の管轄權が、多

くの獨立國の間に分たれてゆけばゆけほど、海峽を繞る政治問題は愈よ出で、複雑極まるものとならざるを得な
 5。

二、海峽権力史の三期——一四五三年—一九三六年

イスタンブルに、オットマン・トルコ帝國が創建された一四五三年(足利時代)より、モントルー協約の出來た
 一九三六年までの海峽の歴史を大別すれば左の三期となる。

第一期は、前述の一四五三年より露土戦争の終局(一七七四年)に至る三百餘年間で、トルコ帝國が絶対に他の
 掣肘を受けず、完全に海峽を制してゐた時代がそれである。

第二期は、露土戦争の終局(一七七四年)よりムドロス休戦條約(一九一八年十月)に至る一百四十餘年間で、海峽
 に對するトルコの管理權は理論上承認されながら、實際は、列強がトルコ政府に迫り、條約や外交的高壓を以て
 其の管理權を緩和した時代がそれである。

第三期は、ムドロス休戦條約以後モントルー協約の出來た一九三六年七月までの二十年未滿の期間で、海峽に
 對する管理權(多少理論的の)は先づ主たる同盟三國即ち英、佛、伊に依つて執行せられ、次でローザンヌ條約
 の成立(一九二三年七月)を見た後は、聯盟直屬の國際管理委員會が之を管理し、更にモントルー協約の下に、海
 峽に對するトルコの主權は事實上トルコの手に戻り、結局(第一次)大戰以前の事態に復歸した時代がそれであ
 る。

扱、第一期は、トルコ帝國の國威が隆々絶頂に達した頃で、版圖はヴィーンの玄關先から黒海の東端にまで互

つてゐた。換言すれば、當時黒海全盆地は、擧げて海峽の經濟的出口を扼するトルコ國の支配の下に置かれた
 爲、國際政治的軋轢は全然起りやうがなかつた。其の頃は、外國船といへば、一切ボスポロス海峽を通さない建
 前になつてゐた。而して、黒海で貿易に従事しようとするヴェニス商人やロシア商人が通航の許可をトルコ
 政府に哀訴嘆願して來れば、黒海はサルタン後宮の處女である、何人と雖も之に接することを許さぬ、と言つて
 一蹴したものであつた。

それが十八世紀となつて、トルコ帝國の國威が衰へて來ると、オーストリアはドナウ河谷に沿うて東進し、ロ
 シヤはアゾフ海沿岸づたひに南進し、主にも經濟上からみて一單位を形成した此の方面の支配の上に分裂を生
 じ、終に露土兩國間に戦端(一七六八年)が開かれた(尤も兩國は以前にも戦つてゐる)。

露土戦争の契機は、なるほど、第一次ポーランド分割であつたが、實はクリミア半島を其の手に收めたカテリ
 ナ女帝が黒海航行の自由と、ロシア商船の爲に海峽通航の自由とを得ようとしたのが抑も事の起りで、結局對土
 媾和條約(キユチュク・カインアルジャー條約)を以てロシアは此の目的を達したのであつた(尤もロシア商船の
 海峽通航に付ては若干の條件が設けてあつた)。

かうなると、忽ちロシアの聲に倣ふ國が出現し、商船通航の權利を、オーストリアは一七八四年に、英國は一
 七九九年に、フランスは一八〇二年に、プロシヤは一八〇六年に夫々其の手に收め、他の群小海國も以後二十年
 間に陸續として同通航權を獲得するに至つた。

而も此の勢は、アドリヤノーブル條約(一八二九年)に依つて更に拍車をかけられ、同條約の下に、外國商船は

トルコ官憲の臨検を免れることとなり、それが一八五六年のバリ條約に依つて愈よ確定した。バリ條約は、各國商船が黒海に於て完全に航行の自由をもつものとするの原則を樹立した。黒海はさうであるが、他方海峽に關する通航自由の原則は、彼のセーヴル條約（一九二〇年）の成立するまで確立したものではなかつたが、實踐上に於ては矢張りそれが行はれ、少くとも文明各國政府が、個別的對土條約に依り、平時に於ては兎も角も右原則を保障せられ、單に領水に對するトルコ帝國の主權を承認する、といふ形式上の拘束を受けるに止まつた。

然るにトルコ帝國政府の弱味が一度暴露されて、ロシア以外の國にとつても外交的壓迫の途が開けたとみるや、ロシア側は、對土條約一點張りでは最早其の商船に對して海峽の自由通航權を保障するに足らずとするに至つた。蓋し、カテリナ女帝がクリミア半島を併合（一七八三年）して以來、大曠原地方を開拓して小麥を植え、それが次第にヨーロッパの新興都市の人口を養ふやうになると、ロシアにとつては、此の方面の貿易が愈よ重大性を帯び來つたからで、ロシア諸港の中、年中不凍の港津は黒海の諸港を措いて他に求め得ないのである。

故にロシアの目的は、

第一、黒海艦隊を建造して之に海峽通航の自由を與へ、

第二、イスタンブル其のものの上に斷然覇を稱へ、同市の背後地と、並に背後地の物産の捌口に對して、ロシアの管轄權下に、獨占的管理を行ふこと、恰かも嘗て十六世紀にトルコ帝國が行つた如くする、に在つた。

此の目的は次の三策、即ち（一）端的にトルコ帝國を征服するか（二）同帝國の上に排他的保護權のやうのものを設定するか、或は（三）トルコを平和の裡に列強で分割し、結局イスタンブルを夫子自ら收めるか、の何れ

かに依つて到達し得るものである。

三、英露の抗爭——イスタンブルを中心に

（第一次）大戦に至るまでの東方問題の歴史は大體、ロシアの政策及野心に對して、列強が示した反撥の歴史である。それは先づ英國、次にオーストリア・ハンガリー、而して最後にドイツの示した反撥の歴史である。

後年ソヴィエト政府は、海峽に全く野心なき旨を頻りと繰返した。然し同政府は、依然として海峽に對する野心を忘れ去るものではあるまい、との懸念が去らず、旁々後のモントルー會議で、英國が彼のやうな態度に出ることを餘儀なくされたのも幾分か此の間の事情に依る所があらう。

翻つて前記の三策を顧るに、イスタンブルに覇を稱へようとするロシアの企ては、結局、何時も英國の反對の爲に潰れて來た（尤もナポレオンに對抗すべく、英國と同盟してゐた一七七九年の如き稀有の短期間の例外はあ

る）。又、幾度か如上にのぼせられたトルコ帝國分割案の如きも、平和裡にそれを遂行しようとするれば、關係各國全體の同意が必要であり、而もかかる全體的同意は終に得られずに了つた。してみれば、海峽を手に入れようとするロシアの宿願は、一九一四年——一八年の大戦に及んで始めて成就を見た譯で、かうなるまでの間、ロシアは自國の通商を擁護すべく、退いて防禦の第二線に據るの外はなかつた。謂ふところの第二線とは、「露艦に對して海峽を開放せよ」との要求之である。然しロシアは、此處で、又しても英國の妨害に直面したものであつた。

四、英國側の海峡閉鎖論——ウェリントン

印度の防衛上、東部地中海の重要な所以を、ナポレオン戦争で學んだ英國は、其の當時経験したやうな脅威を更めてロシアの手に反覆せしめることを斷じて肯んじなかつた。蓋し、ナポレオン戦争中、かかる脅威を除く爲に英國は散々苦しんだからである。加之、ロシアの海軍根據地は英國のそれに比して遙かにレヴァント（東部地中海、殊に、アジヤ・トルコ、シリヤ、パレスチナ、エジプトの沿岸一帯）に接近してゐる。従つて英國側の主張としては、海峡を一切の軍艦に對して「閉鎖」し、且黒海に於てロシアと戦ふべき場合の發生を封ずるのが至當であり、此の方が、海峡を「開放」してロシアを地中海に出すよりもヨリ健全な政策である、とはウェリントンも嘗て指摘したことである。

之は一八〇九年の英土條約の根本に横はる原則で、ベルリン公會の後までも英國側海峡政策の土臺を形造つたものである。即ち「オットマン帝國の古法」に基き、右原則に據つて、海峡は各國の軍艦に對し閉鎖されることとなり、其の後該原則は確認され、普遍化された上、更に一步を進めて、戦時に於ては、トルコは海峡を開放し得る旨をも規定した條約が設けられ、ロシア若し印度を窺へば、トルコと同盟關係に立つ英國は、黒海に於てロシアを攻撃することも出来る建前となつた。

ロシアよりみれば、苛酷な點に於て、之に輪をかけた條件がバリ條約（一八五六年）の下に課せられた。然しロシアは、普佛戦争を機として、一方的に之を破棄したので、此の破棄を合法化する爲にロンドン會議（一八七二年）

が開かれ、ロシアにも若干讓歩させた上で、以前の狀態に復歸せしめたのであつた。此の頃になると、英國の政策にも一層の變化が現はれ、而して、右の變化は、海峡を繞る幾つかの新らしい事態によつて更に促進されたのであつた。

五、英國側の方向變換——ソールズベリ卿

先づ第一に、スエズ運河が新たに開通した結果、東部地中海に於ける英國の地位は自然緊要の度を加へ、更にキプロス島（一八七八年）及エジプト（一八八二年）を占領した爲其の地歩は一段と強化された。

第二に、ルーマニヤ、ブルガリヤが斷じてロシア帝國の下風に立たず、各々獨立の國家として勃興した結果、ロシアは地中海に進出すべき陸路を全く閉塞せられ、之が爲イスタンブルへの熱望を一層募らせるに至つた。

第三に、イスタンブルに對する英國の勢力は、さなきだに失墜していつたところへ、既述の如きキプロス島の占領一件等が起つた爲其の勢力は一入の打撃を被つた。

ソールズベリ卿がピットの遺策を覆へし、トルコを畢竟「負馬」と認めて従來の支持を一擲し、海峡をば各國の軍艦に對して開放すべき旨主張するに至つたのは、一面に於てクリミア戦争の教訓にも由ることながら、前記の諸々の新事態が相寄つて之を然らしめたものである。

英國がかく新方針を採つた以上、多分海峡に對する或る種の國際管理を生み出すであらうと見られてゐた。然るに世は二十世紀となつて、ドイツの勢力が急にトルコに伸張して來た爲と、而して英露協商が一九〇七年に締

結された結果とに依り、局面は俄然一變した。尤も、英露協商なるものは、一面に於て、ドイツの對土勢力が増大した爲に成立したものであつたが。

六、獨露の反目——英露協商

トルコを驅つて、「汎獨印度」の一大傘下に收容せしめんとするドイツの野心は、實に眞正面からロシアに挑戦する所以のもので、英國でもオーストリアでも流石にこれほどのことは、ロシアに對してやつてゐない。

加之、日露戦に敗れたロシアは、其の帝國主義的野心を再び西方に轉ずるの外なくなり、従つてドイツの野心をば一層重大視した。而して、此の間トルコ帝國は瓦解の一途を辿つていつた。

されば、ドイツの先手を打つて、イスタンブルに出ることが當時ロシアにとつての一大急務と化し、此の心構へを以て、同國は一九〇七年以來、必死の交渉を試み、新たなる盟邦英國の支持に倚賴するに至つた。

イスタンブルを狙つた右の交渉は、當時英國側に猜疑心が殘存してゐた結果、存外全幅の支持が得られず、ロシアの猛運動は茲數年間水泡に歸した。それにも拘はらず、英佛側は、百年以上もロシアに對して拒みつけて來たところのものを、(第一次)世界戦争の勃發後、僅々半歳にして讓歩許容するの外なくなつたこと既に述べた通である。

七、ロンドン密約——露の宿願成就

ロシア若しドイツと單獨媾和を行つて、英佛が置きざりを喰つては叶はない。英佛が一大讓歩に就いたのは専らかかる考慮からで、(第一次)大戦の原因としてみれば、イスタンブルに對する露獨兩帝國主義の衝突といふことも亦、決して原因中の小なるものではなかつた。即ち、「コンスタンティノープル協定」(一九一五年三月十八日)なる密約が結ばれたのは、ダルダネル遠征の著手された直前で、協定事項は次の如きものであつた。曰く、同盟國側の戦勝した場合、ロシアは、イスタンブルを——ボスポロス海峡の兩岸をも含めて——完全に領有し、且南部トラリスは、エノス・メディア線迄を與へられ、インブロス、テネドス各島及マルマラ海の諸島をも併せ獲得する。

事は紙の上だとは言ふものの、戦争の苦しまぎれに、外交政策上の一大眼目を、英國はかくして放棄するの止むなきに至つたのであつた。但しロシアが落伍したばかりに、此の約束の履行は免れた。本來ロシアの落伍を抑へる爲に讓歩した事情を考へると皮肉である。

八、セーヴル條約——ウィルソン十四個條

然るにポリシェヴィキはケレンスキー政権を覆滅し(一九一七年十一月)、無併合と帝國主義反對とを正式に標榜した上、ブレスト・リトウスク條約を締結し、イスタンブルに對するロシアの脅威は本條約に依つて少くとも三十年間は除かれたのであつた。

海峡問題の上に、次の發展段階を劃したものをセーヴル條約の成立(一九二〇年八月十日)とする。時恰かもト

ルコ並にロシアといふ、海峡問題とは一番因縁の深い國が崩解してゐたのであるから、セーブル條約中の之に關する條項も亦自ら異常なる局面の變化を反映せざるを得なかつた。

即ち、トルコ帝國は陸海の武力を、ムドロス休戰條約（一九一八年十月三十日）に依つて餘儀なく一擲し、同盟國の軍隊を引いて海峡を制する戰略的地點を占領せしめ、他方ソヴィエト政府は、デニキンの白色軍や同盟國其他の選征軍と必死の抗戰中であつた。蓋し同盟國側は、専ら海峡を制してゐたお蔭で、對露共同出兵が出来たのであつた。

かやうにして、同盟國英、佛、伊は存分の解決を——もつと適切にいへば、ウィルソン大統領の所期の解決を——トルコに押しつけ得た。何となれば、米國は、一九二〇年に既に歐洲政局より手を引いてゐたのであるが、同年に出来たセーヴル條約は、抑もウィルソン十四個條中の第十二條を根柢として出来上つたもので、「オットマン帝國中、トルコ人の居住する部分に對しては嚴に其の主權を確保せしむべく……ダルダネル海峡は、國際管理の下に、永久に列國の船舶及通商に對して之を開放すべきものとす」と同條に規定してあるからである。換言すれば、平戰兩時を通じて、完全なる通航の自由を各國の軍艦並に商船に對して保障し、彼のダルダネル選征當時（一九一五年）のやうな人命の恐るべき濫費を二度と此處に繰返すまいとしたのがセーヴル條約なのであつた。敢てこれに限らず、ウィルソン大統領の原則を實地に適用するのは決して樂な仕事ではなかつた。

然らば、海峡が事實トルコの制壓に歸することを如何にして防ぐか。

此の第一の困難は、ダルダネル海峡のヨーロッパ岸をギリシヤに割當てること（當年のギリシヤは、ロイド、

ジョージの息がかかつてゐた）及新しき海峡制度の運用を新設の國際管理委員會に監督させることとして乗切つた。

次に、イスタンブルを如何にして敵襲より防禦するか。又、トルコが交戰國たる場合（例へば希土戰爭）に於ても、海峡通航の自由を確保する爲にはどうしたらよいか。

此の第二の困難は前者よりも解決がもつと面倒であつた。ウィルソン十四個條中に考慮されてゐたやうな、一般的國際管理制を此處に布くことには強硬な反對が現はれた。此の種の反對は、大戰前ロシアからも頻々強調されてゐたもので、國際管理なるものは、一朝有事の際殆んど頼りにならぬ、といふのが其の論據であつた。

又、公平なる第三國の委任統治に附して解決するの代案は、唯一の候補國たる米國自身が、かやうに廣汎な義務の負擔を忌避したので、自然立消えとなつた。

茲に於てか、最後の一案として、海峡の沿岸一帯に武装解除を施し、英、佛、伊三國の軍隊をして此の區域を占領せしめ、此の聯合軍の武力を以て國際委員會の決定を支持せしめんとすることに落付いた。而して此の最後の策が、海峡に對する一般的國際管理の代案としてセーヴル條約の下に採擇されたのであつた。

此の解決は、但し、セーヴル條約が反映する國際政局と同様、要するに過渡的なものであつた上、結局批准が行はれず、従つて正規に發効するには至らなかつた。由來、セーヴル條約なるものは、近東に於ける列國の勢力均衡に立脚して作られたものであるから、一と度ソヴィエト政權が強化せられ、且ムスタッファ・ケマル（ケマール・アタチュルク）の下に、トルコが統一せる強大なる國家として勃興し來るや、條約が出来て未だ二個年も経

たぬ中に、關係列國の右均勢が悉く動搖し去つたのも固より其の咎であつた。

九、ソ土同盟條約——一九二二年三月

他方、宿敵のソ土兩國は、同盟國側の「共同干涉」なる脅威に直面するに及んで握手した。一は直接の干涉、他は「ギリシヤのアナトリア侵略」といふ假面を著けたもので、其の實同盟國側の干涉であつた。ソ土兩國は、懸案中のアルメニヤの確執を解決した上、モスクワに於て同盟條約（原文のまま——譯者）を締結した（一九二二年三月）。

ソ土の右條約第五條は、

一、海峽を列國に向つて開放すること。

一、ソ土の自由を保障する爲に黒海沿岸國の會議を招集し、以て國際的保障條約案を起草すること。

一、但し右は、トルコの絶對主權及イスタンブルの安全を害せざるべきこと。

英、佛、伊同盟三國の結束が、あれほど弛んでゐなかつたなら、ギリシヤ軍のアナトリアに於ける徹底的敗戦後と雖も、ソ土の結合は尙ほ且格別の強味を發揮せず済んだであらう。然るにイタリー政府としては、ギリシヤ側の野心が、アナトリアに對する企圖を妨害するの嫌あるが爲に初めから之を不快とし、フランス政府は又、海峽に對する三國の共管制なるものが、其の實、最強海軍を擁する英國の優越に歸すべき事情あるを看取するに

至つた。

茲に於てか、フランスとイタリーとはケマル・パシヤのトルコ政府と夫々密約を締結し、（佛土密約は一九二二年十月二十一日、伊土密約は一九二二年四月二十四日）「海峽自由の爲に戦ふ」決心の英國は孤立に陥つて、セーヴル條約を履行するだけの力量も意思も持合せがなかつた。

一〇、ローザンヌ條約——妥協の分析

ローザンヌ條約の規定した新解決の基礎を爲したものは、ムダニヤ休戦條約である。同休戦條約は、同盟三國たる英、佛、伊と、ギリシヤと、而してトルコの各軍司令官とが之に署名したものである（一九二二年十月十一日）。一方ギリシヤ軍は、トルコ軍と戦つて敗れたし、ロイド・ジョージも亦、トルコ軍をトラーイスより驅逐する爲に一戦する氣になれなかつた。かくして、海峽の沿岸に對する主權を、希土兩國の間に分割しようとする中間策は當然放棄された。

此の結果、トルコの主權は、ヨーロッパ岸に於て、北はアドリヤノーブルまで、又西はマリツツァ河までの間に再び確立せられ、イスタンブルの安全に對する直接の脅威は之が爲に除かれ、海峽の沿岸を同盟國軍隊の共同占領に附するの件は茲に於て消滅し去つたが、ローザンヌ會議の期間を通じ、英國の軍隊はイスタンブルに駐屯を續けたのみか、更に進んで増兵までも行つた結果として、同國首席全權カーソン卿は、同會議に於て、彼のセーヴル條約の確立した原則——海峽通航の自由——を理論上維持し得たのであつた。

今参考の爲、ローザンヌ條約（一九二三年七月二十四日署名）に規定してある海峡協約の梗概を左に示す。蓋し、後のモントルー會議は、此のローザンヌ條約改訂の目的を以て招集されたものなるが故である。

ローザンヌ條約に於ける海峽協約（梗概）

(一) 商 船

各國の商船及非軍用航空機は、平時も戦時も等しく通航の自由をもつこと、セーヴル條約の規定と同様である。但しトルコ自ら交戦國たる場合に於ては、同國は一般的交戦權の行使に依り、敵國商船を處理し、中立國船舶には搜索を加へ得る。

(二) 軍 艦

1、平時。各國の軍艦に對し、商船同様通航の自由を容す。但し通航し得べき一國の艦隊の實勢力は、黒海沿岸國の一が、黒海に於て有する艦隊の最大勢力を超過せざること。

2、戦時。(イ)トルコが中立國たる場合。

中立國の軍艦に對しては、前項と同一の條件を課する。然し交戦國の軍艦にして、黒海沿岸國の交戦權(黒海に於ける)を侵害する如きものに對しては之が通航を禁止する。

3、戦時(ロ)トルコが交戦國たる場合。

中立國の軍艦のみならず、航空機も、自己の危険に於て通航し得る。但し、敵國兵力の通峽を阻止する爲、

トルコが執ることあるべき措置は、中立國の權利を侵害するものであつてはならぬ。

(三) 保 障

1、武装解除地域。

ボスポロス及ダルダネル海峡のヨーロッパ岸及アジア岸。

ダルダネル海峡の出口を扼するギリシヤ及トルコ兩國の島嶼及マルマラ海の同上島嶼(但し、エミール・アリ・アダシ島を除く)

戦時に於て、トルコが本條項を修正することは自由である。尤も其の趣を署名各國に通知し且戰爭終了に方り、原狀を恢復することを約束せねばならぬ。

2、セーヴル條約に基く「國際海峡委員會」(署名國代表全部を以て組織するもの)は、永久にトルコ國議長の下に之を維持する。

3、海峡の自由が脅されるか、若は武装解除地域の安全が脅される場合には、署名國は——就中英、佛、伊、日の四個國は常に——聯盟理事會の決定すべき對策に基きかかる脅威を處理する。

海峡の武装解除及海峡の通航自由に關する規定は聯盟規約署名國の權利義務を害せざるべきこと。

これは妥協である。海峡の完全なる通航自由を求める西歐諸國と而して黒海に於ける特殊利益に根據して、此處に特殊の取扱を求めんとする黒海沿岸諸國、此の双方の希望を折衷したものが即ちローザンヌ條約である。海峡に對するトルコの主權は、本條約に依つて完全には恢復されてゐなかつたけれど、其の代り同國の安全は、一

般的にも又特別的にも、保障せられ、且トルコが一朝交戦國の地位に立つ場合、海峽に於て事實上任意に行動するの権限をも與へられたのであつた。

一、ソ聯の孤立化——ソ土の新婚旅行終る

然るに、痛く之を不満とした國家があつた。ソ土兩國の新婚旅行はローザンヌ會議までと打切となり、同會議の討議の基礎をなした條約草案は、専らトルコ代表と英國代表カーゾン卿との間に取極められ、ソ聯のチェリン代表は終に孤立に陥つた。

そこでソ聯代表は右草案の根本條項に反對を唱へ、平戰兩時を通じ、一切の軍艦に向つて海峽を閉鎖せよと議論し、閉會に方つてはローザンヌ條約に「抗議の下に」署名はしたものの、結局ソ聯政府は之が批准を拒否したのであつた。

各國軍艦に對し海峽を閉鎖するといふ、トルコよりも更に一層トルコの態度をチチェリン代表がローザンヌ會議に於て執つたのは敢て異とするに足らぬ。當時のソ聯は海軍らしい海軍をもたなかつた。故に海峽が軍艦に對して開放されたところで、實は地中海へ出して利用するだけの船の持合せがなかつたのであつた。

加之、ソ聯の經濟から言つても、強大なる艦隊の建造を必要とするやうな情勢に立つことを極度に忌み嫌つた。ソ聯の政治家達は、黒海沿岸の基地から、バクーの各油田やドニエツ沃野に加へらるべき空襲の可能性も勿論考へて閉鎖論を執つたものではあるが、更に同國側としては、同盟諸國の對露干涉（一九一九—一九二一年）を通じて得た

教訓も亦大に其の反對を助長する所があつた。教訓とは即ち、自國の安全に對する脅威は、黒海に沿岸を有せざる國の軍艦に對して海峽を開放することからも生ずるもので、就中、之が重大だ、といふことである。

ソ聯としては、軍艦の通航自由に加へられた制限に満足することは出来なかつた。條約の規定によると、なるほど前述の如く、一個國としてならば如何なる國家と雖も、ソ聯自身のもつ黒海艦隊以上の海軍力を黒海に入れろことは出来ぬ道理ではあるが、例へば一九一九年の干渉當時のやうに、多數敵國の聯合が成立すれば、結局強大な海軍力が黒海に浮ぶ譯で、ソ聯にとつては依然危険は免れない。

前年に結ばれたソ土同盟條約（原文のまま——譯者）の誼から考へても、又海峽の右閉鎖がイスタンブルを一段と安全化する關係からいつても、トルコ代表の支持は必然得られるものと、チチェリン代表は期待した。然るに此のトルコの支持を失つたのであるから、同代表は痛く失望した。今一度戦はうといふ勧誘をトルコ側に蹴られて、チチェリン代表は全然孤立に陥り、今は唯カーゾン卿の條件に屈する外はなくなつた。而してソ聯政府が結局ローザンヌ條約の批准を拒絶するに至つたことは先に述べた通であるが、同條約中の海峽協約に對しては、爾後滿十三年間に互り、ソ聯はトルコに勝るとも劣らぬ熱意を以て、改訂論を立て通した。

さればトルコとしては、海峽協約の改訂論さへ持出したら、何時でもソ聯の支持は得られることを百も知り抜いてゐたのであつた。

二、ソ土再び接近——同盟條約更新

ローザンヌ條約成立後の十年間は、附屬海峽協約も、同協約實施の爲に設けられた海峽委員會も共に圓滑に運用され、事態は平穩無事で殆んど外交方面の注意を惹かなかつた。自由なる交渉を土臺とする條約、此の形式で他の平和條約も結ばれたならば、ヨーロッパには當然かうした平和が齎さるべき筈のもので、ローザンヌ條約は其の模範である、とまでも言ひ做された。

但し、ソ聯側よりは折々公文が來て注意を促し、同國は尙ほ海峽の此の新事態を首肯せざる旨を申入れた。例へばローマ海軍會議（一九二四年二月）の際の如き、ソ聯代表ベレンス提督は、此の會議を打ち毀すことに於て何人にも劣らぬ努力を示し、黒海のみならずバルト海をも——沿岸國以外の國の軍艦に對して閉鎖せよ、然らずんば、ソ聯は主力艦最大限度四十萬トンを要求する、と主張したものである（英國の申出たソ聯への同割當は十萬トン）。

越えて一九三〇年一月に至り、ソ聯の軍艦二隻が秘かに海峽を通過した事實が判明して、他の黒海沿岸諸國に若干の恐慌を起させた。之はトルコ官憲の默認に依つて行はれたものと見られ、ソ聯がアンカラのトルコ政府と親善關係を保つ限り、ソ聯のローザンヌ條約違反は到底阻止し得るものでない、といふ事情を右黒海沿岸國は覺つたからである。他方英國政府は説をなして、かゝる事態の下に於ては海峽委員會が干涉しても所詮無駄であると言つた。但し之で沿岸國が慰められる筈もなかつたのである。

ローザンヌ會議中一時相反目したと言へ、トルコとソ聯との密接なる提携は爾後恢復された。當時は兩國とも聯盟國ではなかつた。而して或意味では共にヨーロッパの仲間外れであり、西歐列強の帝國主義の脅威を交

痛感してゐたからであつた。

トルコ對ソ聯の親善關係は、一九二五年十二月の（友好及中立）條約で増進された。時は恰かも英土兩國の間に、イラークに關する紛争が行はれてゐた時代である。而して右條約は一九三〇年に更新されてゐる。

一三、トルコ外交の狙ひ——全面的國交調整

然しトルコとしては、只管ソ聯の腕にのみ縋ることを好まず、西歐諸國との各種の紛争に解決を附し、更めて各國と交誼を厚くするの方針に向つてゐた。蓋し、西歐諸國はトルコと事實上領土を接する關係に立つたからである。例へば、英國並にイラークに對しては關係條約（一九二六年六月）に依つてモスールの紛争を片づけ、かくして英土緊張を一掃した如き（主として英土間の緊張の故にトルコはソ聯に傾いた）、イタリーとの間に友好條約を結び（一九二八年五月三十日）イタリーの野心に胚胎するアナトリアへの脅威を除かんとした如き、或は同種の條約をフランスと取結び（一九三〇年二月）以てシリヤに關する兩國の緊張を暫時解消せしめた如き皆その部類に屬するが、恐らく最も重要性を帯びたものは、一九三〇年十月ギリシヤとの間に友好條約を締結し、希土兩國の海軍力の均等を確立し、之を以てギリシヤ海軍に依るダダネル海峽封鎖の脅威から脱すると共に、百年にも及ぶ反目抗争に代ふるに、親善關係の樹立を以てしたことであらう。後のモントルー會議に於けるトルコの成功には、此の希土條約が少なからず貢獻してゐるのである。

トルコの上述の外交政策は、同國の聯盟加入（一九三二年七月）によつて絶頂に達し、從來は、聯盟機關たる

「海峽委員會」が前記の如く常にトルコ議長、即ち非聯盟國議長の下に開かれたといふ異常な事態は之に依つて終熄し、一九三四年までに、トルコは聯盟理事國の椅子を占めると同時に、自ら主動者となつて結成したバルカン協商に對し之が牛耳を執る國家となりながら、他方ソ聯との友誼も、ソ聯のアジヤに於ける隣邦との友誼も別段毀けずに濟ませたのであつた。

語を換へていへば、トルコは、殆んど總ての聯盟國と普く親善關係を結び、外相ルスチュ・アラス氏は聯盟の各會議に於て積極的活躍を示した。尤もこれは、アラス外相其の人の手腕の故のみとも評し切れない。バルカンの隣邦といはず、アジヤの隣邦といはず、トルコは武力、能率二つながら一頭地を抽くものとなつてゐた。蓋しムスタフ・ケマル・パシヤの指導の下に軍費を増大し、自給自足の五個年計畫を遂行し、重要軍事鐵道を敷設した等の事情にも依る所が多いからである。

一四、海峽の再武装——トルコ政府の威嚇

トルコは其の地位を自覺した。さればこそ、聯盟軍縮會議に於て、海峽再武装の問題を提起したのである。右會議の一般委員會（一九三三年五月二十三日の第六十二回會議）に於て、アラス代表は、其の同僚が先に試みた陳述（註一）を承け、ローザンヌ海峽協約中に規定された武装解除に關する條項の廢棄を要求し、本問題審査の爲軍縮會議に別に一個の委員會を設け、同委員會は、一、黒海沿岸國代表 二、地中海沿岸國代表 三、日、米兩國代表を以て之を組織すべしと要求した。

トルコ代表の提案を、英國のサー・ジョン・サイモンを始め、若干の委員は興味を以て接受した。然るにフランス代表ポール・ボンクル氏は、此のトルコの提案に疑念を挿み、ローザンヌ協約改訂、即ち海峽再武装の提案を、軍備減少會議の席に持ち出す如きは決して其の處を得たものでない、との意見を吐露し、トルコ案に依る別個の委員會設置の一件は終に無期延期の憂き目を見た。

然しながら、トルコは何條西歐諸國のかゝる遷延策を甘受すべき。問題は、一九三三年七月、ロママに於て行はれた希土間の交渉に際しても再燃し、延いてはバルカン協商の成立へと導いた。

バルカン協商の締結に際しては、飽くまでも「ユーロピン諸國間の條約」にする、といふことを、トルコは念頭におき、（ユーロピン諸國とは、海峽問題に直接關係ある國家、即ち、黒海沿岸國及ギリシヤ）而して、本條約の埒内に於て海峽再武装の承諾を確保しようとしたものである。但し此の案も亦、一九三三年十月末までの間に於て、ブルガリヤ、ユーゴスラヴィヤの反對に會つて潰れた。蓋し兩國は、ギリシヤ、トルコの二國が結んでバルカン制覇を目論みはせぬかと疑ぐつたのであつた。

此の後二個年間といふもの、アラス外相は數回に互つて本件に關し世間の注意を喚起した。最初は、トルコが恰かも軍備充實七個年計畫に著手せんとした一九三四年五月であつた。而して當時のトルコを甚しく脅した事件が二つある。

第一は、ブルガリヤとユーゴスラヴィヤとが親善關係を恢復したことで、それはやがて、トラリス國境に對する潜在的脅威を意味するものであつた。

第二は、ムッソリーニ首相の聲明「イタリアの歴史的目標はアジア及アフリカに在り」(三月)と叫んだもので、特にこの方の脅威が重大であつた。伊土の間には條約(一九二八年締結、一九三二年更新)がある。然し右の聲明は、サン・ジャン・ド・モリエヌ協定の示す所の野心、換言すれば、アナトリアを窺ふ野心をイタリアが放棄するものでないことを、露骨にトルコに印象させるものに外ならずと、トルコ側では看做したのであつた。蓋し英、佛、伊三國間に取極められたアジャ・トルコに關する右協定(一九一七年四月十七日)(註二)は、一九二五年十二月に至つて復活の徵候を呈し、トルコ若しモスール問題を捉へて開戦すれば、ムッソリーニ首相はアナトリアに侵入すると脅した経緯があるからだ。

前記ムッソリーニ首相の聲明に接するや、トルコ政府はイタリア政府に照會を發した。然しイタリア政府で出した保障——「ムッソリーニ氏の演説はトルコに言及したものではない。氏はトルコをヨーロッパの國家と認めざる。」——は殆んど氣休めの足しにもならなかつた。

以上述べ來つた如く、トルコ再軍備政策の主たる動機は、海峽の再武装を、其の再軍備と不可分關係に置かんとするに在つた。而して、アラス外相は、ローザンヌ條約改訂の要求を反覆するに付て、次の點を指摘した。曰く、軍縮會議が失敗したこと、聯盟は日本の脱退とドイツの脱退氣構へと依つて甚しく弱體化したこと、聯盟がイタリア制裁に對する態度を變更した結果、ローザンヌ條約中の保障條項(第十八條)の効果が自ら問題となつて來たこと。

アラス外相の下した此の一手は、英國外相との間に激論の交換を誘ひ、かくてアラス氏は又もや其の要求を撤

回し「現下の事情に鑑み、トルコ政府は……本件を追究するの意思なき」旨を英國政府に保障したのであつた。

越えて一九三五年四月半ば、聯盟理事會(第八十五回特別)に於て佛國代表ラヴァール氏の制裁に關する決議案討論が行はれた際、アラス代表は、次の意味の聲明を試みた。曰く、「トルコはローザンヌ條約中の海峽武装解除條項を差別的なるものと認める」と。而して現行條約に依つて定められてゐる事態に變化が起れば、トルコは自國の安全並に平等の原則を念として、海峽制度を改訂するの義務あるを感ずる、とまで極言した。換言すれば、サン・ジェルマン條約(對奧)、トリアノン條約(對洪)、ヌイー條約(對勃)の軍事條項の改訂が既にストレザ及會議の議題に上つてゐることは、トルコにローザンヌ條約改訂の權利を與ふるのみならず、實に改訂を必要と認めしむるものである、といふのである。

此のトルコの聲明と、而して聲明の含む威嚇とを、當時のソ聯代表リトヴィノフ氏が公然支持したのは興味ある事柄で、英國代表は此の改訂問題を、一時豫定されてゐたローマ會議に於て上程すべき旨約束した(一九三五年勿々開催の筈であつた右ローマ會議は流會となつた)。而して、バルカン會議(一九三五年九月、ブカレスト)に於ても、トルコの聲明は同様の辭句を以て反覆され、聯盟總會の全員委員會(一九三五年九月十四日)に於てもそれが繰返され、對伊制裁を行ふこととなつた急迫せる會議に於ても、トルコ代理外相は重ねて聲明し、「豫見せられざる事態の發生する場合」海峽の安全を確實にする爲に「トルコは必要なる措置を執ることを躊躇するものに非ず」とした。

トルコは海峽を閉鎖せんとする、との風説が此の頃諸方面に傳播した。此の爲、三日の間といふものは、歸航

の覺束なきを懸念して、一隻の商船も海峽を通航しなかつたほどであつたが、差當り西歐諸國の態度にも變つた容子が見えず、旁々右諸國の反對に會して、トルコの威嚇は水泡に歸した。

「註一」 聯盟軍縮會議一般委員會に於けるケマル・ピュスニユ・メイの陳述。

「註二」 英、佛、伊三國間に協定されたアジヤ・トルコに關する密約は、ロシアの同意が効力發生の要件となつてゐた關係で、終に發効に至らなかつた。

一五、局勢 — 變 — トルコ側に幸す

西歐諸國はトルコの主張をかく一蹴した。然し之を一蹴せしめた所以の事態は、一九三六年三月半ばまでに次の兩事件によつて全く變化した。一はイタリアのエチオピア侵略が聯盟規約を蹂躪して首尾よく遂行されたこと、二はドイツがヴェルサイユ條約並にロカルノ條約に違背して、ラインランドの武装解除地帯を再び占領したことである。

ラインランド再占領後幾週間に亘り、ジュネーヴに於ては頻りに風説が立ち、トルコは將にドイツの掣に倣つて、海峽の武装解除地帯に出兵せんとするといふことであつた。此の風説は、實は、誤れる想像説から生れたもので、其の想像説は勿論、前年のトルコの威嚇から來たものと判明したけれど、トルコ參謀本部の意見が通つたならば、世界は又してもイタリア、ドイツ等の示した例の既成事實に直面したかと察すべき十二分の理由があつた。トルコ政府は、協約の改訂を、合法手段に訴へることに決定したのであつた。

之より先、聯盟理事會は、ラインランド再占領に發源する事態を處理せんが爲、ロンドンに於て開催せられ、而して右の會議に於てトルコ外相アラス氏は、英佛代表に向つて非公式に改訂問題を持出し、同外相の歸國後、即ち四月十日を以て、トルコ政府は正式に、ローザンヌ條約締結國のアンカラ駐劄各代表とユーゴスラヴィヤ代表とに之に關する同文通牒を手交し、同じものを聯盟事務總長にも亦參考として發送したのであつた。

トルコの通牒は、ローザンヌ條約以來、歐洲の情勢に一大變化の生じた事情を擧げて同條約改訂の必要を説いた後、從來トルコが各種條約を嚴守し來つた記録を述べ、早速關係各國に於て右改訂一件の協議に入らんことを提議し、其の要求が充たされなければ、トルコは「或は必要な措置を實施するの責任を執るに至るやも知るべからず。」といふ暗黙の威嚇を以て結んであつた。

トルコ政府の右動機を分析するのは極めて興味が深い。蓋しエチオピアの侵略を聯盟が喰ひ止め得なかつた結果、小國の上にそれがどう響いたかを、明快に示すものがあるからだ。

一六、協約改訂の論據 — トルコ通牒要點

通牒は指摘して言ふ、トルコが海峽に對する主權を縮少したことは、同國の受取つた二重の保障（ローザンヌ條約第十八條）に依つて始めて正當化される。之は條約明文の示す通りである。然るに、該條約中の保障は最早充分有効とは認め難い。第一に、右の保障條項は、各國の軍備が今ほど整頓しなかつた時代、否、更に一段の軍備縮少が見越されてゐた時代に設けられたものであり、又國際約定を尊重する建前の下に各國が政治關係を結ん

だ頃の話である。

然るに之等の期待は悉く外づれ、各國の陸、海、空三軍はいづれも著々擴張の一途に向つた。第二に、エチオピアの例でもわかる通り、集團的保障制度は急場の間に合はないと（此の言ひ分は、ローザンヌ條約の一般的保障のみならず、聯盟規約第十條の一般的保障にも當て嵌る）。

トルコの通牒は更に言ふ、英、佛、伊、日四個國の對土保障は最早當てにはならぬ。イタリアは英佛と争ひ、日本は聯盟を脱退し、且歐洲の事件に積極的に干渉することを止めた。第三に、ローザンヌ條約は、トルコをして急場の戦争に備へしめる條項を缺くと。

同通牒は其の末段に於て、或る「大陸及島嶼の防備」に言及し、ドデカニーズ諸島に最近施された防備を以て、イタリアが端的にトルコ國防の弱點を衝かんとするものなるを諷した。

條約改訂の要求を、トルコは「誠心誠意」を以て提出すると稱した。どこまでさうであつたか、見方は區々である。

ヨーロッパの一般狀勢が悪化し、條約が頼りなきものとなつた、としての改訂論は尤ものことでもあるし、イタリアの脅威を頭痛に病むのも當然である。ムッソリーニ氏が二年前に放つた「イタリアの歴史的目標はアジア及アフリカに在り」といふ聲明の眞意に付ては、既にエチオピアの侵略が行はれた以上、再び反省して見るべき理由も、トルコ側には存する譯である。

況んやドデカニーズ諸島中のレロス島に防備を施したのをみれば、エチオピアを消化した上、イタリアは其の

暮る食慾をアジアに於て満たすべきことを暗示する。トルコの心痛が決して杞憂でないことは、次の二個の事實に依つて立證し得べきものであらう。

一、トルコは、英國の提議に係る地中海海軍協定（一九三六年一月）を欣然應諾したこと。

二、トルコは、各國に向ひ、策を立ててエチオピア問題を清算せんことを熱望したこと。

但し、通牒に書いてない動機——海峽再武装に依つて自己の威信を高めるといふことも亦、トルコ國獨裁者の胸中には往來したに相違あるまい。

一七、列國の駈引——英佛轉向す

唯一國の例外を除けば、關係各國はトルコの通牒に對して色よき回答を寄せ、トルコ政府として合法的手段に訴へた方針の賢明だつた所以が立證された。

ソ聯の態度は前後一貫してゐた。ソ土の間柄は當時尙ほ相當親善の狀態に在り、トルコを唯一の黒海の玄關番にしておきたい、といふのがソ聯としての希望でもあつたし、又海峽制度を自國に好都合となるやう改める上に、會議は絶好の機會を提供するものであるから、之は毫も怪しむに足りない。寧ろ怪しむべきは、英佛の兩國が、茲に至つて、三年來の立場を全く翻へし去つたことの方である。

トルコに海峽の再武装を許せば、ドイツにラインランド再武装の口實を與へる、といふ意味の反對は既に消滅した。之も一大轉向の理由ではあるが、更に一層積極的な理由は、地中海に於ける勢力の均衡が破れ、新均勢を

作出する爲に、英國側としては、新らしい友邦と、而して新らしい據點とをレヴァントに發見するの必要に迫つた事情の裡に見出される。地中海に於ける均勢は、抑もイタリーのエチオピア征服が原因となつて之を破壊したものであつた。

英國の新方針は、彼の新英埃條約の締結一件にも現はれてゐるのであるが、トルコから要求の出たのを得たり賢しとして、舊交を温めることとなり、佛紙の所謂「英土の第二次新婚旅行」を英國政府は茲に企てた。

トルコを友邦として、之と相當親善關係を結べば、ソ聯の傘下よりトルコを引離し得るものと、英國は睨んだ。此のことは、後のモントルー會議の経緯にも見えてゐる。蓋しソ聯を恐れることが、英國をしてトルコの要求を拒ましめた最大の理由であつた爲である。

翻つてフランスの態度を窺ふに、英國とは凡そ正反對の考へに支配されてゐた。フランス側の考へは、地中海に於けるソ聯の勢力を増大せしめ、延いては佛ソ相互援助條約の價値を高めたい、といふのであつた。而して、此の方の希望が目前相當に強かつた爲、同國は、條約改訂に對する從來の一般的反對を此處で棄てるに至つた。元來海峽再武裝に對するフランスの反對は、條約を改訂すること自體を非とする點から來てゐたものであつた。

英佛は、かく相異なる二個の動機から、夫々同一の結論を執るに至つた。従つて、後のモントルー會議に於ける紛紜の種子は、早くも此處に伏在してゐたのであつた。

他方、トルコの盟邦たるバルカン諸國中にも、前者の要求をさう易々とは通さなかつたものがある。トルコの一舉がバルカン協商を攪亂するといつた噂には、相當の根據もあつたらしい。ギリシヤ商船にして、年々ダルダ

ネル海峽を通過するものは可なりの數に上り、従つて同國は此の件に深き關心をもつものであるが、トルコの要求に應ずることに於て、ギリシヤは何國にも劣らなかつた。

希土間條約が一九三〇年に締結されてからの兩國は、既述の如く密接なる關係に立つてゐた。従つて、トルコの強化は即ちギリシヤの強化に外ならず、と考へたのみならず、海峽再武裝が實現すれば、ギリシヤも亦、ローザンヌ條約の下に、均しく武裝解除を實行させられたレムノス島、サモトラキ島に、再武裝を施して差支ない道理となる。

ギリシヤの外には、ユーゴスラヴィヤ政府が前者と同一見解をとり、バルカン協商國の一國の安全は、取りも直さず、同協商國全體の安全である、と看做した（ユ國はローザンヌ條約の締約國ではない）。

然るに主たる困難は、最も直接の利害を有する黒海沿岸國側から出たのであつた。ブルガリヤ、ルーマニヤの兩國は、何れも黒海を擧げてソ土兩國の湖水化せしむることを悦ばなかつた。然し、各々正反對の理由から出發して、海峽協約改訂の問題を利用せんとした。

就中ブルガリヤは、二つの方向に於て、關係條約の改訂を迫るべき好機を茲に見出した。其の一は即ち、ヌーイー平和條約の軍事條項に關するもので、問題は既に歐洲の關係國際諸會議に上程されるところまで進んでゐた。

其の二は、エーゲ海に海口を獲得するに付ての、ブルガリヤの權利に關するものであつた。蓋し、同國の主張に依れば、右海口に關する權利は、ヌーイー平和條約で理論上確定してゐるのに、ギリシヤ政府が満足に之を實

現してゐない、といふのである。更に曰く、トルコは今や、海峡の唯一の管理國たらんとしてゐる、而もブルガリアは、バルカン協商に屬せざるが故に、此の際猶更エーゲ海に海口を求むるの必要切なるものがある。紛紜の胚種は此處に潜んでゐた。ブルガリアに海口を與へる覺悟を、ギリシヤ側では固めてゐたかも知れない。然しながら、其の海口と、ブルガリア領とを繋ぐ廻廊——ブルガリアは今や之を要求し始めた——の讓許に對しては、希土兩國が共に拒絶すべきことは必然であつた。同廻廊に關する權利は、ヌーイー條約の上では全然認めない、と希土兩國側は主張するのである。

重要視すべきものは、バルカン協商と小協商の兩股かけてゐたルーマニアの態度であるが、其のルーマニアはトルコの提案を以て危険と見た。條約改訂を原則として認めるならば、ルーマニアとしては何等得る所なく、徒らに喪ふ所のみ多きこと歐洲の他の何國よりも甚しいものがあるからだ。

此の外、ルーマニアも亦エーゲ海に海口をもたない。而して第一次大戰を通じ、海峡をトルコの爲に封鎖された苦しさは身に沁みてゐる。とはいへ、當時のルーマニアはソ聯とも親しく、而してトルコとは盟邦であつた關係上、茲に至つて、條約改訂を受諾するか、或は同盟國を失ふか、の破目に追ひ込まれたのであつた。

かやうな経緯があつたればこそ、トルコ政府は、外務省事務總長ヌーマン・リファット・メネメンチオール氏をバルカン諸國の各首都やモスクワに派して諒解を求め、結局、ブルガリア、ギリシヤ、ユーゴスラヴィヤ及ルーマニアより、いづれも好都合の回答を取付けたのであつた。

一八、イタリーの沈黙——對伊制裁の延長と視る

他方、歐洲關係の約定から手を引いた日本も亦、原則上受諾する旨通知して來たので、ローザンヌ條約署名國中、無言に終始する者は唯、イタリー一國のみとなり、同政府の旨を承けた伊國諸紙が、海峡問題は何もトルコ、一國に係るものでなく、事は地中海全般の形勢に響く、と論じて纔かに政府の政策を匂はせたに止まつた。

イタリーの沈黙は當然でもあり、迷惑でもあつた。當然といつた譯は、對伊制裁に干與するもの、トルコを始め約五十個國の多數に上り、之が補足的措置たる地中海海軍協定(英、佛、希、土、ユーゴ間)も亦依然嚴存してゐた上に、元來イタリー恐さの餘り、トルコは海峡再武装を要求するのだ、といふことを耐度してゐたからで、英國其他が當初の政策を一變して、トルコの希望に副はんとするは、専らイタリーに拮抗してトルコを自己の陣營内に拉致したい爲だ、といふことをも看取してゐたからである。かく見れば、これは取りも直さず、對伊制裁の延長に外ならぬ。

加之、トルコの要求に對して沈黙を守れば、それが駆引上の武器ともなり、之を用ひて對伊制裁の撤回乃至、地中海海軍協定の廢棄を期し得べきのみならず、更に進んで、エチオピアの併合までも承認せしめ得るかも知れぬ、とイタリー政府は考へたものに相違ない。

又、イタリーはローザンヌ條約の締約國なるが故に、其の参加なしには、同條約の改訂は出來ない。大體論からも勿論それは困るのであるが、更に特殊の理由としては、海峡を通航する船のトン數に於て、年來イタリーは第

一位を占めて来た事情がある。従つて同國の不參加は、決して形式論上の支障のみに止まらないのであつた（伊國紙は當時ヒントを與へ、六月の理事會が對伊制裁を撤回すれば、イタリーは會議に出席するやうにも傳へたので、關係國も聊さか愁眉を開いた。然し結局制裁は撤回しても同國は參加しなかつた。）

一九、トルコ外交の勝利——合法手段圖に當る

他方トルコの要求に對してはローザンヌ條約に關係なき國の新聞紙にも之を支持するの風が見えた。就中ドイツは、海軍國としての地位が新たに出來、又、ドナウを經濟的出口として使用すること愈々急となつては來たが、「安全保障に關する一種の理念」を排斥せんとする國是の延長として、トルコの出方を稱揚した。而して同時にソ聯に對しては愚痴を零ぼした。ソ聯はドイツから出した同様の要求を、つい先刻一蹴しておきながら、トルコに對しては全幅の支持を與へたからである。

ハンガリーは、トルコの通牒が軍縮の失敗を力説した點に共鳴し、其の一舉を以て自國の期する條約改訂の好先例と看做し、爾餘のローザンヌ條約非締約國も亦トルコの行動を稱賛した。

故にトルコ政府の外交は、各般の條約改訂一件に賛成する國、反對する國、双方の支持を獲得するに成功した。蓋し、改訂賛成國は、トルコの目指す目標に向つて支持を與へ、同反對國は、トルコの採用した合法的手段に向つて支持を與へたのである。かくして、残るところは一に會議開催の日取だけとなつた。

二〇、ソ土の合作——英國側出し抜かる

トルコの最初の通牒は、急遽開會を要求し、四月頃の噂によると、英國からの會議受諾の回答を得るや、トルコ政府は即時海峽の武装工事を開始し、工事の契約をクルップ社との間に締結したといふことであつた。

他方、イタリーの會議参加を希望する關係列國は、開會を六月末の理事會まで延ばしたいと思つた。右の理事會で對伊制裁を撤回すれば、イタリーは大體協力すると見込んだからで、會議の日取は中間をとつて六月二十二日（理事會の開かれる四日前）と定められた。蓋し、理事會の終了を待つた上、七月に本會議を續開すれば、イタリーも出席するだらう、と睨んだ爲である。

又會議地としては、日本の神經に觸るジュネーヴも、ソ聯に差障りあるローザンヌも共に之を回避して、其の何れとも遠くない、モントルーが選に當つた。

ローザンヌ條約締約國代表は、イタリーのそれを除く外、全部モントルーに參集し、會議は豫定通り六月二十二日「パレス・ホテル」(「オテル・パラス」)に開催せられ、やがてトルコの改訂協約草案に對する討議が開かれた。

註、スイス國前大統領モッタ議長の下に開會、首席全權の演説は、何れもトルコが條約の一方的破棄を行はなかつたことを稱揚したが、ルーマニヤ代表ティユレスコ氏の推舉に依り、濠洲代表ブルース氏（駐英濠洲高級委員）を議長に、ギリシヤ代表ポリティス氏を副議長に、アグニナス氏（聯盟軍縮部長）を事務總長に夫々推薦決定した後議事に入り、次回會議より非公開として一般討議に入ることとした。

モントルー會議の経過は、二期に分れる。其の一は、トルコ原案が討議の基礎として採用せられ、而して六月二十五日、第一讀會の終了を俟つて休會した期間まで、其の二は、七月六日本會議が再開せられ、トルコ原案の代りに、英國の代案が討議に上つた以後の期間である。

最初に上程されたトルコ原案には注目すべき點が二つある。

第一は、果然トルコの安全及戰略的地位を著しく強化し、國際管理委員會が從來握つてゐた海峽監督の權限をトルコの手へ回收したこと、第二は、右原案がソ聯にとつて非常に有利となつてゐたことである。換言すれば、ソ聯艦隊は黒海に優越的地位を維持すると共に、地中海に對する潛勢力を何等損ぜらるることなく、一朝事ある際、敵の艦隊を地中海に於て攻撃した上、黒海に撤收すれば、最早追撃を受ける心配がない、といふこと其の他である。

會議前に行はれた、關係諸國とトルコとの交渉に於ては、問題は専ら海峽再武装の件に限られるといふ話で、海峽以外のローザンヌ條約の條項を、トルコやソ聯の爲に、有利に改訂するの問題は提起されてもゐなかつたし、一と月前の五月には、トルコ政府は海峽再武装の件のみを議すべき旨英國政府に對して確言してゐた。

してみれば、五月と六月下旬との中間に、トルコ政府は其の方針を實質的に變更したものである。何故に變更したか。それは英國政府が、事前の英土交渉に於て、大事の新興國ソ聯を度外視してゐたからである。ローザンヌ、モントルー兩會議の間に、十三年の歳月が流れてゐる。この十三年間に、軍事上、外交上、ソ聯は多大の勢力を加へて來た。最早從來の消極外交に終始するの考へはない。即ち前記五、六月の頃、ソ聯はトルコに迫

つて、海峽再武装のみならず、ローザンヌ條約改訂に關する他の問題をも本會議に提出せしめた。察するに、トルコの提出した原案は、實はソ土兩國の合作の餘に成つたものと斷じてもよさうだ。

モントルーに乗込むまで、英國政府代表は一言も草案のことは聞いてゐず、會議となつて始めて之を受取つた。故に、トルコの原案を討議の基礎とするの外に手がなくなり、劈頭に於て不利の地位に立たされた。純然たる技術問題の話のみかと思はれたモントルー會議の討論は、茲に圖らずも海軍戰略や、強權外交といつた根本問題に直面し、而して會議は一再ならず決裂にも瀕したのであつた。

二一、英國政府の苦衷——英國海軍協定への影響

會議に於て列強間の意見の衝突が表面化したのは、海峽對軍艦及補助艦船の問題が討議された際で、終に英ソ兩代表部間の激論となり、フランス始め、バルカン諸國側はソ聯代表の後援に廻つた。

トルコ草案は、黒海を變じてソ聯の湖水たらしめながら、而もソ聯軍艦の海峽通航を許し、かくして地中海に於ける勢力の均衡を打破したとて、英國代表スタナブ卿は反對論を稱へ、黒海を以て、原則上公海の一部と看做し、軍艦の通航に關しては、黒海沿岸國も非沿岸國も、共に平等一如の立場に在るべきを主張した。

英國としては、モントルー會議を契機として、ソ佛兩國、バルカン協商並に小協商國の結成した共同戦線に加入してもよかつたか、とも思へるが、實際加入すれば、ヨーロッパは二大陣營に分裂するに至るかも知れず、更に又、軍備に汲々たるソ聯の底意を劍呑と見て、右加入を斷念し、「英土合作」といふ十九世紀の英國の外交政策

に立戻ることとした。蓋し數年來、東歐諸國の中、最も大々的に軍備擴張を遂行した國はトルコであつて、其處に本政策の自ら然るべき理由があつた。

かくて英國の狙ひ所は(一)トルコをソ聯の手より引離し且(二)ソ聯軍艦の地中海出航を阻止するか、若し出航を許すなら代償をとる、といふ點に置かれたのであつた。海峡閉閉の取扱に於ては一般に平等一如の相互主義を持つる、地中海に於ける勢力均衡は素すことを容さぬ、といふスタナブ卿の此の主張を裏付けるものは、上記(二)の目的であつた。

海峡協約をソ聯の爲に此の上有利に改訂させまいとする英國側には、更に別段の理由があつた。新海峡協約が永續し、而も英國自らソ佛ブロックにも加はらぬものとすれば、本會議に無關係な某々國を怒らせぬやうな條約案を起草せねばならぬ。

「面倒を起さぬ協約」が望ましいといつたスタナブ卿の肚裡には、英獨海軍協定一件が往來してゐたのだ。同海軍協定は前年、即ち一九三五年の六月に署名され、英國海軍省も非常に満足したと言はれたもの、ドイツの海軍力は之に依つて、英國の三割五分に嚴重に制限せられ、第三國の老なる建艦の爲一般的均衡の破壊される場合には、英國と對策に付協議することを規定してある。

當時ドイツ對ソ聯の關係は決して良好ではなかつた。故にトルコ原案を採用すれば、必ずやソ聯の黒海に於ける建艦を獎勵することとなり、延いては英獨海軍協定中のエスケープ條項に發動の口實を與へるに至る。かくては、英國側の期する英、獨、ソ三國海軍協定は見込みがなくなり、嫌な建艦競争の激成を見るかも知れない。

三、ソ聯の魂膽——ソ佛關係・佛羅關係

他方、英國の政策に對するソ聯の方略は、右の二つの理由を楯として、黒海に於けるソ聯の特殊性を主張するに在つた。

- 一、地理的地位の然らしむる所として、ソ聯は、他の非黒海沿岸國の持たざる利益を其處に擁してゐること。
- 二、ソ聯の海岸線は黒海のみに限られるものでない。故に突然戦争の渦中に投じた場合、黒海の艦隊を、バルト海に、又は太平洋に素早く移動せしむるの必要あること。

尤もリトヴィノフ代表が裏にふせておいた重大なる理由は、安全な造船所を持ちたい、といふことであつた。蓋し、バルト海の造船所は、海上及空中よりするドイツの襲撃に開放されてゐるのみならず、冬は堅氷に鎖されるし、浦鹽港は日本の攻撃圏内に横はる。即ち、安全とすべきはオデッサといふことになるけれど、黒海からソ聯艦隊を他の海面に移動し得ぬやうでは、そのオデッサも役に立つまい。ソ聯にしてみれば、此の事の爲にも、トルコとは親善を保ち、海峡はソ聯の軍艦に對してなるべく寛大に、非黒海沿岸國の軍艦に對してはなるべく嚴重に取扱はせるを以て上策とする譯で、各國を一律平等に取扱へ、といふ英國側の要求に對し、リトヴィノフ氏は飽くまでソ聯の特權を主張し、ローザンヌ海峡協約の原則を楯にとつて抵抗したものであつた。同協約の原則とは即ち、ソ聯の軍艦に對しては、地中海に出航する自由を十二分に與へ、非黒海沿岸國艦隊の黒海入航に對しては制限を加へたところの規定を指すものである。但し之に付ては英國側にも言ひ分があつた。

ソ聯の念とする所は、自國の黒海に於ける安全を主とする傍、其の聯盟國たること、佛ソ同盟の存することに關してであつた。佛ソ同盟から離れると、ソ聯は再び大戰直後の孤立の苦しさを味はねばなるまい。新協約は、聯盟規約、佛ソ同盟條約（前者の補充と見られた）に牴觸するものであつてはならぬ、とソ聯代表は主張した。而して、フランスは、此の點で全幅の支持をリトヴィノフ代表に寄せた。フランスの念とする所は佛ソ同盟條約のみでなく、一面ルーマニヤとの條約でもあつた。ルーマニヤは戰時フランスにとつての主たる石油供給源たるは言ふまでもなく、其の同盟網、別言すれば、アルプス以東に於けるフランスの同盟網中の肝腎な一國であり、又、條約改訂に反對する國の尤たるもので、兼ねてバルカン協商、小協商双方に加入してゐたからである。

爾餘の諸國代表中、ギリシヤ側は海運の利益を主にも念頭に置いた。然し事、軍艦通航の問題となるや、バルカン協商國の一としてユーゴスラヴィヤと合作し、ソ佛ブロックと共同戦線を張り、ブルガリヤも概して同一歩調に出た。モントルー會議は、ブルガリヤにとつては、他のバルカン諸隣邦との接近を圖るべき好機會を供するものとなつたのであつた。

二三、日本の底意——對島沖海戰の記憶

翻つて日本の態度をみるに、日本は、六月二十四日、東京に開かれた海軍専門家會議の結論に立脚し、トルコ原案の餘りにもソ聯に有利なるを論じ、唯獨り英國の主張に支持を與へた。日露戰爭當時、海峽が露國艦隊に對して閉鎖されてゐた爲、對島沖海戰に有利だつた事情を想起して、ソ聯黒海艦隊が自由自在に太平洋に出動する

のを防がうとしたものに相違ない。

右の思惑を別とすれば、日本の關心は、大體、非聯盟國たる國家の權利を擁護する件に集注されたのであつた。

二四、會議 一旦 休會——代表等ジュネーヴに去る

一方トルコ側は、其の主張の根本が承認されてみると、只管閉會を急ぐの一方となり、英ソ兩國の紛議の落着を頻りともどかしがつた。同國が自己の原案に更に一項を挿入し、本協約を、署名と同時に効力を發生せしむるやうに直したのを見ても、此の間の消息が察せられる。但し法律上不穩であるとして、此の點讓歩を求められ、其の代り、署名後直ちに再武裝に取りかゝり得ることとなつて落付いた。

トルコ草案に胚胎する係争問題の討議は六月二十五日、後日に譲ることときまり、上述の如く、本會議は同日を以て休會し、爾後各國首席全權は、或はジュネーヴの聯盟會議に赴き、或は新規に訓令を仰ぐ爲本國に歸つたのであつた。

二五、イタリーのポイコット——「ベルリン・ローマ樞軸」の萌芽

然るに其の後の會議の形勢は、イタリーの態度の然らしむる所として、一層の紛糾を來した。モントルー會議の開會に際し、ローマに於ては聲明が發せられ、イタリーは此の會議を以て「時機尙早」とする、然し「局面が

判明すれば」代表を派遣するの用意もあると言つた。即ち、「對伊制裁を撤回したら」といふことである。此の聲明の直後に行はれた、チアノ外相と而して駐伊トルコ大使との會談に於て、外相はトルコの要求を強硬に排し、大使は、イタリアがトルコやバルカン諸國と提携するを以て、ドイツの勢力の對東南歐洲發展を阻止するに有利なるべきを指摘した。

チアノ伯は、恐らくは、此の時既に「ベルリン・ローマ樞軸」の趣向を胸中に藏してゐたものか、大使の議論に動かされず、伊土兩國新聞紙は互に應酬を重ねたのであつた。

伊國紙は言ひ放つた。曰く、會議にイタリアの参加を求めたければ、制裁を撤回するのみでは足らぬ、エチオピア國を聯盟より除名し、更に英國艦隊の地中海増強を取止め、且地中海海軍協定（英、佛、土、希、ユーゴスラヴィヤ間）を廢棄するの必要があると。而して又、イタリアの眞の協力に對する代償として、エチオピア併合の承認方をも諷示し、地中海沿岸國中最も重要なものはイタリアであり、通商上に海峽を利用する國の筆頭も亦、イタリアであると言つた。

然しながら、モントルー會議に参加せざることが、やがて有効なボイコットになる、と考へたとしたら、イタリアは當面が外れたのであつた。參加諸國側の感情は、同國の態度に依つて刺戟せられ、反感は更に募り、イタリア抜きで會議を押切るの決心を全體に固めさせた。而して結局イタリアは後から跟いて來るものと、多寡を括つた。

二六、英ソ確執再燃——英國の草案を繞つて

他方に於ては、英ソ間の確執を解くべき好個の機會が、中間のジュネーヴの聯盟理事會に於て提供せられ、リトヴィノフ（ソ聯）ポール・ボンクール（佛）、イーデン（英）各代表は、原則上の妥協に到達し、委細の點は、七月六日再開のモントルー會議に譲ることとなり、而して英國代表部は、會議の休會期間を幸ひ、海峽協約改訂に關する新規草案を自ら作成したのであつた。

英國の新規草案は、今までの議了各項を其の中に収録する傍、前記イーデン、リトヴィノフ會談の成果、並に今迄出しそびれてゐた同國側の各種の主張を織り込んでゐた。然るに新規に織り込まれた諸點に付て、ソ聯側が猛烈に反對し、一應はイーデン、リトヴィノフ會談で片付いた、と思はれた英ソ間の確執が、更に白熱して來た。

二七、再開後の經緯——激語の交換

モントルーの本會議は、かくして七月六日續開せられ、全會一致英國案を討議の基礎とした。然し又しても、軍艦通航の一件から難題がもちあがつた。

黒海に於ける特殊的地位を認めよ、佛ソ同盟條約の如き地域的協定を、新海峽協約中に織り込め、といふのがソ聯側の要求であつた。リトヴィノフ代表は英國に對する苦情を要約して曰く、英國の態度は反ソ的であると共に、聯盟に對して微溫的である、將來英ソの敵對を豫想するに至つては、英ソ共同コムニケ（イーデン氏の

モスクワ訪問後、一九三五年三月の精神に背馳すると。

リトヴィノフ代表は、地域的協定に對する英國の態度に疑心を抱いてゐたが、この疑心は、スタンリー卿（スタナブ卿と交替）の用ゐた議論の爲に、一層深められた。傳ふる所に依ると、卿は非公式討議中次のやうに論じたといふ。

「例へば、佛ソ同盟條約の如き地域的協定は、聯盟規約の發動に先立つて發動するやうに仕組まれてゐる（原註、實は理事會が全會一致の決議に達し得なかつた場合に發動するに過ぎない）。而して、侵略國を、理事會が全會一致で決定し得ぬ場合、トルコは、憎まれ者の立場に立たされるかも知れぬ。即ち某々地域的協定が存在する爲に（而してトルコは同協定に關係なき場合）、交戦國に差別待遇を與へるか、又はトルコ自身、其の國を侵略國に指名したくない國に對して、心ならずも、侵略國として海峡を閉鎖せねばならぬ事態を生じ得ると。

ギリシヤ代表ポリティス氏は此の議論を皮相的なりとし、トルコは黒海沿岸國たる大多數の隣邦との間に、現に同文の「侵略定義條約」を含む條約を締結してゐることを論據として指摘した。

此等の議論が上下された結果として、フランス及バルカン諸國代表も亦リトヴィノフ代表と同じ疑心を抱くに至つた。思へらく、一般に地域的協定に對して、而して又特に佛ソ同盟條約に對して、英國は反感を高めた、同國代表の議論の裏には、それが潜んでゐると。又英國の反感は、聯盟規約中の制裁規定（第十六條）に對しても存するものであると。

此の疑心の當否は別問題として、聯盟最近の失敗以來、専ら相互援助條約に頼らんとする諸國の代表は、此の

爲大に感情を害し、ポール・ボンクール代表は、フランスは相互援助條約に關する政策を斷じて拋棄せずと力み、リトヴィノフ代表は、何時になく、モスクワ政府に請訓し、ルーマニヤのティチュレスコ代表の如き、「ジュネーヴに於て地域的協定に賛成しながら、モントルーに於て何故に英國は之に反對するか。」と卓を叩いて責め立て、「英國代表はバルカン協商より、トルコを引裂かんとするものである。」と難詰し、果ては會議の席を蹴つて起ち、逸早くブカレスト行列車に搭じて歸國したものであつた。（原註、ティチュレスコ代表の歸國の真相は、當時ルーマニヤ國內に親獨一派の擡頭があり、同氏の親佛・ソ政策が問題化したので、歸國辯明するの必要を感じたものらしい。モントルーに於ける其の進退は多少氏個人の地位に關する配慮から來たものであらうか。）

二八、英國代表部妥協案——「讓歩」の真相

英國側は茲に至つて妥協を持ち出した。（但し妥協とは言ひ條、「トルコが交戦國であつて、兼ねて佛ソの同盟國」の地位に立つことには依然反對しつゞけた）妥協の内容はかうである。英國側は、「非黒海沿岸國の軍艦が、戦時に於て、トルコが中立國たる場合、海峡を通過し得るとするの主張（交戦權の行使に依る）を棄てる代り、佛ソ側に於ては新海峡協約を、佛ソ同盟條約體系に從屬せしめんとする企圖を放棄せよ。」本妥協は、後に英國草案第十六條の一層の修正となつて現はれた。察するに、英國代表部は、請訓なしに之を決行したものと見え、妥協の真相が判明すると共に、英國政府は之を一蹴し、同國代表部從來の立場を頑守して譲らなかつた。之を見てボンクール代表、リトヴィノフ代表は最早讓歩せずと聲明し、前者はソ聯の會議脱退を以て威嚇するに至つた。

そこで英國代表部は、ロンドン政府に重ねて壓迫を加へ、遂に満足すべき回答を取付けたといふ経緯である。従つて、英國代表部が俄然退却した爲に、問題が解決したのだ、といふ風に見られたけれど、「讓歩」云々は誇張されてゐる。

開會の英國の弱い立場に埋合せをつけようとすれば、勢ひ各國の共同戦線に直面して、會議決裂の責を引受けねばなるまいし、又、會議が決裂すれば、トルコは一方的に海峡の再武装を斷行することであらう。故に之を避けんが爲、英國代表部は、本國政府に對して讓歩の方針を勸奨した、といふのが事の真相である。

二九、海峡新協約成立——イタリー樂します

イタリーの態度は既に述べた。其の非友誼的態度は、會議の終局に近づくに従つて同國新聞の上に愈々強く現はれ、英國側がソ聯の見解に讓歩したと發表されてから、殊にそれが甚しくなつた。東部地中海の制覇を期し、兼ねてスペインに對しても獨特の意圖を抱くに相違ないイタリーは、ソ聯の勢力が地中海に伸びることを忌み嫌つた。されば、英國がソ聯に讓歩したのはイタリーに敵對して行はれたものと觀察し、イタリーは會議に出席せずといふことを絶えず反覆し、英國側が、地中海へ出した増遣艦隊を引揚げると言つても、英佛間の地中海協定は、既に消滅したものとフランス側で認めてゐると、イーデン氏が發表（七月十五日）しても、イタリーは、毫も慰められるところがなかつた。

かくて新海峡協約の確定草案は、七月十八日の公開本會議に於て可決せられ、ルーマニヤ代表ティユレス

氏のブカレストより戻り来るを待つて、七月二十日、署名を了し、同日アンカラに於てはトルコ政府の特別閣議が開催せられ、夜半を以て、協約の規定に従ひ、三萬のトルコ軍は終に海峡の武装解除地帯に進入したのであつた。

三〇、消極的效果——折柄のスペイン内亂

モントルー會議と殆んど時を同うして、スペイン内亂が勃發した（七月十八日）。之さへ無くば、會議は首尾よく纏つたのであるから、エチオピア問題の後を承けた地中海方面の空氣を清掃する上にも、一層の効果を發揮したであらうと思ふのに、合憎スペイン内亂は、又しても全般の地中海問題を新らしい尖形に於て荒立てた爲、新海峡協約の奏した効果は、唯單に、間接的のもののみとなつて了つた。即ち、イタリーに對し、集團的制裁を加へた諸國間の海軍協定は其の結果終熄を早め、且翌年一月に出來上つた英伊間地中海紳士協約の締結に貢獻するの形となつた、といふだけで、此の間接的效果以外には殆んど出るところがなかつた。

本協約の成立以來、利害關係諸國の示した反應の跡を察すると、其處には次の事情が暗示されてゐる。即ち、新解決は、關係各國が、一律平等の立場に於て烈しく接衝した末に纏つたもの故、實際に於て各方面とも略ぼ満足を得るに至つたであらうのみならず、英國代表スタンリー卿の語を藉りて言へば、それは「時のテストに堪へるであらう。」といふこと、之である。

三一、各國の反應——土・英・ソ・佛・希・勃・日・洪・波・獨・伊

【トルコ】

少くとも、トルコは、其の善行の賜として獲られた成果に對し、充分満足すべき理由があり、而して右の満足
の風は、トルコ新聞の反響の上にも、又武装解除地帯再占領の祝賀の上にも現はれてゐた。

【英國】

他方英國政府の態度は、イーデン氏が試みた七月二十六日の下院演説に於て明かにされた。

イーデン氏は、國際通路として、海峽が出来得る限り通過の自由を維持するに至つたと同時に、條約の改訂
が、平和的手續の下に行はれるといふ實例を示し得た點に「痛く満足」の意を表し、ガリポリに於ける陣歿戦士
の墳墓の取扱に關しても、トルコ外相に謝意を述べ、スタンリー卿及アラス外相も亦、之より先の會議の最終日
に試みた演説に於て、英土兩國間に、格別の友誼の嚴存することを力説した。

英土間海軍協定は、一九三六年七月末に失効した。然しながら、密接なる兩國の此の提携は、毫も影響を被ら
なかつた。新協約が既に纏つた上は、英國側としても、トルコを友邦としておくに如かぬこと固よりであるが、
何といつても、モントルーに於てトルコ側が物にした收穫の中、「英土親善」の一事は、決して輕視すべきもので
はなかつたのである。

【ソ聯】

かうなつてみると、從來のソ土間の交情は自づから冷却し、現に其の冷却を示す徴候が、會議最中既にソ聯新
聞紙上にも現はれ、「トルコは帝國主義諸國の壓迫に屈從した」との苦情を見受けるに至つた。然しソ聯がモン

トルー會議に於て掴み去つた成果は、トルコの友情が今やかく冷却し了つた以上、唯一片の幻影たるに終るの虞
ありとはいひながら、會議の直後に現はれたソ聯新聞紙上の反響は、新協約に對して充分の好感を表はすもので
あつた。ソ聯は兎に角、所期の目標を悉く獲得した。従つて、之に附隨して、英ソ兩國間の緊張は自然に緩和せ
られ、終に七月末に至つて纏つた所の英ソ海軍制限協定の素地も亦、之に依つて作られたものであつた。

【フランス】

他方フランスは、(新協約の裡に)黒海沿岸諸國とフランスとの諸條約を承認せしめる、といふ目的は十二分に
達し得なかつた。然しながら緊張一過の和やかさが會議の結果として作られた上は、近き將來に、自ら地中海協
定の成立を促すに至らうと、その點に希望をかけ、ルーマニヤ、ギリシヤ、ユーゴスラヴィヤも亦思ひは皆フ
ランスと一つであつた。

【ギリシヤ】 【ブルガリヤ】

ギリシヤは、レムノス、サモトラキ各島に武装を施す權利が獲られた以上、最早取急いで之を行ふことなかる
べき旨更めて聲明し、ブルガリヤは、新協約を以て、不日行はるべきヌーイー條約改訂の前提と認むることを、
最終本會議に於て反覆した事情はあるが、然し其處には充分にバルカン諸隣邦との接近を遂げ得た容子も見え、
従つて、將來俎上に上るべき地中海協定會議に一枚差加へてもらはう、とする希望をも抱くに至つた。

【日本】

モントルー海峽協約は、結局日本政府も之を認諾し、同國の聯盟脱退後に締結した最初の協約だ、といふこと

を佐藤首席代表は述べた。正に其の通りである。

【ハンガリー】

他方、會議に出席しなかつた諸國をみるに、ハンガリーは、條約改訂論を持する仲間のブルガリヤと等しく、之を以て將來行はるべき條約改訂の前途を祝福するものだとの角度より論評を加へ、英國の意義深長なる好適の態度を指摘し、條約改訂一件を聯盟規約から切離して行ふ心構へになつた點に、モントルー會議の成功があつた、と稱した。

【ポーランド】

更に特筆すべきは、モントルー協約署名國に對して與へたと同じ權利、即ち商船の海峡通過に關する權利を、翌年の一月に至つて、トルコがポーランドに均霑せしめた一事である。南歐に對するポーランドの通商貿易は、近年漸く重要性を加へて來たのである。

【ドイツ】

新協約に對する不利なる反響は、果然、會議に参加しなかつた獨伊兩國側から傳はつて來た。會議が相當進捗してから、ドイツ政府は始めて非公式傍聽者として、海軍専門家ハーク提督を之に派遣した。察するところ、同提督の使命は、モントルー會議の臨終に立合つて、其の混亂に乗じようとしたものであらうが、英國側でソ聯に讓歩を示した結果、重態に陥つた會議は案外保ち直し、緊張忽ちにして解消するに至つたことは、ドイツにとつて頗る不満であつたと見え、同國新聞紙は、英國の政策變轉常なきを痛撃し、且新協約の意義をなるべく輕視せ

んとし、ソ聯の收めた成功も、ソ土の關係既に冷却せる以上、中和されるに至らうかと、専ら其處に期待をかけた。實際又、一九三七年二月二十六日に至り、ドイツは新協約を不快とする旨を、外交機關を通してトルコ側に通知し、特にソ聯軍艦の地中海出航に關する條項を嫌ふ譯を明かにした。ドイツの此の行動は、トルコをして多少焦躁せしめ、斯の如きはモントルー協約の署名國でもなければ、地中海沿岸國でもないドイツの御節介なりとし、トルコの死活的な安全問題に付ては、絶対に干渉を容さずと遣り返した。そこでドイツは、強く出ても無駄と察し、結局此の件を放棄し、上記の通知を以て非公式のものと思はることに同意した。

【イタリア】

又、イタリアは當分の間新協約に向つて當り散らし、歐洲政治の眞の動きが織込んでないから「非現實的である」と稱し、最も關係深き國家が之に署名せざる以上、新協約は所詮空文に過ぎずとした。新協約が成立した結果、ソ聯の勢力が増大し、東部地中海に於けるイタリアの勢力はそれだけ削減されてゆくこと、六年この方湯鯨してやまなかつたトルコとの親交を、英國に横取りされたこと、之がイタリアをして最も不快を感じしめた所以に相異なる。

トルコの地位は、モントルー協約の成立に依つて極めて鞏固なものとなつた。従つて、慌ててイタリアの加入を求めする必要はなくなり、イタリアが若し舊ローザンヌ條約の下に、同國軍艦の海峡に關する權利を主張して來るならば、トルコは逆にイタリアの商船に對し、差別的待遇を附することに依つて之れに對抗し得ることとなつた。而してトルコの毅然たる態度は、一九三六年八月初旬、同國首相の試みた閣議席上の聲明に明示された。曰く、

「衷心國際的平和を念とするブロックは、吾人との協力に依つて利益を享くるも、吾人に之と反對の政策を期待する者は、失望を免れまい。」

三三、イタリアの英土離間策——土國の抱込を期す

ドイツと同様、イタリアも亦其の地歩の薄弱なることを自覺したのか、同國は反土的態度を更改した。蓋し、新たに生れた英土親交の離間を目指してのことに相違ない。又、イタリアが、一九三六年七月末、東部地中海に對して平和の外何等其他意なき旨をトルコ、ギリシヤ、ユーゴスラヴィヤに對して申入れたことも、トルコに對してステートメントを發し、イタリアは依然一九一八年の伊土協約〔註〕を有效と認むるものなるを明かにしたことも、動機は勿論英土の離間策であつた。

〔註〕伊土間中立、調停及司法的解決に關する條約（一九二八年五月三十日署名）

主なる條項左の如し。

第一條 締約國ハ締約國ノ一方ニ仕向ケラルル如何ナル政治的又ハ經濟的協商及如何ナル聯合ニモ加入セザルコトヲ約ス。

第二條 締約國ノ一方ガ其ノ平和的態度ニモ拘ラズ一又ハ二以上ノ第三國ニ依リ攻撃セラルル場合ハ他方ノ締約國ハ紛争ノ全期間中立ヲ遵守スベシ。（下略）

尙第二條以下及附屬の議定書に兩國間紛争の平和的處理に付詳細の規定がある。

三三、伊土の會談——重要なる「序論」

當時イタリア對トルコの軋憚の原因をなしたものは、英土兩國間の海軍協定であつた。而してイタリアがトルコに與へた右の保障は、問題の英土間海軍協定を消滅せしめる上に與つて頗る力があつた。即ち、伊土關係の改善は之に引續いて行はれ、トルコは聯盟の決定を待たず、率先して、アヂス・アベバ駐割の外交代表を引揚げた結果、伊土の親善關係は更に深められた。蓋し、トルコ外交代表の右引揚は、エチオピア併合承認に一步を踏み出す所以だからである。

イタリア新聞は、翌一九三七年一月末に報じて曰く、トルコ政府の發議の下に、近日伊土兩國外相の間に、イタリアのモントルー協約加入に關する直接交渉が行はれる筈であると。但し、イタリアの右加入に付ては、二箇の必須條件のあることが最初から明かにされてゐた。

第一、後から加入した事情の爲に、何等差別的待遇をイタリアに與へざること。

第二、新海峽協約第二十一條——急迫せる戦争の危險に脅威せらるゝ場合の、トルコの權限に關するもの——の下に、聯盟理事會に送付するを要すべき決定は、イタリア政府に對しても送付せらるべきこと。之はイタリアが聯盟脱退の氣構へで、事實上ジュネーブを留守にしてゐる事情から來たものである。

かくて伊土の間には、一九三七年二月、所期の會談が執り行はれた。而も此の會談の地ならしをしたものは、主として、英國とイタリアとの間の「地中海紳士協約」（一九三七年一月二日）であつた。之には二つの理由があ

る。

第一、イタリーは、英伊紳士協約に於て、地中海の現状維持を約束したが、イタリーが之に付て與へた誓約は、トルコの保全並に安全保障をも包含し、イタリーは、其の「歴史的目標」を追求する上に於て、トルコを攻撃せざる旨を保障したこと。

第二、英伊紳士協約には、軍縮に關する事項が全然見えず、地中海の地歩を確實ならしめんが爲、英國は再軍備を行ふ意向なるべきを暗示するものであること、英國を友邦とするトルコの安全は、英國側の再軍備に依つて増進するものと見られたこと、之である。

伊土兩國外相の會談は、終に一九三七年二月二日及三日の兩日、ミラノに於て行はれる運びとなり、一月末の聯盟理事會が濟んでから、トルコ外相アラス氏はミラノに赴くこととなつてゐた。イタリー新聞は諷示して曰く、伊土の今次會談は、伊土兩國關係一般を規定する枠の中に嵌め込むことが望ましいと。換言すれば、イタリーは、モントルー協約への加入方を申出る代りとして、他の部面に代償を得たい、といふのであつた。

更に一步を進めて言ふならば、新海峽制度に付ては、それが専らトルコにのみ關する限りに於て、即ち、モントルー協約全般に關せざる限りに於て、關心をもつ、といふ意味である。換言すれば、トルコが再び海峽の上に管理權を執ることに、イタリーは認諾を與へる、然し、新海峽制度の下に、ソ聯に與へられた諸々の權利はイタリーとして必ずしも之を認めず、特にスペインに於ける情勢に照し、イタリーは之を不満と見る、といふのであつた。

スペイン内亂の最中、イタリー側には、自國背後の不安を除きたい、といふ心持があつた外、バルカンに向つても相當強烈な野心を抱いてゐた。トルコに對して、同國が一層友誼的態度に出ようとする氣味を見せたのも、其の爲であらう。

又、南東ヨーロッパに對するフランスの勢力が近來衰へてゆくと反對に、ドイツのそれは急激に伸びて來た。

故にイタリーは、機を失せず、ドイツの先廻りをするに腐心してゐた。トルコの友情を索め出したのも、既に一九二八年以來のことである。

況んや其の後に至つて、トルコ外相がバルカン協商の常任議長と定まつてみれば、一層之を求むべき管であると共に、トルコ側からすれば、ローザンヌ條約の締約國たるイタリーにモントルー海峽協約の裏書をさせて、之を合法化したい、といふ望みも出て來るし、又、伊土の親交を基として、全般的地中海協定締結の機運をも求めたいといふ願望——第一の機運は英伊間地中海紳士協約、第二のそれは、伊土會談——もあつた。全般的地中海協定の成立は、由來トルコの希望してやまぬ所であつたし、フランスとの間に蟠るアレクサンドレッタの紛争(ハタイ問題)が片附かぬ間は、イタリーとの友誼を望むべきこと言ふまでもない。

然るに、ミラノ會談の前日に至つて、「伊土の會談は序論である。結論を構成するものではない。」といふ意味の聲明が發せられた爲、イタリーが、即座にモントルー協約に加入するものと、當てにしてゐた向は失望させられた。

然し序論とは言ひ條、相當重要性を帯びた序論だといふことは、伊土兩國外相が何れも多勢の専門家を帶同し

たのに徴して明かであつた。又會談の性質に付ては、二月三日夜、ミラノに於て、コムミュニケが新聞紙上に發表せられ、會談は「一九二八年の伊土協定の精神を體して」行はれたこと、伊土間には、一として兩國を相反目せしむる如き問題の存在せざること、兩國の間を繋ぐものは、相互信頼の一念のみなること、互の親善關係に資するのみならず、廣く全般の平和に資するの目的を以て、伊土兩國は互に協力することに決したこと等を述べ、最後に、兩國は具體的意見の交換を遂ぐる爲、引續き經常の外交機關を經由して接觸を保つこととした旨が記してあつた。右コムミュニケと、而して新聞紙上に出た其の後のステートメントの中から、次の三個の事實が推定されよう。

第一、イタリーが之より先トルコに誓約（一九三六年七月）を與へ、東部地中海に於けるイタリーの平和的政策に付て保障したことは既に記した。イタリー外相チアノ伯は更に此の誓約を繰返へし、就中、レロス島に施した防備施設が素と防守を主とする旨反覆した。

第二、モントルー協約への即時加入を申出た譯ではないが、チアノ伯は右加入の代價を他の部面に於て求める爲に、經常的外交機關を通して、此の問題を追求するに同意したこと（例へばイタリー側の輸出入品に對し、特惠的取扱を行ふこと、トルコに在る前者の財産、學校、宣教師等に關する懸案を解決し、且エチオピア併合の完全なる承認を求むるの件等がそれである）。

第三、トルコを英ソ依存より引離し、逆に之をローマ・ベルリン樞軸に加擔せしめんことをチアノ伯は劃策し、此の一舉が多少フランスの神經を惱した。

三四、チアノ伯の心境——ソ聯控制成らず

チアノ伯の目標が其處に在つたものとすれば、失敗の跡は、トルコ政府の機關紙の上に歴然と現はれた（一九三七年三月三日）。即ち、トルコは専ら平和政策を執る國家のプロックにのみ參加するもので、他のプロックには加はらず、といふことが右の機關紙上に明瞭にされたのみならず、アラス外相は、イタリーに聯盟復歸までも勧めようと企てた。而して此の點は、外交界に多少意外の感を抱かせるものがあつた。

新海峽協約が「ソ聯の帝國主義」に利益を與へたものとする。而して若しもイタリーが、此のソ聯の利益を極度に削減する如くに新協約を改訂せんとし、之を以てモントルー協約への加入條件としたとすれば、トルコは恐らく伊土間の協約がかかる行爲を禁ずることを擧げて、其の不可能なる所以を指摘したであらう。イタリー側は實際かような要求を出したといふ風評も立つたし、且會談一箇月後のイタリー新聞に其の打消が發表された事實もあるから、一言之に觸れたのである。

かくして、イタリーのモントルー協約加入の件に付ては、——伊土兩國とも種々外交的交渉を試みたものではあるが——本文執筆の現在まで何等聞く所がなかつた。ソ聯の獲得した權利、此の權利を繞る諸問題が主として崇つたものに相異なし。

三五、皮肉感

第一次大戦以後に行はれた條約改訂一件の中、其の成功の最も顯著と見える企てから發足し、成立した本協約が、締約後一箇年を経過しながら尙ほ技術的には效力を發生してゐないといふこと、而もそれは、條約改訂論を八釜しく稱へる國家の一が署名しない爲に效力を發生してゐない、といふことは、願て多少皮肉の感を催さざるを得ない。

(丁)

アンカラ條約(英佛土相互援助條約)に付て

— 英誌イコノミスト(一九三九年十月二十八日) —

英佛土相互援助條約は一九三九年十月十九日、アンカラに於て署名された。充分期待されてゐたことであつても、歓迎すべき點に於て變りはない。

地中海方面に於ける侵略を防止する爲に英土兩國が提携したこと、ハタイ問題の決著を待つて、佛土兩國も亦同様な提携の宣言を行ふべきこと、並に英佛土三國は相互間の義務を明定した條約を結ぶの意向あることを、チェンバレン首相は五月十二日(一九三九年)を以て聲明した。而して之に關する交渉は、右の聲明後直ちに開始せられ、條約の案文も、トルコ外相サラジョール氏が、九月二十二日、モスクワに出向いた以前既に脱稿してゐたのであつた。

本條約の日附は、十月とするよりも五月とした方が實は一層適切であらう。同條約の目指した局面は、十月よりも寧ろ五月當時のそれであつたからだ。唯、二月にはヒトラーのチェッコ略取が行はれ、四月にはイタリアのアルバニア併合が決行された爲、其の局面は自ら掩蔽されてゐたのである。

當時ソ聯は、英佛等の平和戰線に加入すべく掛合中であつたし、ルーマニヤはドイツの襲撃を怖れ、ギリシヤはまた、イタリアの行動を頭痛に病んでゐた。而して英佛兩國の期するところは、此のルーマニヤ及ギリシヤの雙方に、外交上の補強工作を施さうとするものであつた。之が爲には、地理的關係からみても、トルコと提携せ

ねばならぬ譯であるが、トルコも亦此の件に付て、蜘蛛手文字の條約に縛られてゐる。出来て久しい希土條約や、日尙ほ淺き羅土兩國の諒解を除けば、トルコを縛る條約中最も重要なものは、バルカン規約とモントル協約とである。

バルカン規約は、ルーマニヤ、ユーゴスラヴィヤ、ギリシヤ及トルコの四個國間に、一九三四年に締結されたものである。本規約の下に、右の四個國は、バルカンの一國——即ちブルガリヤ——からの攻撃に對して、及びバルカンの一國と同盟せるヨーロッパの一國が行ふべき攻撃に對して、互に援助の保障を與へてゐるのである。

バルカン規約は極めて廣汎な關係の相互援助條約であつて、實は廣汎に過ぎる爲に、ソ聯側も逸早く指摘したやうに、下記の場合に、トルコはソ土中立條約（一九二五年）の板挟みとなる。それはソ聯とブルガリヤとが、條約改訂（領土變更）上の要求をルーマニヤに對して同時に提出する場合である。（註、規約に所謂「バルカンの一國」たるブルガリヤが歐洲の一國たるソ聯と結んでルーマニヤを侵し來る場合、トルコとしてはルーマニヤに味方してブルガリヤ及ソ聯と戦はねばならぬのに、一九二五年のソ土間條約は、ソ聯と互に中立及友好を規定してゐるからである）。さればこそルーマニヤがソ聯と衝突する場合、同國はトルコの援助を期待せず、といふ宣言に署名することを承知したのであつた。

又、ルーマニヤの安全は、モントル海峽協約（一九三六年）と密接な關係に立つ。錯雜した同海峽協約中、關係の深い規定を左に要約してみる。

黒海に沿岸をもたぬ國の軍艦が海峽を通過し得るは左の二つの場合のみに限られる。

- (一) トルコが交戦國である際、其の裁量に依つて認諾する場合。
- (二) トルコが中立國である際に、他の交戦國（例へば英佛）が黒海への通航を求むる場合、換言すれば、被侵略國に援助を與へる目的を以て、乃至は特定の對土援助義務を履行するの目的を以て、右通航を求むる場合。

その場合には、認諾の義務がトルコに存すること略ぼ明らかである。尤も其の許否に付てのトルコの裁量は、トルコが交戦國たる場合のみならず自ら「急迫セル戦争ノ危險ニ脅威セルルト思惟スル場合ニ於テモ」之を下し得るもので、右認諾に付てはトルコ自身の裁量を以て條件とする。

蜘蛛手に張りまはされた既存條約と對比してみると、五月當時表面化した諸種の脅威を處理する爲に作られた保障の鐵壁が、茲に愈よ完成を告げたことを悟るのである。即ち、

歐洲の一國がトルコを侵略する場合、英佛兩國に於て對土援助を保障するものが英佛土條約第一條であり、歐洲の一國が侵略を行つた結果、延いて地中海に戦争が起る場合、三國の相互援助を規定したものが其の第二條であり、

又英佛兩國が、豫てギリシヤ並にルーマニヤ兩國に與へた保障を履行する爲、戦争に参加する場合、トルコとしては「其ノ權内ニ在ル一切ノ援助及支授ヲ與フルコト」を約定したものが其の第三條である。

而して右第二條、第三條の適用なき事態に付戦争が起つた場合、其の對策を協議することを定めたのが第四

條、第五條であり、且トルコとしては、其の義務の中、ソ聯との衝突を起す如き場合、さる義務を負はざる旨を記した附屬議定書が置かれたのも、五月當時の形勢としては當然さうあるべきことであつた。

英佛土相互援助條約の交渉開始に當り、豫想された局面に對して、アンカラ條約のみならず、關係諸條約の條章を適用してみれば、右の有効なことが明かになる。

ドイツ若しルーマニヤを攻撃すれば、トルコは西歐諸國（英佛）に應援し、海峽は英佛側艦船の通過に對して開かれる。

ブルガリヤ若し（ドイツの應援を恃んで）ルーマニヤを攻撃すれば、英佛土相互援助條約は無論のこと、バルカン規約も亦効力を發揮する。

イタリー若しギリシヤを攻撃すれば、此の事態は英佛土條約の第二條、第三條の規定に該當する。

ブルガリヤ若しイタリーと結んでエーゲ海沿岸の利を狙へば、バルカン規約も亦適用される。

要するに、樞軸國家がバルカン乃至地中海に侵略し來る各種各樣の場合が考慮されて居り、右侵略が行はるれば、必然に戰爭を挑發するの仕組みとなつてゐる。

但し釋解の困難は、條約所期の局面を扱ふ場合でなしに、目今の實勢に對處する際に起り始めるのである。

ソ聯を平和戰線に誘引しようとする企圖は、前記英土宣言以後に於て行はれたのであるが、此の誘引の企圖は失敗に歸し、ソ聯はドイツと結んでポーランドを分割し、獨ソ合作し友好條約を締結した。此の友好條約の眞相は依然として明かでない。ソ聯がポーランドに侵入したのは、ドイツをルーマニヤから中斷したことになる。ド

イツが自ら其處へ割り込んだとしたら、直接ルーマニヤに手が届く筈であつた。

故にソ聯のポーランド侵入は、其のバルト海制壓及フィンランド壓迫と相俟つて、ソ聯の帝國主義が猛然復興し來つたことを證明する一方、バルカンでは、ソ聯軍がベッサラビヤ正面に集結したとの風説も飛び、更にまた、ソ聯がブルガリヤ代表をモスクワに招いた事を思ふと、ソ聯の膨脹力の進む方向がバルト海のみに限られるものでないことを諷示する。

他方イタリーは、東方に對する電撃戰を以てドイツに應援すると思ひきや、ドデカニーズ諸島やアルバニヤに駐屯させた守備隊を減員し、百方バルカン・ブロックを其の領導下に吸引すべく腐心する傍、飽くまでも中立國として地中海の平和を維持せんとする肚を明かにした。

かかる形勢に處して、英佛土相互援助條約がどれほどの價値を發揮するかは俄かに推定し難い。右條約が最も廣汎に規定する方面は地中海である。而も差當り地中海方面には戰爭が起りさうもない。

又、ハンガリーの黙認がなければ事實上、ドイツよりルーマニヤを攻撃する手はないのである。ドイツが其の爲飛石としてブルガリヤを利用することは可能と言へようが、若し之を利用すれば、英佛土相互援助條約の第三條が適用される（尤もソ聯不介入の場合）。但し事態が眞に曖昧化して來るのは此の點からである。ドイツがバルカンに侵入することよりも、ソ聯のバルカン侵入の方が一層可能性濃きものとすれば、右相互援助條約中最も重大視すべき規定は、同附屬議定書第二、即ち、トルコをしてソ聯との武力抗爭に捲込ましめる如き場合、援助條約の定むる義務をトルコより解除するの一條である。

かくの如く、トルコの義務解除の規定はあつても、英佛土條約署名當時、獨ソ兩國政府の示した不機嫌さを考へ合せると、同條約は決して輕視するを容れない。

最初考へられたほどの効果はないけれど、同條約が署名にまで漕ぎつけた、といふ事實は、英國外交の勝利でもあれば又、トルコの誠意及勇氣を表彰するものでもある。

ソ聯は、英佛を離間すべく、トルコの上に幾多の壓迫を加へた。又トルコ外相サラジヨール氏及ドイツ外相リップントロップのモスクワ訪問、ソ土會談の決裂、サラジヨール外相の空手歸國等より察するに、事の經過は相も變らずソ聯式の濃霧の裡に包まれてはゐても、ソ聯としては、英佛のバルカン進出を封ぜんとするに躍起となつてゐる點で、決してドイツに劣らぬことを諷するものがあつた。

ソ聯の對土要求は、海峽を英佛艦隊に對して閉鎖するの約束——即ち、ルーマニヤを突き離して其の成行に放任するといふ約束——なのであつた。

ソ聯の諷示した右の注文をトルコはハッキリ拒絶したと同時に、英佛に對しても亦、ソ聯に示したと同程度に於て、海峽開放の確約を拒んだ。これは地理の關係からみても、かくすることがトルコとしての第一の要慎である。

然し、アンカラのステートメントは、トルコが英佛に同情を寄せてゐる事情を明示するのみならず、トルコをして強ひて海峽を開放せしめることは叫ばなかつたけれど、トルコが自主的に之を開放するのは自由である。何國たりとも、バルカンに覇を稱する國の發生することをトルコは歓迎しない。況んや、ベルリン—バグダード鐵

道の夢を今だに見果てぬ強國や、イスタンブル獲得の野心を一時睡眠状態に置くだけで、決して之を放棄してゐない強國から牛耳られることは、殊に歓迎しないのである。

英佛土相互援助條約に依つて、バルカン規約もモントルー協約も廢棄されたのではない。ルーマニヤが侵略を受ける場合には、右規約及協約に基いてルーマニヤに救援の手が差伸ばされる。

英佛は、三國間の相互援助條約を署名にまで漕ぎつけたことを充分自視してよい。同條約の利益が如何なるものかは、一九一四年當時の局面と一寸對比してみれば直ちに判明する。二十五年前、近東に於て英佛兩國は閉口する程の高價な戰爭を戦つたものであるが、今度の相互援助條約は、かゝる高價な戰爭の二度と再び繰返されざることを保障するものである。又戰爭が地中海に擴大すれば、英佛側には、確かな友邦と安全な根據地とが保障されてゐる。而してトルコが死活的關心をもつ第三の地方バルカンに對して、新條約は次のことを示す。曰く、バルカン諸國の獨立を袖手して喪はせることはあるまい。唯一通の條約書としては實に美事な收穫である。

(J)

附言。本文は、モントルー協約の運用に付ても述べてゐる。豫め言及しておいた所以である。第二次大戰の推移極めて急速なる爲、本文の議論にも自ら間の抜けた箇所を生じた。實際と照合して又多少の意義なしとしまし。

〔備考〕モントルー海峡協約

本文は、専ら「海峡」を扱ひての、列國關係の變遷を叙する目的より、原文に取捨を施した。従つて、海峡協約文其のものの成立経緯に關する研究の詳細は、殆んど全部割愛した。

又原文記者は時に「トリイティ」(ローザンヌ平和條約)と「コンヴェンション」(ローザンヌ海峡協約等)とを文中に、略稱として使ひ分けてゐる。此の點を察し、譯文に於ては「モントルー海峡協約」とした。我が定譯「……海峡に關する條約」と題した所以である。尙ほ本協約に付ては、前項「アンカラ條約に付て」をも参照されたい。――

編者

千九百三十六年七月二十日「モントルー」ニ於テ署名セラレタル海峡制度ニ關スル條約

「ブルガリア」國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、「グレート、ブリテン」、「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、大日本帝國天皇陛下、「ルーマニア」國皇帝陛下、「トルコ」共和國大統領、「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會並ニ「ユーゴスラヴィア」國皇帝陛下ハ

千九百二十三年七月二十四日「ローザンヌ」ニ於テ署名セラレタル平和條約第二十三條ニ依リ確立セラレタル原則ヲ「トルコ」國ノ安全及黑海ニ於ケル其ノ沿岸諸國ノ安全ノ範圍内ニ於テ擁護スル緣「ダルダネル」海峡、「マルマラ」海及「ボスポロス」(此等ヲ「海峡」ナル一般名稱ヲ以テ包括ス)ニ於ケル通過及航行ヲ規律スルノ

希望ニ促サレ

千九百二十三年七月二十四日「ローザンヌ」ニ於テ署名セラレタル條約ニ代フルニ本條約ヲ以テスルコトニ決シ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ(全權委員氏名省略)

第一條

締約國ハ海峡ニ於ケル海路ノ通過及航行ノ自由ノ原則ヲ承認シ且確認ス

右自由ノ行使ハ今後本條約ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第一款 商 船

第二條

平時ニ於テハ商船ハ後ニ掲ゲラルル第三條ノ規定ノ留保ノ下ニ何等ノ手續ヲモ要スルコトナク國旗及載荷ノ如何ヲ問ハズ、晝夜ヲ通ジ海峡ニ於ケル通過及航行ノ完全ナル自由ヲ享有スベシ右船舶ガ海峡ノ港ニ寄ルコトナク通過スルトキハ右船舶ニ對シテハ本條約第一附屬書ニ徵收ニ關シ規定アルモノ以外ノ何等ノ税金又ハ課金モ「トルコ」國官憲ニ依リ徵收セララルコトナカルベシ

右ノ税金又ハ課金ノ徵收ヲ容易ナラシムル爲海峡ヲ通過スル商船ハ第三條ニ掲ゲラルル檢疫所ノ所員ニ其ノ船名、國籍、トン數、目的地及出發地ヲ通知スベシ

水先案内及曳船ハ任意トス

第三條

「エーゲ」海又ハ黒海ヲ經テ海峡ニ入ル船舶ハ國際衛生規定ノ範圍内ニ於テ「トルコ」國ノ規則ニ依リ定メラレタル檢疫ノ爲海峡ノ入口ニ近キ檢疫所ニ停船スベシ右檢疫ハ健康證明書ヲ有スル船舶又ハ本條第二項ノ規定ノ適用ヲ受クベキモノニ非ザルコトヲ證明スル健康申告書ヲ提出スル船舶ニ付テハ晝夜ヲ通ジ成ルベク迅速ニ行ハルベク又此等ノ船舶ハ其ノ海峡通過中他ノ何等ノ停船ヲモ強要セラレザルベシ

船内ニ「ベスト」、「コレラ」、「黄熱」、「チフス」若ハ痘瘡ノ患者ヲ有シ又ハ七日以内ニ右患者ヲ有シタル船舶及五晝夜ニ達セザル期間内ニ汚染港ヲ去リタル船舶ハ「トルコ」國官憲ノ指定スルコトアルベキ檢疫員ヲ乗船セシムル爲前項所定ノ檢疫所ニ停船スベシ右ヲ名目トシテ何等ノ税金又ハ課金モ徵收セラルルコトナカルベク且右檢疫員ハ海峡ノ出口ニ於ケル檢疫所ニ於テ之ヲ下船セシムルコトヲ要ス

第四條

戰時ニ於テ「トルコ」國ガ交戰状態ニ在ラザルトキハ商船ハ國旗及載荷ノ如何ヲ問ハズ第二條及第三條ニ規定セラルル條件ノ下ニ海峡ニ於ケル通過及航行ノ自由ヲ享有スベシ

水先案内及曳船ハ任意トス

第五條

戰時ニ於テ「トルコ」國ガ交戰状態ニ在ルトキハ「トルコ」國ト戰爭中ノ國ニ屬セザル商船ハ何等敵ヲ援助セザルコトヲ條件トシテ海峡ニ於ケル通過及航行ノ自由ヲ享有スベシ

右船舶ハ晝間海峡ニ入ルベク且通過ハ各場合ニ於テ「トルコ」國官憲ニ依リ指定セラルル航路ニ依リ行ハルベシ

コトヲ要ス

第六條

「トルコ」國ガ急迫セル戰爭ノ危險ニ脅威セラルト思惟スル場合ニ於テモ仍第二條ノ規定ハ引續キ適用セラレベシ但シ船舶ハ晝間海峡ニ入ルコトヲ要シ且通過ハ各場合ニ於テ「トルコ」國官憲ニ依リ指定セラルル航路ニ依リ行ハルコトヲ要ス

右ノ場合ニ於テハ水先案内ハ之ヲ義務的ト爲シ得ベキモ無料トス

第七條

「商船」ナル語ハ本條約第二款ニ掲ゲラレザル一切ノ船舶ニ適用セラレ

第二款 軍艦

第八條

本條約ノ適用ニ付テハ軍艦及其ノ類別並ニトン數計算ニ適用セラルル定義ハ本條約第二附屬書所載ノモノトス

第九條

液體タルト否トヲ問ハズ燃料ノ輸送ノ爲特ニ設計セラレタル海軍補助艦船ハ個別的ニ海峡ヲ通過スルノ條件ノ下ニ、第十三條ニ掲ゲラルル豫告ヲ強制セラルルコトナカルベク且第十四條及第十八條ニ依リ制限ヲ受クルトシテ噸數ノ計算ニ算入セラルルコトナカルベシ但シ右補助艦船ハ通過ニ關スル他ノ條件ニ付テハ軍艦ト看做サルベシ

前項ニ掲ゲラルル補助艦船ハ其ノ兵装ガ水上目標ニ對スル砲トシテハ最大限百五ミリメートルノ口徑ノモノニ門ヲ又空中目標ニ對スル砲トシテハ最大限七十五ミリメートルノ口徑ノモノニ門ヲ超エザル場合ニ非ザレバ前項ニ規定セラルル例外的取扱ヲ享有スルコトヲ得ズ

第十條

平時ニ於テハ黑海沿岸國ニ屬スルト又ハ非黑海沿岸國ニ屬スルトヲ問ハズ輕水上艦、戰鬪用小艦船及補助艦船ハ其ノ國旗ノ如何ニ拘ラズ晝間ニ於テ且第十三條以下ニ規定セラルル條件ノ下ニ海峡ニ入ル場合ニ限り何等ノ税金又ハ課金ヲモ要スルコトナク海峡ニ於ケル通過ノ自由ヲ享有スベシ

前項ニ掲ゲラルル艦種ニ屬スル軍艦以外ノ軍艦ハ第十一條及第十二條ニ規定セラルル特別條件ノ下ニ於テノミ通過ノ權利ヲ有スベシ

第十一條

黑海沿岸國ハ第十四條第一項ニ規定セラルルトン數ヲ超ユルトン數ノ自國ノ主力艦ヲシテ海峡ヲ通過セシムルコトヲ得但シ右軍艦ガ二隻以下ノ水雷艇ヲ直衛トシテ一隻ツツ海峡ヲ通過スルコトヲ條件トス

第十二條

黑海沿岸國ハ起工又ハ購入ノ通知ガ「トルコ」國ニ對シ適當ノ時期ニ爲サレタルトキハ黑海外ニ於テ建造セラレ又ハ購入セラレタル自國ノ潜水艦ヲシテ其ノ根據地ヘノ回航ノ爲海峡ヲ通過セシムルノ權利ヲ有スベシ

右諸國ニ屬スル潜水艦ハ又黑海外ニ在ル船渠ニ於テ修理ヲ受クル爲海峡ヲ通過スルコトヲ得但シ右ニ關スル正

確ナル通報ヲ「トルコ」國ニ爲スコトヲ條件トス

何レノ場合ニ於テモ潜水艦ハ晝間水面ヲ航行シ且個別的ニ海峡ヲ通過スルコトヲ要ス

第十三條

軍艦ノ海峡通過ノ爲ニハ外交手續ニ依リ「トルコ」國政府ニ豫告ヲ爲スコトヲ要ス通常ノ豫告期間ハ八日トス但シ非黑海沿岸國ニ付テハ右期間ガ十五日タランコト望マシ豫告ニハ軍艦ノ目的地、艦名、艦型及隻數並ニ往航及場合ニ依リ復航ノ通過日ヲ示スベシ日ノ變更ニ付テハ三日ノ豫告ヲ要ス往航ノ通過ノ爲ノ入峽ハ最初ノ豫告ニ示サレタル日ヨリ五日ノ期間内ニ爲サルコトヲ要ス右期間ノ滿了後ハ最初ノ豫告ニ對スルト同一ノ條件ノ下ニ新ナル豫告ガ爲サルコトヲ要ス

通過ニ際シテハ海軍兵力ノ指揮官ハ其ノ指揮ノ下ニ在ル兵力ノ正確ナル編成ヲ「ダルダネル」又ハ「ボスポロス」ノ入口ニ在ル信號所ニ對シ停止スルコトヲシテ通知スベシ

第十四條

海峡ニ於テ通過ノ途ニ在ルコトヲ得ベキ一切ノ外國海軍兵力ノ最大限總トン數ハ第十一條及本條約第三附屬書ニ規定セラルル場合ヲ除クノ外一萬五千トンヲ超ユルコトヲ得ズ

尤モ前項ニ掲ゲラルル兵力ハ九隻ヲ超ユル軍艦ヲ包含セザルコトヲ要ス

黑海沿岸國又ハ非黑海沿岸國ニ屬スル軍艦ニシテ第十七條ノ規定ニ從ヒ海峡ノ港ヲ訪問スルモノハ右トン數中ニ包含セラレザルベシ

通過ニ際シ海難ヲ蒙リタル軍艦モ亦右トン數中ニ包含セラレザルベシ右軍艦ハ修理中ハ「トルコ」國ニ依リ制定セラレタル安全ニ關スル特別規定ニ從フベシ

第十五條

海峽通過中ノ軍艦ハ如何ナル場合ニ於テモ其ノ搭載スル航空機ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十六條

海峽通過中ノ軍艦ハ海難又ハ海上罹災ノ場合ヲ除クノ外其ノ通過ヲ爲スニ必要ナル時間以上ニ亙リ海峽内ニ滞在スルコトヲ得ズ

第十七條

前諸條ノ規定ハトン數又ハ編成ノ如何ヲ問ハズ海軍兵力ガ「トルコ」國政府ノ招請ニ基キ海峽ノ港ニ短期間ノ儀禮的訪問ヲ爲スコトヲ何等妨グルモノニ非ズ右兵力ハ第十條、第十四條及第十八條ノ規定ニ從ヒ海峽ヲ通過スルニ必要ナル條件ヲ具ヘザル限リ入峽ノ際ト同一ノ航路ニ依リ海峽ヲ去ルコトヲ要ス

第十八條

- 一 非黒海沿岸國ガ平時黒海ニ於テ保有シ得ル總トン數ハ左ノ如ク制限セラル
- (イ) 次ノ(ロ)ニ規定セララルル場合ヲ除クノ外右諸國ノ總トン數ハ三萬トンヲ超エザルベシ
- (ロ) 何時カニ於テ黒海ノ最強力艦隊ノトン數ガ本條約署名ノ日ニ於ケル黒海内ノ最強力艦隊ノトン數ヲ少クトモ一萬トン超過スルニ至ル場合ニハ(イ)ニ掲ゲラルル總トン數三萬トンハ四萬千トンノ最大限ニ達スル迄ハ超過

トン數ト同一ノトン數ヲ増加セラルベシ之ガ爲各沿岸國ハ本條約第四附屬書ニ從ヒ毎年一月一日及七月一日ニ黒海ニ於ケル自國ノ艦隊ノ合計トン數ヲ「トルコ」國政府ニ通知スベク「トルコ」國政府ハ右通知ヲ他ノ締約國及國際聯盟事務總長ニ移牒スベシ

(ハ) 非沿岸國ノ何レカガ黒海ニ於テ保有シ得ベキトン數ハ前記(イ)及(ロ)ニ掲ゲラルル總トン數ノ三分ノ二ニ制限セラルベシ

(ニ) 尤モ非黒海沿岸國ノ一又ハ二以上ガ人道上前ノ目的ノ爲海軍兵力ヲ黒海ニ派遣セント欲スル場合ニ於テハ右兵力(其ノ全體ハ如何ナル場合ニ於テモ八千トンヲ超エザルコトヲ要ス)ハ左ノ條件ノ下ニ「トルコ」國政府ヨリ受クル認許ニ依リ本條約第十三條ニ規定セララルル豫告ヲ要セズシテ黒海ニ入航スルコトヲ許サルベシ
前記(イ)及(ロ)ニ掲ゲラルル總トン數ニ餘裕アリ且派遣ノ要求アリタル兵力ニ依リ右總トン數ノ超過ヲ來サザルトキハ「トルコ」國政府ハ自國ニ對シ爲サレタル要求ノ受領後成ルベク速ニ認許ヲ與フベシ
右總トン數ニ既ニ餘裕ナキカ又ハ派遣ノ要求アリタル兵力ニ依リ右總トン數ノ超過ヲ來スベキトキハ「トルコ」國政府ハ他ノ黒海沿岸國ニ認許ノ要求ヲ直ニ通知スベク且右沿岸國ガ右通知ヲ受ケタル後二十四時間以内ニ之ニ對シ異議ヲ申立テザルトキハ「トルコ」國政府ハ關係諸國ニ對シ其ノ要求ニ對シ執ルコトニ決シタル措置ヲ遅クトモ四十八時間ノ期間内ニ通知スベシ
非沿岸國ノ海軍兵力ノ爾後ノ黒海入航ハ總テ前記(イ)及(ロ)ニ掲ゲラルル總トン數ニ餘裕アル限度内ニ於テノミ行ハルベシ

二 非沿岸國ノ軍艦ハ其ノ黑海ニ於ケル存在ノ目的ノ如何ヲ問ハズ二十一日ヲ越エ黑海ニ留ルコトヲ得ズ
第十九條

戰時ニ於テ「トルコ」國ガ交戰状態ニ在ラザルトキハ軍艦ハ第十條乃至第十八條ニ規定セララル所ト同一ノ條件ノ下ニ海峡ニ於ケル通過及航行ノ完全ナル自由ヲ享有スベシ

尤モ本條約第二十五條ノ適用ノ範圍内ニ屬スル場合及「トルコ」國ヲ拘束スル相互援助條約ニシテ國際聯盟規約ノ範圍内ニ於テ締結セラレ、右規約第十八條ノ規定ニ從ヒ登録セラレ且公表セラレタルモノニ依リ被侵略國ニ與ヘラルル援助ノ場合ヲ除クノ外何レノ交戰國ノ軍艦ニ對シテモ海峡ノ通過ハ禁止セララルベシ

前項ニ掲ゲラレル例外的場合ニ於テハ第十條乃至第十八條ニ示サルル制限ハ適用セララザルベシ
前記第二項ニ定メラルル通過禁止ニ拘ラズ黑海沿岸國タルト非黑海沿岸國タルト問ハズ交戰國ノ軍艦ニシテ

其ノ所屬港ヲ離レ居ルモノハ右港ニ之ヲ回航スルコトヲ得
交戰國ノ軍艦ハ海峡ニ於テ拿捕ヲ行ヒ、臨檢ノ權利ヲ行使シ及如何ナル敵對行爲ヲモ爲スコトヲ禁ゼラルルモノトス

第二十條

戰時ニ於テ「トルコ」國ガ交戰状態ニ在ルトキハ第十條乃至第十八條ノ規定ハ適用セララザルベシ軍艦ノ通過ハ全ク「トルコ」國政府ノ裁量ニ委セララルベシ
第二十一條

「トルコ」國ガ急迫セル戰爭ノ危險ニ脅威セラルト思惟スル場合ニ於テハ同國ハ本條約第二十條ノ規定を適用スルノ權利ヲ有スベシ

「トルコ」國ガ前項ニ依リ與ヘラレタル權能ヲ行使スルニ先チ海峡ヲ通過シテ所屬港ヨリ離レ居ル軍艦ハ右港ニ之ヲ回航スルコトヲ得但シ「トルコ」國ハ國ニシテ其ノ態度ガ本條ノ適用ノ原因ト爲レルモノノ軍艦ヲシテ右ノ權利ヲ享有セシメザルコトヲ得ルモノトス

「トルコ」國政府ガ前記第一項ニ依リ與ヘラレタル權能ヲ行使スルトキハ右政府ハ其ノ旨ノ通知ヲ締約國及國際聯盟事務總長ニ送付スベシ

國際聯盟理事會ガ三分ノ二ノ多數ニ依リ「トルコ」國ノ右ノ如ク執リタル措置ガ正當ノ理由ナキモノナルコトヲ決定シ且本條約ノ署名締約國ノ多數ノ意見モ亦右ノ如クナルトキハ「トルコ」國政府ハ右措置及本條約第六條ニ依リ執ラレタル措置ヲ撤回スルコトヲ約ス

第二十二條

艦内ニ「ベスト」、「コレラ」、黄熱、發疹「チフス」若ハ瘡癩ノ患者ヲ有シ又ハ七日以内ニ右患者ヲ有シタル軍艦及五晝夜ニ達セザル期間内ニ汚染港ヲ去リタル軍艦ハ檢疫状態ニ於テ海峡ヲ通過スベク且艦内ニ在ル各種ノ手段ニ依リ海峡汚染ノ一切ノ危惧ヲ避クルニ必要ナル防疫措置ヲ執ルベキモノトス

第三款 航空機

第二十三條

地中海黒海間ノ非軍用航空機ノ通過ヲ確保スル爲「トルコ」國政府ハ右通過ノ用ニ供セラルル航空路ヲ海峽ノ禁止地帯外ニ於テ指定スベシ非軍用航空機ハ「トルコ」國政府ニ對シ不定期ノ飛行ニ付テハ三日ノ豫告ヲ又定期業務ノ飛行ニ付テハ通過期日ノ總括的豫告ヲ爲シ右航空路ヲ利用スルコトヲ得

他方、海峽ノ再武裝ニ拘ラズ「トルコ」國政府ハ「トルコ」國ニ於テ實施中ナル航空規則ニ從ヒ「ヨーロッパ」「アジア」間ノ同國領域ノ飛行ヲ許可セラレタル非軍用航空機ノ完全ニ安全ナル通過ノ爲ニ必要ナル便益ヲ供與スベシ飛行許可ガ與ヘラルベキ場合ノ爲海峽地帯ニ於テ依ルベキ航空路ハ定期ニ指定セラルベシ

第四款 一般規定

第二十四條

千九百二十三年七月二十四日附ノ海峽制度ニ關スル條約ニ依リ設置セラレタル國際委員會ノ權限ハ「トルコ」國政府ニ移讓セラル

「トルコ」國政府ハ第十一條、第十二條、第十四條及第十八條ノ適用ニ關スル統計ヲ蒐集シ及右各條ノ適用ニ關スル情報ヲ供給スルコトヲ約ス

「トルコ」國政府ハ本條約中海峽ニ於ケル軍艦ノ通過ニ關係アル規定ノ履行ヲ監視スベシ

「トルコ」國政府ハ外國海軍兵力ノ海峽内通過ノ豫告ヲ受ケタルトキハ直ニ在「アンカラ」締約國代表者ニ對シ右兵力ノ編成、其ノトシ數、其ノ入峽豫定日及場合ニ依リ其ノ復航豫想日ヲ通知スベシ

「トルコ」國政府ハ海峽ニ於ケル外國軍艦ノ動靜ヲ示シ且通商並ニ本條約ニ規定セラルル航海及航空ノ爲ニ有

益ナル情報ヲ供給スル年報ヲ國際聯盟事務總長及締約國ニ送付スベシ

第二十五條

本條約ノ何レノ規定モ「トルコ」國又ハ國際聯盟ノ聯盟國タル他ノ何レカノ締約國ニ付國際聯盟規約ヨリ生ズル權利及義務ヲ害スルコトナシ

第五款 最終規定

第二十六條

本條約ハ成ルベク短キ期間内ニ批准セラルベシ

批准書ハ在「パリ」佛蘭西共和國政府ノ記録ニ寄託セラルベシ

日本國政府ハ「パリ」ニ於ケル其ノ外交代表者ヲ通ジ佛蘭西共和國政府ニ對シ批准濟ノ旨ヲ通報スルニ止ムルコトヲ得ベク此ノ場合ニ於テハ成ルベク速ニ批准書ヲ送付スルコトヲ要ス

寄託調書ハ「トルコ」國ノ批准書ヲモ含ミテ六箇ノ批准書ガ寄託セラレタルトキ直ニ作成セラルベシ右ノ目的ノ爲ニハ前項ニ規定セラルル通告ハ批准書ノ寄託ト同一價值ヲ有スベシ

本條約ハ右調書ノ日附ノ日ニ於テ實施セラルベシ

佛蘭西國政府ハ前項ニ掲ゲラルル調書及爾後ノ批准書ノ寄託調書ノ認證謄本ヲ一切ノ締約國ニ送付スベシ

第二十七條

本條約ハ其ノ實施ノ日ヨリ千九百二十三年七月二十四日ノ「ローザンヌ」平和條約ノ署名國ノ加入ノ爲開キ置

カルベシ

加入ハ外交手續ニ依リ佛蘭西共和國政府ニ及右政府ニ依リ一切ノ締約國ニ通知セラルベシ
加入ハ佛蘭西國政府ヘノ通知ノ日ヨリ效力ヲ發生スベシ

第二十八條

本條約ハ其ノ實施ノ日ヨリ二十年ノ存續期間ヲ有スベシ
尤モ本條約第一條ニ於テ確認セラレタル通過及航行ノ自由ノ原則ハ無制限ノ存續期間ヲ有スベシ
前記二十年ノ期間ノ滿了ノ二年前ニ何レノ締約國モ佛蘭西國政府ニ對シ廢棄ノ豫告ヲ爲サザリシトキハ本條約
ハ廢棄ノ豫告ノ發送後二年ノ經過スルニ至ル迄引續キ效力ヲ有スベシ右豫告ハ佛蘭西國政府ニ依リ締約國ニ通
告セラルベシ

本條約ガ本條ノ規定ニ從ヒ廢棄セラルルニ至ルトキハ締約國ハ新條約ノ條項ヲ決定スル爲會議ニ代表者ヲ出ス
コトニ同意ス

第二十九條

本條約ノ實施ノ日ヨリ毎五年ノ期間ノ滿了ニ當リ各締約國ハ本條約ノ一又ハ二以上ノ規定ノ修正ヲ發議スルコ
トヲ得

締約國中ノ一國ニ依リ爲サル改正要求ハ受理セラレ得ル爲ニハ第十四條又ハ第十八條ノ修正ニ關スルモノナ
ルトキハ他ノ一締約國ニ依リ又他ノ何レカノ條項ノ修正ニ關スルモノナルトキハ他ノ二締約國ニ依リ支持セラ

ルコトヲ要ス

右ノ如ク支持セラレタル改正要求ハ當該五年ノ期間ノ滿了ノ三月前ニ一切ノ締約國ニ通告セラルルコトヲ要ス
右豫告ハ提案セラルル修正ノ指示及理由ヲ掲グベシ

外交手續ニ依リテ右提案ニ關シ決定ニ達スル能ハザルトキハ締約國ハ之ガ爲ニ招集セラルル會議ニ代表者ヲ出
スベシ

右會議ハ全會一致ニ依リテノミ決定ヲ爲スコトヲ得 但シ第十四條及第十八條ニ關スル改正ノ場合ニ於テハ締
約國ノ四分ノ三ノ多數ヲ以テ足ル

右多數ハ黑海沿岸國タル締約國ノ四分ノ三(「トルコ」國ヲ含ム)ヲ包含シテ計算セラルベシ
右證據トシテ前記各全權委員ハ本條約ニ署名セリ

千九百三十六年七月二十日「モントルー」ニ於テ本書十一通ヲ作成ス右ノ中全權委員ノ調印アル最初ノ一通ハ
佛蘭西共和國政府ノ記錄ニ寄託セラルベク他ハ署名國ニ送付セラレタリ

エヌ、ペー、ニコラエフ

ビエール、ネイコフ

ジー、ポール・ボンクール

アッシユ、ボンソ

スタンリー
エス、エム、ブルース
エヌ、ポリテイス
ラウル、ビビカ、ロゼッテイ

大日本帝國全權委員タル下名ハ本條約ノ規定ガ國際聯盟規約ニ關シテモ又右規約ノ範圍内ニ於テ締結セラレタル相互援助條約ニ關シテモ國際聯盟ノ非聯盟國トシテノ日本國ノ地位ヲ毫モ變更スルモノニ非ザルコト並ニ日本國ガ第十九條及第二十五條ノ規定ニ於ケル右規約及右條約ニ關スル事項ニ付テハ特ニ判斷ノ完全ナル自由ヲ保持スルコトヲ本國政府ノ名ニ於テ宣言ス

佐藤 尙武

堀田 正昭

ネー、ティテユレスコ

ケー、コントゼスコ

ヴ、ヴ、ベラ

ドクトル、エル、アラス

スアッド、ダヴァズ

ネー、メネメンチオール

アースム、ギユンデユズ

ネー、サーダク

マクシム、リトヴィノフ

ドクトル、イー、ヴェー、スープロボテイツチ

一九四〇年七月二十五日

2 ポーランドの悲劇

一、ポーランドの分割

△三回の分割▽ 十二世紀乃至十四世紀に至る間ポーランドは封建的諸侯國に分裂して互に勢力争ひを事としたが、一三八六年に至りリトワ國と合併しヤゲイロ王朝の下に統一された。

十六世紀から十七世紀にかけてポーランドはロシアと斷續的に戦ひを交へ、ポーランド軍はモスクワを占領しようとしたことがあつた。一六六七年兩國は平和條約を締結し、この條約によりドニエプル河右岸の地はキエフ市を除きポーランド領として承認された。かくてポーランド・リトワ王國の領域は北はバルチック海から南は遙かに黒海岸に達した。ポーランド人が『海から海へ』への標語を口にして大ポーランドの實現を理想としたのはポーランド・リトワ王國の昔を聯想するのである。

ヤゲイロ王朝は一五七二年に斷絶し翌年ポーランド王國は選舉によつて國王を選出することに決め、實質上一種の共和國の政體を採用した。選出された國王の權利は大に制限され、立法權及び行政權は國會セイムが掌握した。

十八世紀の初葉に至りポーランドの勢力は漸く衰へ始め接壤諸國に左右されるやうになり、ロシア女帝エカテ

リナ二世とプロシヤ王フリードリッヒ二世はポーランド分割を申し合せ、一七七二年に第一回の分割を行った。此の時ロシアはポーランドの東部即ち白ロシアの廣大なる地域を奪ひ、プロシヤは西部及び北西部に當るウィスツラ河流域とポズナン地方を取り、オーストリアは南のガリシヤ全部を併合した。

ロシア、ドイツ、オーストリア三國のために領土の一部を分割されたポーランドは爾來内政の改革を斷行して一意國力の充實に努力した。ポ政府は更生の一手段として國內商工業の發達振興を圖り、茲にポーランドは資本主義國の第一歩を踏み出したのである。

一七九一年ポ國議會は憲法を制定した。この憲法は内容穩健にして妥協的なものであつたけれども、一部の反對を買つた。憲法反對者等はロシアに對して出兵援助を乞うた。ロシアは好機至れりとなしポ國の内政に干渉しその結果は遂に一七九三年の第二回のポーランド分割を惹起した。二回目の分割でロシアは殘餘の白ロシア、ウオルニヤ、ポドリヤを、ドイツはダンチヒ、トルン、ポズナンの約全部を獲得した。

一七九四年ポーランドの不平分子はコスチュシコ指揮の下に叛亂を企てたが失敗に終つた。ロシア政府は軍隊を派遣してコスチュシコ一派の叛亂を鎮壓した。而してこの叛亂の結果は一七九五年更に第三回の分割を誘致しポーランド國は茲に終滅したのである。

最後の分割でロシアはバルチック海沿岸を、オーストリアはウィスツラ河中流域、クラコフを、ドイツはワルソ、ベロストク地方、西ブグ河下流から北方地域を獲得した。

△ロシア治下のポーランド▽ ナポレオン時代にナポレオンはポーランド國を復興する目的でワルソ大公國を

建設したが、この大公國は一八〇七年から一八一五年に至るまでフランスの保護下に存在した。然るにワルソ大公國も一八一五年のウィーン會議において露、獨、墺三國間に分割されたが、たゞクラコフ市を中心とする地方だけはクラコフ共和國なる名稱で半獨立國として殘された。

ロシア政府は分割によつて獲得した舊ポーランドの領域に自治制を布いてポーランド王國と稱し、自治國としての憲法を制定し軍隊を編成した。ポーランド人は一八三〇—三一年に互りフランス革命の影響を受けて獨立運動を起しロシアに對して反抗を企て一八三〇年十一月ポーランド太守コンスタンチン大公を追ひ、ワルソウ市に革命政府を組織した。叛亂は一八三一年十月に至り鎮壓された。この叛亂のため憲法は停止され、爾來ロシアはポーランドに對し高壓的政策を執るやうになつた。一八三〇—四〇年代に海外亡命のポーランド人はバルチザンを組織せんと企てたことがあり、一八四六年にはクラコフ市を中心とする叛亂が勃發した。ロシア、ドイツ、オーストリアは協力してクラコフ共和國を滅ぼしその地域をオーストリアに併合した。

クリミキ戦争（一八五四—五六）でロシアが敗戦を喫した結果、ポーランド人は各地に反露的運動を起したが、特に一八六三—六四年の叛亂は甚大のものであつた。ポーランド國民の熾烈な反露熱に驚愕したロシア政府は國民に讓歩して従來の峻酷な壓制政策を多少緩和するところがあつた。帝政ロシアは國內の安靜を圖るために不穩分子と認められる青年子弟を軍隊に入營せしめることにしたが、これが導火線となつて一八六三年一月ロシアに對して公然叛旗をひるがへすに至つた。

この叛亂の主謀者等は中央委員會を組織して自ら國民政府と稱し、叛亂は全國的に蔓延し長期的バルチザン戦

の性質を帯びた。叛徒は英、佛の外交的干渉を期待したが、その期待は遂に水泡に歸した。一八六一年バルチザン部隊はロシア軍隊のために撃碎され、國民政府の閣員等は捕はれて死刑に處せられ、數千の俘虜は悉く流罪に處せられた。

△大戦とポーランド▽ 大戦中におけるポーランド國民の動向を観るに、露、獨、奥治下のポーランド人は大體において各自の政府を支持した。即ち露領ポーランド人は英、佛、露聯合國側を支持し獨、奥領ポーランド人は獨、奥側に味方した。ただボズナン及びガリシヤ兩地方のポーランド人にはロシア支持に傾いたものがあつた。然し戦局の進展と舊ポーランド内における戦線の變化に従ひ、國民の向背は著しく動搖した。交戦諸國は、各自にポーランド國民を味方に引き入れようと欲し、ポーランド國民を誘ふに好餌を以てした。帝政ロシア政府は一九一四年八月一日早くも布告を發して若しポーランド國民がロシアに味方する時は將來ポーランド自治國を建設してやると約した。これに對し獨、奥兩國は大戦の發端に當り自國領のポーランド人を以て特別のポーランド軍隊を編成し後に新興ポーランドの元首となつたビルストスキー將軍を以て隊長とした。一九一六年十一月五日ドイツ軍はワルソー市を占領し、次いでロシア領ポーランドに侵入するや、立憲君主制體の獨立國ポーランドを建設する旨の布告を發した。ドイツは一九一七年一月獨立國建設の準備としてポーランド中より臨時參議員を選出し、更に同年十月攝政會議を設置した。一九一七年七月ドイツはポーランド軍團を解散してドイツ軍權に隸屬するポーランド軍に改編しようとしたが、軍團兵の多數はドイツ軍權に對する誓約を拒絶したために監禁され、軍團長ビルストスキー將軍も拘禁の身となつた。

ドイツは敗戦の結果一九一八年十一月九日革命勃發し、茲にポーランド問題は新事態を生ずるに至つた。ポー

ランド舊地帯を占領したドイツ軍隊は本國に引揚げ、同年十一月十四日攝政會議はその權能をドイツの拘禁から自由の身となつて故國に歸つたビルストスキー將軍に委譲した。ビルストスキー將軍は自ら國家の元首と稱し、モラチエフスキーを首班とするポーランド政府を任命した。一九一九年一月モラチエフスキー内閣は總辭職しパデレフスキーがフランスの後援を得て後繼内閣を組織した。一九一九年十一月十日憲法會議を召集したが、この憲法會議でビルストスキー將軍に元首なる稱號を許容した。

ガリシヤ地方のウクライナ人は叛起してルウソフ市(今のレンベルグ)を占領したが、一九一九年六月に至りウクライナ人の叛亂は鎮定された。ビルストスキー將軍は一九一九年二月リトニア國に對して軍事行動を起し、繋争中のウイルナ市を占領した。

△新興ポーランド▽ ヴェルサイユ條約後ポーランドはフランス政府の援助の下に軍隊を建設し軍需工業を盛んにした。一九二〇年一月ビルストスキー將軍は長い間準備した後に愈々ソヴィエト聯邦に對して軍事行動を起し、四月に至り總攻撃を開始した。ポーランド軍は同年五月二日ウクライナのキーエフ市を占領しウクライナ共和國政府首班ベトリューラ將軍と和を講じ同盟を締結した。この時ビルストスキー將軍は『ウクライナ國民に告ぐ』なる檄文を發してポーランド軍はウクライナ民族を解放する目的を以て全ウクライナを占領することを約した。しかるにソヴィエト軍は早くも六月十日ポーランド軍を壓迫してキーエフ市に迫つた。他方赤軍は北部戦線においても八月下旬ポーランド軍を撃退して漸次ポーランド首府ワルソーに迫つた。この時ポーランド軍はフランス武官の指揮の下に俄然攻勢に轉じて赤軍を撃退した。

ソヴィエト政府とポーランド政府は一九二一年三月十八日リガ市において平和條約を締結した。この條約によつて白ロシア及びウクライナの一部分はボ領に編入された。

ポーランドはかねてから盟主となつてバルチック沿岸から黒海に至る小國を糾合しソヴィエト聯邦に備へようと畫策してゐたが、このため一九二一年三月三日ルーマニアと同盟條約を締結し、これより先き一九二二年二月十九日にはフランス政府と同盟條約を締結してゐる。更にポーランドは一九二五年十月十六日フランスと、一九二六年三月二十六日ルーマニアと保障條約を結んで、先きの同盟條約の補強を行つた。

ボ國々會は一九二一年三月十七日共和國憲法を制定した。パリ大使會議は同年十月上旬シレジアの一部をボ國に併合することを決定し、翌一九二二年三月には裏にゼリゴフスキー將軍が占領したウイルナ市及びその附近のボ國合併を決議した。

一九二二年の大統領選挙に際しピルスキ元帥は大統領候補たることを辭退したので同年十二月ピ元帥の部下ナルトウィチが大統領に選出された。しかるに新大統領ナルトウィチは選出されて間もなく十二月二十日に暗殺されたので、ウァイツェホフスキーが大統領となつた。ピ元帥は一九二二年に大統領候補辭退以來政界を遠ざかつて閑地に就いてゐたが、一九二六年四月手兵を引き連れてワルソー市に乗り込みウイトス内閣を倒しウァイツェフスキー大統領を追ひて執政を斷行し、自己の部下モシチツキーを大統領に据えた。

ピ元帥が黒幕となつてボ國政府の實權を掌握するや、ボ國政治は急速度を以てファシヨ化し、而して政治方針の轉換と共にボ國外交も一變し、ボ國とソヴィエト政府との關係は冷却し遂には互に反感をさへ抱くやうになつた。

た。

△ボ外交の變移▽ ポーランドは新興國の常として自力を以て獨立を維持し得るほどの能力なく、特に西にドイツ、東にソ聯邦といふ強大國に狭まれてゐるため、或る強國の援助に頼つて獨立を保持し國內の充實を圖るより外なき状態であつた。ボ國が最初に期待したのはフランスの援助であつた。ヴェルサイユ平和條約直後、フランスはソ聯邦の赤化が西歐に侵潤することを恐れ、之を防遏する目的でソ聯邦の西隣に北はバルチック海から南は黒海に至るまで赤化の防壁を築くことにした。そのためフランスはポーランドやルーマニア等を味方に引入れる政策を採つた。ボ國も亦ソ聯邦の赤化に對して夙に危險を感じたので、この點においてボ國とフランスとの利害は正に一致したから佛、ボの親善工策は極めて順調かつ急速に運ばれた。そこでボ國政府は前記の如く一九二一年に先づフランスと同盟條約を結び、續いてフランスの斡旋によりルーマニアと軍事同盟を締結して、ソ聯邦に對しフランス及びルーマニアと共同戦線を張つた。

大戰直後におけるソ聯邦とボ國との國境は未だ劃定するに至らず帝政時代の白ロシアの一部分即ち西方はポーランド領となり、其の東部はソ領となり、その境界が明確を缺いた爲、ソボ兩國間には國境事件が頻發して紛争は絶える間がなかつた。當時白ロシア及びウクライナを占領してゐたドイツ軍が撤退し始めたので、ボ國もソ聯邦も互にドイツ軍の撤退した後の白ロシアを占領せんと欲して衝突するに至つた。ソ、ボ戦争は一九二一年三月十八日リガ市における兩國の平和條約の調印によつて終りを告げたことはこれまた前述の通りである。

爾來ボ政府の反ソ感情は一層高まり、反共政策を以て政府の根本方針となし、ボ國とソ聯邦とは表面は親善を

装ひながら内心は互に反感を抱いた。

ドイツは敗戦後数年間は政治的にも、経済的にも將たまた軍事的にも半身不遂の状態で、國際的には全く問題にされず、専ら英、佛兩國が歐洲に覇を稱したので、ポーランドとしては英、佛側に隨從してその援助を受けて居れば獨立を維持して行くには充分であつた。この時代ボ國は主としてソ聯邦に備えるためフランスと結んで赤化侵略さへ警戒すれば、それで足り、ドイツはボ國に取つて敢て問題でなかつた。一言以て言へば、當時におけるボ國の危険は東部國境に存した。

しかるにドイツの勃興、特にナチス獨逸の出現は茲に歐洲の政局を一變せしめるに至つた。ナチス獨逸の興隆に最も不安を感じたものはフランスとポーランドであつた。フランスに對する新興ドイツの脅威はロカルノ條約となつたが、ポーランドはドイツとソ聯邦の二大強國の間に狭まれて東西からの強大國の重壓に怯へた。ボ國が杖とも柱とも頼むところのフランス自身が既にドイツの脅威に恐れをなすに至つたので、ボ政府のフランス依存政策は根底から搖ぎ出さざるを得なくなつた。英國に依頼してドイツに當らんとするフランスの態度を見てはボ國は次第に不安を感じた。ドイツとソ聯邦の重壓に對してはフランスとの相互援助條約だけでは最早や安心出来なくなつた。

斯くてボ政府はフランスに對しては一方不離不即の態度を採ると共に、他方ドイツに對し頻りに接近策を講ずるやうになつた。ボ國としてはフランスが頼りにならないため今度はドイツとの親善政策に轉換し、一九三四年一月二十六日にドイツと不侵略の意義を有するほどの友好條約を締結した。この頃からフランスに對するボ政府

の態度は冷却し、これに反しドイツとの關係は益々親善の度を加へて來た。そしてドイツにおいてソ聯邦排撃の聲が盛んになるに従ひ、ボ政府の對ソ態度も警戒的となり、ボ、ソ關係は常に緊張を帯びた。

△反ソ親獨より親ソ反獨へ▽ かくて一九三八年九月チェコ問題起るや、かねてドイツと親密な關係にあるボ政府はドイツと表面協調を保つて行動した。ドイツがチェコに對しチェコ國內においてドイツ人の密集居住する國境地方の割讓を要求した時、ボ政府はドイツに倣つてポーランド人の密集地域たるテツセン地方の割讓をチェコ政府に迫つた。ボ政府は軍隊を出動させて遂にテツセン地方を占領して了つた。こゝまではボ政府とドイツとの利害關係は一致したのですらくと事が運んだ。

ところがドイツは單に國境地方のみの割讓に満足しないで、遂にはチェコ國そのものを占領してドイツに合併するに至つた。更にドイツはチェコ合併の餘勢を驅つてウクライナに進出せんとする氣勢を示した。

ドイツのチェコ進出と同時に今度はウクライナ問題が起つて來た。ウクライナ民族はドイツの後援を獲てウクライナの獨立を圖り大ウクライナ國を建設しようとする運動を起した。現在ウクライナ人の密住する地域は主としてソ聯邦、ポーランドに跨つてゐるから、若しドイツの援助で大ウクライナ國が出現することになれば、そのため大打撃を蒙むものはソ聯邦とポーランドであることは言ふまでもない。ソ聯邦とポーランドにおけるウクライナ人の密集地域と其の人口とを略示すれば左の如し。

ソヴェエト聯邦	約三千一百萬人	約四十萬三千平方軒
ポーランド	約九百萬人	約十三萬平方軒

ソ聯邦もポーランドも共に斯の如き大多数のウクライナ人を包擁してゐるから、ウクライナ人が獨立する時はソ聯邦は恐らく瓦解の悲運に陥り、ポーランドの存在亦風前の燈の如く危ふくなるであらう。ウクライナ獨立問題はポ政府のドイツ及びソ聯邦に對する態度政策を一變せしむるに至つた。

ポ政府はウクライナ民族の獨立運動を阻止する目的でハンガリ政府と協力の下にルテニヤ地方に共同國境を設定せんと欲したが、意外にもドイツは共同國境設置に反對した。

またドイツが初めチェコとの國境ズデーテン地方を要求したのは、ズデーテン地方におけるドイツ人が少數民族としてもチェコ政府の虐待を受けてゐるといふことが理由の一つであつた。ドイツがズデーテン地方を併合し進んでチェコ國を占領しスロヴキヤ國を保護國となしたからには、早晚ポーランドに對してもチェコの場合同一の要求が持ち出されるものとポーランド政府は危惧するに至つた。

ポーランドはヴェルサイユ條約の結果、新たに建設された新興國にして、その領域は帝政ロシア、舊ドイツ等の領域を割いて作り上げたものである。舊ドイツ帝國からポーランドへ割讓された當時の地域とドイツ人の數とを表示すれば左の如し。(一九一九年前後の統計)

ポーゼン(ポズナン)	約二萬六千六百平方杆	ドイツ人約六十七萬二千人
ポメラニア(廻廊地方)	約一萬六千四百平方杆	ドイツ人約四十二萬三千人
上部シレジャ	約十一萬平方杆	ドイツ人約七萬人

かく上部シレジャ廻廊地域にかけてのポーランド領域は總て舊ドイツ領であり、その地域には多數のドイツ人

がポーランド國內における少數民族の待遇を受けてゐることは恰もチェコ國內におけるドイツ人と同様である。しかのみならず、ナチス獨逸とポ政府とはダンチツヒ問題で常にいがみ合つた。ポ政府はドイツが今度はボ國に對しチェコ國に對すると同一の要求を早晚持ち出すであらうことを豫想した。他方、ダンチツヒはドイツが常に回收を欲して止まない撃争地であることを想へば、昨日のチェコの運命は明日のポーランドの運命であることをポ政府は早くも豫感した。

ドイツのチェコ共和國併合、及びこれに關聯して再燃したウクライナ獨立問題等は多年ドイツの野望について疑心暗鬼の状態にあつたポーランドとソ聯邦とを接近させる契機となつた。兎に角チェコ問題に端を發してドイツ依存の幻滅を體驗したポ政府は今まで仲の好くなかつたソ聯邦に向つて手を差し延べるに至つた。かくて一九三八年十一月二十六日ポ、ソ兩國政府は兩國の親善關係を確認した共同コミュニケを發表して外交界を驚かし更に同年十二月十四日通商新協定を締結した。

ドイツはチェコ問題で氣拙くなつた國交を調整し、相互の誤解を一掃する目的でポ政府と交渉を開始した。ポ國外相ベツクはドイツ政府の希望によつて一九三九年一月ベルリンを訪れ次いで獨外相リッペントロップ亦ソウを訪問して互に意志の疏通を圖つた。しかしチェコ問題のために生じたポ、獨兩國間の溝渠はこれを如何ともすることが出来なかつた。

丁度この時分からダンチツヒ問題がやかましくなつて來た。ドイツは愈々本腰になつてダ市回收に乗り出す氣配が現はれた。ダ市の回收と同時にドイツが廻廊横斷の自動車道路建設の許可をポ政府に要求したのは一九三九

年二月中旬のことである。

一九四〇年四月二十八日ヒトラー總統はドイツ國會においてポーランドとの交渉経過を述べた。曰く、

獨、ボ不侵略條約は歐洲政局の安定に寄與するところ大であつたが、ダンチツヒ問題は未解決のまま残された。同問題は早晚解決を要すべきものにして、ドイツは數箇月來この問題に關しポーランド政府と接觸を重ねた後、最近左の如き具體的提案をなした。

- 一、ダンチツヒは自由國としてこれをドイツの手に復歸せしめること。
- 二、ドイツは廻廊を貫通する道路と鐵道を取得し、右道路及び鐵道に關してはポーランドが廻廊において有すると同様の治外法權的性質を有せしめること。

而してドイツ政府はボ政府に對し左の項目を提示した。

- 一、ダンチツヒにおけるポーランドの全經濟權益を承認し、
- 二、ポーランドに對しダンチツヒの自由港を確保せしめ、同港の規模及び出入を全く自由とし、
- 三、右を以て獨、ボ國境の終局的のものとして認め、
- 四、獨、ボ間に二十五年間の不侵略條約を締結す。

△英ボ相援條約▽ ドイツの對ボ要求はボ政府を恐慌せしめた許りでなく、英國を喫驚せしめた。ボ政府がドイツの脅威に曝露されたことは言ふまでもないが、英國は何故ドイツの對ボ要求を見て驚いたかと言へば、ドイツのダンチツヒ回収は延いて廻廊問題、ボ國內ドイツ人問題等の重大事件を惹起し遂にはポーランドの社稷を危ふ

くするに至り、而してポーランドの危殆は取りも直さず中東歐及びバルカンにおけるドイツの勢力膨脹にして、

その結果は歐洲の勢力均衡は茲に破れて、歐洲に於ける英國の地位に動搖を來たすことになるからである。

そこで英國はドイツの對ボ要求に對して默視し難しとなしてポーランド援助のために蹶起するに至つたのである。英國がドイツに對してポーランドを救援することは取りも直さず自らを救ふ所以である。

最初フランスに依存して建國の基礎を築いたポーランドはフランスを離れドイツに接近して長い間、反ソ政策を持したが、更に百八十度の急轉廻をなして親ソ反獨に早變りし、今度は英、佛を頼つてダンチツヒの危機を切り抜けんことを欲するに至つた。

一九三九年三月三十一日英政府は、

ポーランドの獨立を脅威する行動が執られ、且つポーランド政府が國力を擧げて之に抵抗する必要を感ずる場合には、英國政府は直に全力を盡してポーランド政府を援助することを義務と感ずるであらう。との重大聲明を發した。

ボ國ベック外相は英國と同盟條約協議のため四月五日英國に赴いたが、同日兩國は暫定的相互援助條約を締結した。ボ、英問題の正式相互援助條約は尙ほ協議を遂げた上、追つて調印することになり、茲にはドイツの侵略に備へるため取り敢へず暫定的取り極めをなして、ドイツに對する兩國の決意を示したのである。

フランス政府は常に英國と歩調を一にして、ポーランド援助問題に對しても英國と行動を共にすることになり、英國がポーランド救援のために起つ場合はフランスもポーランド救援に赴くことになつた。

英國はフランスと提携してポーランドの獨立を擁護し、ドイツと抗争するため對獨包圍陣を結成する目的を以て先づソ聯邦に對しドイツの進出を阻止するため英、佛と協力せんことを提議した。かくて對獨共同戰線結成に關する英、佛、ソ三國間の會商が開始されるやうになつた。

英、佛、ソ三國交渉は四月以來、會談に會談を重ね、幾多の迂餘曲折を経て七月下旬に至りソ聯邦政府の提議に依り英、佛、ソ三國の軍事會議を開くまでこぎつけた。そこで英國もフランスも大將、中將級の陸海軍代表をモスクワに急派した。尤も此の三國軍事會談はこれまでの政治會談が或る程度まで進捗して交渉成立の目鼻が付いたからその仕上げとして召集されたのであるか、但しはソ聯邦政府に何か考へがあつたことであつたか、その間の事情は判然しない。兎に角、數箇月來の三國交渉は軍事會議の召集により近々何とか纏りがつくだらうとは一般の觀測であつた。

△獨、ソ不侵略條約▽ 三國軍事會談が開始されて間もなく八月二十一日夜突如ベルリンに於てドイツとソヴェト聯邦との間に不侵略條約を締結するに決定した旨發表された。この報道は各國に取り、特に英、佛兩國に取り正に晴天の霹靂であつた。ドイツ政府はリッペンドロップ外相を正使としてモスクワに特派し不侵略條約の交渉を行はしめることになつたが、リッペンドロップの一行は二十三日モスクワに到着し、スターリン黨書記長臨席の下にソ聯邦外務人民委員モロトフとの間に大要左の如き不侵略條約が調印されたのである。

ソヴェト聯邦政府及びドイツ政府は兩國間に於ける平和事業を鞏固ならしむる希望に促され且つ一九二六年四月兩國間に締結されたる中立條約の根本義より出發し左の協定に到達せり。

第一條 兩締約國は單獨或は他國と共同して互に一方に對し一切の強力、侵略行爲及び攻撃に出でざるの義務を有す。

第二條 締約國の一方が第三國よりの軍事行動の對象となる場合には他の一方は如何なる形式に於ても右

第三國を支持せざるべし。

第三條 兩締約國政府は兩國政府間に共通の利害問題に關し情報を交換し協議するため將來相互に緊密なる關係を保持すべし。

第四條 兩締約國の何れの一方も他の一方に直接又は間接に對抗する如何なる國家群にも参加せざるべし。

第五條 兩締約國は何等かの問題に關し意見の相違又は紛争を生じたるときは友好的意見の交換或は必要に應じ紛争處理委員會の設置により専ら平和的方法を以て右意見の相違若くは紛争を解決すべし。

第六條 本條約の期間は十箇年とし若し締約國の一方が期間満了の一箇年前に本條約の廢棄の通告を爲さざるときは本條約の有効期間は更に五箇年間自動的に延長せられたるものと看做さるべし。

第七條 本條約は成るべく短期間に批准せらるべし。

批准書交換はベルリンに於て之を行ふ。本條約は調印後直ちに效力を發生す。

本條約は一九三九年八月二十三日モスコウに於て獨文露文二通を以て作成す。

ドイツはこのソ聯邦政府と不侵略條約の締結によつて愈々對ボ問題の實力的解決に乗り出す準備が出来た譯で

ある。

獨、ソ不侵略條約は英、佛兩政府を愕然たらしめたが、就中大衝擊を蒙つたのはポーランドであつた。ポーランドは英、佛の救援に對する希望はあるにしても、それはソ聯邦が英、佛側と協同することを前提としたものであつて、ソ聯邦が全く英、佛を離れてドイツと同盟的條約に入つた今日では、英、佛の援助が果してどれほど有効的であるか疑問とならざるを得なくなつた。兎に角、獨、ソ條約はポーランドの地位をして著しく弱体化せしめ、若しポーランドが獨、ソ兩國のため東西から挾撃された場合は英、佛の救援もポーランド政府が豫期してゐるほどの効力は發揮し得ないであらうと觀られて來た。

英、佛側からソ聯邦を離間して對ソ條約の締結に成功したドイツは着々として對ボ戰備に着手したが、ボ政府また英、佛の援助を恃んで對獨戰備を急いだ。

英、佛兩國はポーランド政府に對しその獨立を保障してゐる關係上、ドイツはダンチツヒ回收問題に關し一方ボ政府と直接交渉を開くと同時に他方、英政府に對し此の問題に就いて交渉を始めた。ドイツの對ボ要求は最初ダンチツヒ回收と廻廊に於ける自動車道路の建設に過ぎなかつたのが、後には舊ドイツ領土の返還にまで擴大されて來た。ドイツがボ政府に對して要求した條項は左の如くである。

- 一、ダンチツヒをドイツに返還すること。
- 二、廻廊地方に對しドイツに屬すべきか、ポーランドに屬すべきかを自ら決定する權利を與ふべきこと。
- 三、右を目的とする人民投票は一九一八年一月一日同地方に居住せる人民全部が参加すること。これ等の

地方はザール地方同様英、佛、伊、ソ人より成る國際委員會の管理下に置く。

- 四、ボ國の海港グチニヤは此地帯内に含まれることを原則としてボ政府主權下に置き獨、ボ間にて境界線を劃定すべし。

- 五、人民投票は準備の必要上、命令公布後十二箇月前には行ふべからず。

- 六、ドイツと東プロシヤとの交通、ポーランドと海との交通を同時に確保する爲め鐵道及び道路を建設す。

- 七、人民投票は絶對多數を以て決定すべし。

- 八、廻廊地帯がボ國領として存続される場合はドイツと東プロシヤ間の交通の安全を保障する爲め治外法權を有する自動車道路及び複々線鐵道を建設する。若し人民投票がドイツに有利となればボ政府にグチニヤ港との交通を確保する同様の權利を與へる。

- 九、廻廊地方がドイツに返還される場合、ドイツ政府はボ國と少數民族交換の用意を有す。

- 十、ダンチツヒ港においてボ政府の主張する諸權利は、グチニヤ港におけるドイツの權利と均等の立場において交渉する。

- 十一、ダンチツヒ及びグチニヤは脅迫感を防止するため非武装地帯とし純然たる商港たらしめる。

- 十二、ヘラ半島は非武装地帯とし人民投票に依り獨、ボ何れかへの歸屬を決定する。

- 十三、ボ國內のドイツ少數民族及びドイツ國內のポーランド少數民族に關する問題は國際委員會に附議す

る。

十四、ポーランド、少数民族に關する諸權利は一般的強制協定に依り保障し、以てこれ等民族的性格の自由なる發達を確保する。

十五、叙上の諸提案を基礎とする協定が成立した場合は兩國とも即時動員を解除する。

十六、獨、ポ兩國は右協定條項履行を促進するため共同手段を採る。

ポーランド政府は八月三十一日夜、ドイツの對ポ要求十六ヶ條を正式に拒絶する旨聲明した。

ドイツ政府は十六ヶ條よりなる要求を提示して來たがポーランド政府は正式に之を拒絶した。ドイツは對ポ要求において兩國交渉開始の前提としてダンチツヒ及びボメラニア地方の割讓を要求して來たが、ポーランド政府はダンチツヒ及びボメラニア地方を放棄するを欲しない。云々。

英國政府は既に八月二十九日に駐獨ヘンダーソン大使をして前記十六ヶ條解決案を拒絶せしめた。茲にドイツとポーランドとの交渉は全く決裂状態に陥つた譯である。

ドイツ政府はポーランド及び英國との平和的交渉に見切りをつけ愈々兵力に訴へて問題の解決を圖ることに決心した。軍事専門家の意見として新聞紙上に傳へられる所によれば、ドイツの作戦は最初の一週間内にポーランドを片付けて了ふにある。これは英、佛兩國の戰爭準備の未だならざる内にポーランドを攻略し英、佛兩國に反撃の餘裕なからしめんがためである。

ヒトラー總統は九月一日全ドイツ國防軍に對し實力行使を發令すると同時に、ダンチツヒの全ドイツ復歸を承

認してダンチツヒ最高主權者フォルスターを同市民長官に任命した。

九月一日を以てポーランドに對し軍事行動を開始したドイツ軍は直にポ國內に向つて進撃し各地においてポ軍を撃破しつゝワルソウを指して進軍を續けた。ポ政府は英、佛の援助を期待しつゝドイツ軍の攻進を防禦するに努めたが、戦況はドイツ軍のために有利に展開し、ポ軍は到るところでドイツ軍に壓迫された。

これより先き英國は獨、ポ兩國の關係緊迫を告ぐるや、英ポ相互援助條約の急速實現の必要を認め、八月二十五日英、ポ相互援助條約に正式に調印した。該條約は全文八箇條から出來てゐるが、その骨子は左の如きものである。

一、英、ポ兩國は何れか一國が直接攻撃を受け、またはその獨立を脅威される場合は自動的に相互援助をなす。

二、兩國は單獨講和を行はなす。

三、有効期限は五箇年とする。

英國はポ政府と相互援助の條約は締結したが、前記の如く英、佛、ソ三國交渉が失敗に歸した今日、英國はポーランドに對し果して如何なる軍事的援助を與へ得るだらうかといふことが問題となつた。

英國はポ政府と互助條約を締結してドイツの侵略に對しポーランドを援助するの決意を示したが、越えて九月三日に至り遂にドイツに對し宣戰するに至つた。

△獨軍のポ國席捲▽ ドイツ軍のワルソウ壓迫は着々として進捗し九月五日ポ軍總指揮官シミグリ元帥は敗戦の

責任を負うて辭表を提出し、またボ政府は首府をワルソウからルブリン市に移轉するとの報が傳はつた。翌六日ボ政府は政廳の一部をワルソウから撤退したことを發表した。

九月八日ドイツ軍の先鋒は既にワルソウ市に突入した。

ボ政府はドイツ軍の追跡を避けて、最初ルブリン市に遷都し、更にルーマニア國境に近い二三の小都市に轉々としてゐたが、九月十五日ルーマニア政府に向ひル國亡命の許可を要請し、翌十六日遂にボ國大統領モシチスキ、スミグリ元帥以下の政府首脳部はルーマニア國內に避難するに至つた。

△ソ軍のボ國進出▽ ドイツ軍のポーランド進撃開始以來、ソ聯邦政府は豫備兵の動員を行ひ西部國境即ちポーランドとの國境に四百萬の大兵を集結したとの報が傳はつた。ドイツ軍のポーランド席捲の狀勢を見てソ政府は果して如何なる態度に出るかといふことが興味ある問題となつたが、九月十四日のソ聯邦共產黨機關紙ブラーウダはポーランド敗戦の原因を説いてポーランド政府のウクライナ人白ロシア人等諸少數民族壓迫を擧げた。これはソ聯邦のポーランド分割、ボ領ウクライナ併合の野心を暗示したのではないかと世上の注目を惹いた。

ソ聯邦政府は九月十七日果然ボ、ソ國境に待機の姿勢にあつた赤軍に對しボ國內進駐の命令を發した。赤軍はドイツ軍に劣らない迅速さを以て北は白ロシアから南はウクライナに至るまで全戰線に互り進軍を開始し直に各地の要點を占領した。同日モロトフ人民委員會議長は赤軍のポーランド侵入の目的に關して左の如くラヂオ放送を行つた。

ポーランドは今や崩壊した。ポーランド在住の白ロシア人及びウクライナ人に對し同胞として援助の手

を差し延べることはソ聯邦の義務であらう。ソ聯邦政府はポーランド國民を彼等の指導者の失敗に依つて投げ込まれた窮狀から救助せんと希望するものである。最近赤軍は豫備兵を召集して兵力の増強を圖つた結果、今や赤軍はソ聯邦の名譽と光輝を護るべく充分に強大なる存在となつた。ソ聯邦の物資は豊富である。故に余は國民大衆が此の際食料品の買溜め賣り惜み等の擧に出ないやうに希望する云々。

△獨ソのボ國分割▽ 獨、ソ兩國軍事代表はモスクワにおいて兩國の軍事行動に關し交渉を開いてゐたが、九月二十一日夜に至り兩國代表はポーランド占領に關聯する諸問題に就き意見の一致を見るに至つた。そこでソ聯邦政府はポーランドに於ける獨、ソ分界線劃定に關し取り敢へず左の如き獨、ソ共同聲明を發表した。

獨、ソ兩國政府はビッサ河に沿ひてナレウ河との合流點に達し、更にナレウ河を遡つてブーグ河との合流點に至り同河に沿ひてウイスツラ河との合流點に至り、更に同河を遡つてサン河に達し同河に沿ひてその水源地に至る一線を以て獨、ソ兩國の分界線となす。

この分界線は一時的な軍事上の申合せに過ぎないとドイツ側では觀てゐるが、それにしてもソ聯側に對しワルソウ市まで進駐を許容したことはドイツ側の一大讓歩とされた。尤も戰爭續行中の協定であるからこの分界線が暫定的取り極めであることは首肯されるが、この分界線の劃定によつてポーランドは今や事實上、獨、ソ兩國の間に折半された譯である。

今この分界線によつて考察するに、ソ聯邦はポーランド國內の白ロシア人の密集地域とウクライナ人の密集地域を手に入れることになつたが、この兩地は早晚ソ聯邦の白ロシア共和国及びウクライナ共和国に編入されるこ

となり、而して兩共和國とも人口においてもまた面積においても著しく増大することにならう。ソ聯邦が南部スロワキヤ國境附近の石油産地を占有しかつルーマニア國境地帯を獲たことは注意に値ひする。

獨、ソ分界線の決定に關する各國の批評を一瞥するに、パリ政界では今回のポーランド分割を以て凡ゆる犠牲を拂つてソ聯邦を自己の味方に引き入れんと欲したドイツの弱點にうまく乗じたソ政府の勝利であるとし(一)ドイツのウクライナ及びバルカン進出を阻止したのはソ聯邦の成功である。(二)反對にハンガリ及びバルチック諸國、殊にリトアニアはソ聯邦と直接國境を接することになり、これ等諸國に對するソ聯邦の脅威は増大したと觀てゐる。而してドイツの讓歩は一時的で結局兩帝國主義間に紛争の起るべきは不可避であらうと觀測した。

ロンドン政界に於ける觀測によれば、ソ聯邦はスラヴ諸民族のプロックを目標してバルカン進出を企圖してゐる。ソ聯邦軍がルーマニア及びルテニア間の全國境を完全に占據したことはドイツ側の重大讓歩にして、ドイツが果して大軍をポーランドから西部戦線に移し得るほどソ政府を信用してゐるかどうか甚だ疑問である云々。

九月二十六日ドイツ政府はリップントロップ外相をモスクワに特派し『ポーランド遠征終了に伴ふ政治的問題に就き會談を行ふことになつた』旨發表した。九月二十七日モスクワに到着した獨外相一行は直にソ政府總理モロトフと會談に入つた。而して會談は二十八日も引續き行はれたが、二十九日に至り獨、ソ新協定の成立に關し次の如き聲明を發表した。

九月二十七日、二十八日の兩日に互りモスクワにおいてソ聯邦人民委員會議長兼外務人民委員モロトフ氏とドイツ外相リップントロップ氏との間に獨、ソ友好並に國境劃定に關する條約締結の交渉が進め

られた。交渉の結果二十九日獨、ソ兩國代表は次の兩外交文書に署名を了した。

獨、ソ友好並に國境劃定に關する條約

ソヴェエト聯邦政府及ドイツ政府は舊ポーランド國崩壊後右領域内に平和と秩序を回復し、且つ同領域住民に對しその民族的特質に合致する平和的生存を保障するを以てその最大緊急の任務なりと思惟し右目的達成のため兩國政府は左の協定に到達せり。

第一條 ソ聯邦政府及びドイツ政府は舊ポーランド領内に於ける兩國權益の境界として本條約附屬地圖に掲載せられ且追加議定書中に更に詳記せらるべき線を決定す。

第二條 兩締約國は第一條により規定せられたる兩國利益の線を以て最終的のものと認め、右決定に對する第三國(複數)の如何なる干渉をも排除す。

第三條 第一條に依り規定せられたる線の西方地域における必要なる國家的改組はドイツ國政府により實行さるべく、又該線東方に於てはソヴェエト政府之を行ふ。

第四條 ソ聯邦政府及びドイツ政府は前條に掲けたる改組を以て獨、ソ兩國民間の將來の友好關係増進のため有效なる基礎をなすものなりと解す。

第五條 本條約は批准を必要とすべく、批准書は最短期間内にベルリンにおいて交換せらるべし。附屬議定書に規定された獨、ソ兩國の新國境線は左の如し。

リトアニア國の最南端國境を起點として西方に延びアウグストフを経て東プロシヤ國境に至る。次ぎに

現在東プロシヤ國境を形成するビシヤ河に沿ひつゝ、再び舊ポーランド内に入りオストロレカに至り更にブ
 ーグ河に沿うて南下しクリスチノボルに達する。此處から國境線は西方に折れルゾフ市（元とのレンベ
 ルグ市）西方のラワルスカ北方を通過し、ルバチョウを経てサン河に出で、その儘同河に沿うてハンガリ
 ー國境に至る。

この新國境線によるソ聯邦の領域は曩きの軍事協定の境界線よりも後退してゐる。

ソヴェト政府は英、獨開戦以來、ドイツと密接な協調を維持し互に誤解若くは紛争の發生を極力避けること
 に努めてゐる。ソ政府はドイツに對し間接直接の援助を惜まないことは事實であるが、他方英佛に對しては表面
 中立を標榜し、英國に對しても通商上の新協定を行ふなど友好的關係の維持に努めてゐる。かやうにソ政府が交
 戰國たる英、獨兩國に對して一様に好意を寄せてゐるのは畢竟するに、戰局の推移に應じて英、獨に對するソ聯
 邦の態度も亦變化するであらうことを暗示し、これによつて今後ソ政府の立場を最も有利に導かうと欲する魂膽
 であると觀られる。

ドイツとしては對英戰爭遂行中は何とかしてソ聯邦を自己の味方乃至同情者として置くことが絶対必要であ
 る。それ故ドイツは自國の不利を忍びつゝ、ソ政府に對して大讓歩をなしてゐるのである。

ソ政府は今回ドイツと分割した舊ポーランド地域のソヴェト化政策を實行してゐるが、白ロシヤ人密集地域
 は現在の白ロシヤ共和國に併合し、また南西部のウクライナ人の集合地帯はウクライナ共和國に合併する豫定に
 なつてゐる。

新領土に對するドイツ政府の統治方針であるとして傳へられるところによれば、廻廊地帯及びシレジヤ地方の
 如き比較的ドイツ人の多く住する地域はドイツ本土に編入し、爾餘のワルソウを中心とするポーランド人密集地
 域には保護國類似の特殊政權を樹立することになるであらう。十月十九日ヒトラー總統は、ボモルツ、ボメラニ
 ア、上部シレジヤの舊ドイツ領三地方を正式にドイツ領に編入することを宣言したが、爾餘の舊ポーランド地域
 の處置に關しては何等言明を行はなかつた。そのためワルソウを中心とする舊ポーランド地域の運命に關して
 は種々の臆測を生むに至つたが、ドイツ政府は緩衝國として新ポーランド國を建設する意向と言はれる。

ドイツ政府の計劃する新ポーランド國はその政體を共和制とするけれども、現在スロワキヤ國と同様にドイツ
 の完全な統轄の下に置き、各地に散在するポーランド人は新ポーランド國內に轉住せしめ、そして首都をワルソ
 ウ市から工業都市ロツツに移轉する筈である。十月二十五日付を以てドイツ政府は新ポーランドを總督の治下に
 屬せしめ、無任所相フランク博士を總督に任命する旨發表した。この布告によれば、新總督はヒトラー總督に直
 屬し全行政權を掌握する。

△**ボ國政府**▽ 九月三十日フランス駐劄ポーランド大使は曩にルーマニアに亡命したポーランド大統領モシチツ
 キーは辭任し、今回ラツキエウィツ（前上院議長）が九月十七日附大統領令に基きポーランド共和國新大統領に
 任命された旨發表した。パリにおいて新たに組織を見たポーランド新内閣の主なる顔觸左の如し。

首相兼國防相

シコルスキー將軍

無任所相副總理

ストロンスキ

外 相 ザレスキ
 蔵 相 アダム・コック

ドイツではこのポーランド新内閣の成立を以て一種の道化芝居に過ぎないものと一笑に附して曰く、パリにポーランド新政府が出来たとて實際上、何等重大意義のあるものではなく、全く茶番狂言に過ぎない。これまでポーランド政府に属してゐた権限は今や總て獨、ソ兩國の手中に歸したのだから西歐諸國の尻押しでポーランドの亡命者等が如何なる約束事をしようと別に影響もなく、またそれが大した役割を果し得る譯もあるまい。

米國政府は十月二日附で米國は現在も尙ほポーランド政府の存在を認める旨を左の如く聲明した。

今から二十餘年前米國政府はポーランド政府を承認し、爾來外交關係を持続して來た。ポーランドは國策遂行のための武力行使の犠牲となつた。その領土は蹂躪され政府は國外に避難するの餘儀なきに至つた。然しながら單なる領土の占領は米政府の合法的存在を否定するものでない。それ故米國はポーランド憲法の規定に従ひボトスキー伯は今尙ほ駐米ポーランド大使である。ピドル大使は依然駐米米國大使としてポーランド政府と共にその所在地附近に止まるであらう。

十月四日英國政府は新任ポーランド大統領ラツキエウイツツに對し正式承認を與へたとの情報があつた。

二、分割直前のポーランド

△行政区劃▽ 行政上の單位はウオエウストウオにして、これは縣または州に相當するもので、全國を十七ウオエウストウオに分つ。各縣の面積と人口は左の如くで、縣名の下に(下)と記したのは今次の戦争の結果、前記獨、ソの新定によつてドイツ領に編入されたものにして、其他はソヴィエト領となつたものである。

縣 名	面 積(軒)	人 口
ワルソウ市	一一二	一、一七一、九〇〇 (下)
ワルソウ	二九、三一〇	二、一一六、七〇〇 (下)
ロ ツ ズ	一九、〇三四	二、〇〇七、七〇〇 (下)
キエルツエ	二五、七三六	二、九三九、七〇〇 (下)
ルブリン	三一、一六〇	二、四六四、六〇〇 (下)
ビヤリストク	三二、七四五	一、六四三、九〇〇
ウイエルノ	二八、〇〇八	一、二七六、〇〇〇
ノウオグロデク	二二、四七八	一、〇五七、二〇〇
ポレシエ	四二、二八六	一、一三二、二〇〇
ウォルイン	三〇、二八八	二、〇八五、六〇〇
ボズナン	二六、五二八	二、三三九、六〇〇 (下)
ボメラニア	一六、三八六	一、八八四、五〇〇 (下)

主要都市の人口左の如し。

シレジア	四、二三〇	一、二九五、〇〇〇	(F)
クラコフ	一七、四四八	二、二九七、八〇〇	(F)
ルウオフ	二七、〇二四	三、一二七、四〇〇	(東部ノ領西部獨領)
スタニスラウオフ	一八、三六八	一、四八〇、三〇〇	
タルノボル	一六、二四〇	一、六〇〇、四〇〇	
ワルソウ	一、二六五、七〇〇人		
ロツツ	六六五、二〇〇		
ルウオフ(レンベルグ)	三一七、七〇〇		
ボズナン	二六八、八〇〇		
クラコフ	二五四、六〇〇		
ウイエルノ	二〇八、五〇〇		
チェストホワ	一三六、〇〇〇		
カトウィツェ	一三二、九〇〇		
ルブリン	一二〇、〇〇〇		
グチニア	一一三、八〇〇		

言語上から住民の區別を左に掲げて見る。(一九三二年)

ビヤリストク	九一、一〇〇	
スタニスラウオフ	六〇、〇〇〇	
ポーランド語	約二二、〇〇〇、〇〇〇人	六八、九%
ウクライナ語	三、二二二、〇〇〇	一〇、一%
ユダヤ語系	二、七三二、六〇〇	八、六%
ルテニア語	一、二二〇、〇〇〇	三、八%
白ロシア語	一、〇〇〇、〇〇〇	三、一%
ドイツ語	七四一、〇〇〇	二、三%
ロシア語	一四〇、〇〇〇	〇、四%
其他の語	八八〇、〇〇〇	二、八%

△政黨▽ ポーランドは新たに建設された國家だけに政黨の數は比較的が多いが、二三を除けば何れも少數の黨員を擁する小黨であつた。

一、政府黨は一九二七年ピ元帥が執政々治を斷行する際に創立したファッション主義の黨にして、この政黨の中心はピ元帥部下の將校連である。黨の政綱としては政黨政治、議會政治と闘ふこと、大ポーランド標榜、強力政權憲法改正を擧げてゐる。政府黨は精確に言へば政府と協力の不偏不黨の合同と稱する。

- 二、民族国民同盟は元との国民々主黨の後身にして普通国民黨と稱する。
- 三、基督教民主黨はビ元帥のクーデータ以來前記政府黨に接近して來た。
- 四、ポーランド国民黨はピヤストと略稱する。
- 五、農民黨は農村の中流層を代表し穩健な農村改革を標榜し、政府に對しては不即不離の態度を持する。
- 六、國民労働黨。
- 七、社會民主黨。
- 八、勞農合同。
- 九、共產黨。

△宗教▽ 憲法に従へば宗教は自由にして別に國教はない。國民中最多數の信徒を有するのはローマ・カトリク教とギリシヤ舊教にしてこれを表示すれば左の如し。(一九三一年)

- ローマン・カトリク教徒 三、三三六、二〇〇(一〇、四%)
- ギリシヤ・カトリク教徒 三、七六二、五〇〇(一一、八%)
- オルソドクス教徒 三、一一三、九〇〇(九、八%)
- ユダヤ教徒 八三五、二〇〇(二、六%)
- プロテスタント教徒及其他 一九七、〇〇〇(〇、六%)

△教育▽ 一般民衆は文化の程度低く、初等教育は義務的にして一九三七—三八年度における狀況は左の如し。

	校 數	生 徒 數
小 學 校	二八、八八二校	四、八七七、三八九人
中 等 學 校	七七七校	二二一、四一七人
師 範 學 校	七四校	四、七六八人
職 業 學 校	一、三一九校	一〇六、四一五人

高等の學校中にて大學はワルソウ、クラコフ、ルウオフ、ポズナン、ウィルノ、ルブリンの六箇所にあり、その他工業専門學校、農業専門學校、鑛山、獸醫、商業、法律、齒科等の専門學校がある。

△裁判制度▽ 裁判行政の組織は最近僅少の除外例を残して殆んど全国的に統一された。裁判所の數は大審院一、控訴院七、巡回裁判所四十五、地方裁判所五百四十六を有する。労働争議は別に労働裁判所で審理する。

△工業▽ ポーランドは半農半工業の國にして概して經濟的發達は微弱である。經濟的状況によつて全國を區別すれば左の如し。

- 一、石炭、冶金工業地方 この地方はシレジア、ドンブロフ、クラコフ、チェンストホフに亘り、ポーランドの石炭は全部此の地方から産出し、鐵、亞鉛、錫も殆んど此の地方の産にして、従つて冶金工業はこの地域に集中されてゐる。
- 二、ロッツ織維工業地方 全國紡織工業の約八割五分はロッツ市を中心とする地方に集中される。

三、ラドム、ケレツ冶金工業地方 ポーランド冶金工業の約九割は前記シレジア、ドンブロフ、クラコフ、チェンストホフ地方に集まり、残りの約一割はラドム、ケレツ地方に分散する。ラドム、ケレツ地方の冶金事業は主として軍需工業にして最近に至り著しく發達を遂げた。

四、ワルソウ地方 この地方は金屬工業、機械製作が發達し、また輕工業も可なり行はれる。國內に石炭を多く産出するので外國から鐵礦を輸入し製鐵事業を起し、鐵を材料とする工業に力を注いでゐる。

ポーランドの石油埋藏量は大約四億噸と稱せられ、歐洲においてソヴィエト聯邦、ルーマニアに次ぐ石油産出國として知られてゐる。石油精製所は二十二を算し一九三八年の原油産額は五十萬七千噸に達した。

岩鹽また重要産物の一にして主としてクラコフ附近、ポズナン、シレシヤ地方に産し、尙ほ岩鹽の外に鹽泉があつて其處からも鹽を出だす。

最近における主要礦産物の産額を左に一瞥して見る。(一九三九年)

石炭	三八、一〇四、〇〇〇
褐炭	九、五〇〇、〇〇〇
原油	五〇七、〇〇〇
鹽	六四四、〇〇〇

メートル噸

亜鉛	一〇八、〇〇〇
鐵礦石	八七三、〇〇〇

工業中で最も發達してゐるのは石炭と纖維事業にして石炭は大部分シレシヤから産する。

大戦前までポーランドの綿布はロシア市場で消費されてゐたが、最近ではバルカン、バルチク沿海、極東へ輸出される。

△農業▽ 前記工業地方を除けば、その他の地方は大抵農業地方にして、これを作物の種類によつて區別すれば左の如し。

- 一、ポズナン、ポメラニア地方 この地方は高級栽培物を主とし畜産業も盛んに行はれるが、農業と共に一方には機械製作及び輕工業も發達してゐる。
- 二、中央地方。
- 三、西白ロシア地方 この地方は森林地帯で農作物は豊かでなく、また工業は發達してゐない。この地方の工業はベロストク市を除けば見るべきものはない。

ウオリニヤ及びガリシヤの兩地方は石油、岩鹽の産地にして、製材事業も多少發達してゐる。

概してポーランドの農業は舊プロシヤ領域を除き低水準にある。耕農地は全面積の四八、六％、牧場、草原は一六、九％の割合である。

畜産業は農業經濟において顯著な位置を占めてゐるが、特に養豚業及び養馬業が盛大に行はれる。家畜の数は

既に戦前のそれを凌駕し、馬匹に至つては全歐洲諸國において實に第三位に位する（一九二七年度）。豚は主としてドイツへ輸出され、また多量の鶏卵、バターが各國へ輸出される。
木材はポーランドの重要産物にして、その産地は西白ロシアと西ウクライナである。
ポーランドは未だ農業國の域を脱せず大小麥、ライ麥、馬鈴薯を多量に産するが、就中ライ麥と馬鈴薯は有名にして外國に輸出される。

ボ政府は土地所有の公平を期するため土地所有の範圍を制限して大地主の跋扈を防止するに努めてゐる。政府は一定限度以上の大なる土地を所有する大地主から餘分の土地を回收して、これを土地を所有しない農民に提供しつゝある。この土地整理によつて一九一九年から一九三七年に至る間に約七十萬の新農家が出來た。
主要農産物の産額（一九三七—三八年）左の如し。

小麥	二、一七一、九〇〇
ライ麥	七、二五三、四〇〇
大麥	一、三七一、三〇〇
カラス麥	二、六五六、五〇〇
馬鈴薯	三四、五五八、二〇〇
砂糖大根	三、一六二、四〇〇

メートル噸

其の他亞麻、大麻、ホップ、チョコリ等が擧げられる。
ポーランド農民は毎年海外に移住するものが頗る多い。これは國內産業が発達しないためであると言はれる。大戦前まで北米合衆國に移住するもの年々二十五萬人に達したが、海外移住を制限するに至つた。最近は主としてフランスに移住するものか多くなり、一九二九年の如きは六萬八千人に達し、また季節労働者として外國に出稼ぎするものも多い。

△**ボ國の外國資本**▽ ドイツ金融研究所の調査によれば、一九三八年初頭におけるポーランドの外債は合計六十八億ズロチで、その内ボ政府債は二十七億、民間債は三十三億、外人の産業の投資は十八億である。而して最近の調査によればポーランドの株式會社總計一千四百十四社の總資本中にて外國資本の占める割合は三十一パーセントの多きに達してゐる。外國人のポーランド産業投資を國別に見れば、フランスが第一、アメリカが第二であるが、その詳細は（單位百萬ズロチ）左の如し。

フランス	三九一
アメリカ	二七七
ドイツ	二五一
ベルギー	一八一
スイス	一〇四
英國	七九

（一九三九年十月三十日）

3 ソヴェイエト聯邦のバルチク進出

一、ソ、エ相互援助條約並通商協定

△ソ、エ交渉の経過 ソヴェイエト政府はドイツ軍のポーランド進撃の後を追うて軍隊をポーランドに進駐し、ドイツ政府との間にポーランド分割に関する新協定を締結して、バルチク諸國に對して積極的に進出を企圖するに至つた。

ソ聯邦の對バルチク進出のために第一の犠牲となつたのはエストニア共和國である。獨、ポ開戦となるや、ポーランドの潜水艦がエストニア國タリン港に通入し、後にタリンを脱出した事實があつた。この事件はソ政府に對しエストニア干涉のため口實を與へたやうである。ソ政府はソ聯艦隊にバルチク海出動の命を下し、ポ潜水艦の行方を探せしめる一方、エストニア政府に對し九月二十六日附を以て、

エストニア當局はポーランド潜水艦に對して修理、燃料提供の便を與へ、今尙ほ之に根據地を提供してゐるものと見られる節あり、云々と抗議した。

これより先キエストニア外相セルテルは九月二十三日ソ政府の招請を受けてモスクワに赴いたが、ソ聯邦のバルチック諸國に對する動向が大に注意を拂はれつゝある折柄、エストニア外相のモスクワ訪問は政治的重要意義を有するものとして關係諸國の注目を惹いた。

エ國外相セルテルは九月二十四日ソ政府當局と會談したが、モスクワ滞在僅か一日にして翌日急遽歸國することになった。同國外相が至急歸國することになったのはソ政府がエ國に對し或る重大な要求を提出したためであつた。ソ政府はエ國內にソ聯海軍根據地の建設等を最後通牒の形式を以て要求したとのことであつた。

セルテル外相は歸國後直に同國大統領、軍總司令官等と協議を遂げ、緊急閣議を召集してソ政府の要求問題を凝議した。

ソ政府は九月二十六日對エストニア交渉に關するコミュニケを發表して、エストニア官憲のポーランド潜水艦脱出默認事件を痛烈に非難した。

ソ、エ兩國外相の二十四日の會議はポーランド潜水艦のタリン港脱出事件に關するエ政府側の説明によつて始められたが、これに對するエストニア側の説明によれば、該ポーランド潜水艦がエストニア領海に入つた時には機關に重大な損傷を受け殆んど航行不能の状態に陥つてゐた。斯かる潜水艦がエストニア官憲の監視を逃れてタリン港外に脱出することは諒解し得ないところである。該潜水艦はタリン港において修理を受け燃料まで補給されて逃走したものと信すべき根據がある。一方レニングラードからの報告によれば、同地沿海監視隊は二十六日望遠鏡を以て國籍不明の潜水艦がルガ灣に游弋するのを認めたとはいは

る。

以上の理由によつて國籍不明の潜水艦がエストニア沿岸附近の何處かに秘密根據地を有して活躍してゐるといふ結論も生じて来る。斯かる情況の下にあつては潜水艦の誘致攻撃運動に對してソ聯領海の安全を確保することは現在最も重要な問題である。

ソ政府がソ聯領海の安全確保は現下の重要問題であると稱したことはエストニアに對する重大要求説を裏書きするものとして注目される。

△相互援助條約と通商協定▽セルテル外相は二十七日再び駐ソ大使レイ、下院議長ウルオツ、國際法の權威として知名なタリン大學總長ビイブ等を帶同してモスクワに赴いた。ソ政府はエストニアに對しソ聯邦海軍及び空軍のため基地を要求してゐたが、九月二十九日タス通信社はソ、エ兩國間に相互援助條約並に通商協定の成立を左の如く報じた。

モロトフ外務人民委員とエストニア外相セルテルは去る九月二十四日より二十八日までモスクワにおいて兩國間の相互援助條約並に通商協定締結に關し交渉を重ねた。交渉は二十八日相互援助條約並に通商協定の正式調印によつて完了した。

今相互援助條約の内容を左に示す。

第一條 兩締約國はバルチック海に於ける締約國の海岸國境又はラトヴィヤ共和國領土を經る陸上國境に對し並に第三條記載の根據地に對し任意の歐羅巴諸國よりの直接攻撃又は攻撃の脅威發生の場合は軍事的援助

を含む一切の援助を相互に許與することを約す。

第二條 蘇聯はエストニア軍に特惠條件を以て武器及其他の軍用資材に依る援助を許與す。

第三條 エストニア共和国は蘇聯に對しサーレマー(エーゼル)ヒウマー(ダゴ)のエストニア諸島バルデイスキ市(バルチック海港)に於て安價なる租借權利にて海軍根據地及數箇の飛行場を保有する權利を保障す。右根據地及飛行場の爲め提供せらるる正確なる地域及其の境界は相互の協定に依り之を定む。蘇聯は海軍根據地及飛行場保護の爲め右地域に自己の費用を以て極めて制限せられたる數の蘇聯陸上部隊を維持する權利を有す。其の最大數は特別の協定にて之を定む。

第四條 兩締約國の一方に敵對する如何なる同盟をも締結せず又聯合に参加せず。

第五條 本條約の實施は何等締約國の主權特に經濟組織及國家機構を侵害するものにあらず。根據地及飛行場(第三條)となるべき地區はエストニア共和国領土として殘存す。

第六條 本條約は批准交換と共に效力を發生し右交換は署名の日より六日以内にタリン市に於て行はるべし。本條約の有効期間は十箇年とす但し一方の締約國が失效の一年前に廢棄の必要を認めざる場合は自動的に更に五箇年間效力を延長す。

第七條 本條約は露語、エストニア語を以て作成せらる。

ソ、エ新通商協定の要點は左の如し。

ソ、エ兩國政府は兩國間の貿易額を從來の四倍半に増加し、その額を一ヶ年三千九百萬クロネに決定す

る。

エストニアはその物資をソ聯領内の鐵道並に水路を通じてムルマンスク(北氷洋)、ソロカ(白海)、黒海に輸送し得る便宜を與へられる。

ソ聯邦はその物資をエストニアの海港を通じて輸出し得る。

新聞の報道によれば、ソ政府は前記ソ、エ相互援助條約に基いて十月七日再びエストニアに對し新要求を提出して、エストニア國內の二地點の使用を求めたとか、或はソ聯軍隊のエストニア領内の自由通行を要求したとか傳へられるが眞偽は不明である。

ソ政府は十月二日ソ、エ相互援助條約に基きモンチュコフ將軍を首班とするソ聯軍事使節をエストニアに特派してソ聯海、空軍の基地建設等に就きエストニア政府と折衝を續けた結果、ソ聯邦はエゼル島に八千のソ聯兵を駐屯せしめることになつたといふ。

△世評▽ ソ政府機關紙イズヴェスチヤはその社説においてソ、エ相互援助條約の意義を大要左の如く論じた。ソ、エ相互援助條約は、それによつてソ聯邦は自己の安全を保障しつゝ、列強の侵犯に對しその隣國たる諸小國のためにその獨立及び獨立的國家的存在を擁護するの決意あることを示した點において深い意味がある。ソ聯邦と平和親善を保持して行き度いとの現實な希望を有する國に對しては、ソ聯邦は相互の權益を保障し、相互に援助するといふ基礎において表明された善意を歓迎するに吝ならざるものである。ソ政府はエストニアとの通商協定を締結したが、政治的關係及び通商の方面をも強化するに至るもの

ある。云々。

ブライウダ紙また左の如き社説を掲げた。

ソ、エ相互援助條約は兩國の國防を鞏固にし、兩國間の經濟的關係を擴大し而して一般的平和を助長するものである。東歐における確乎たる平和は樹立された。獨、ソ友好條約はソ聯邦の平和政策の新しい大勝利である。この政策はソ、エ相互援助條約及び通商協定において更に明瞭な表現を見出した。我が國は軍事關係において弱小國の主權に對し、獨立に對して注意深き態度を取り、妄りに他國の内政に干渉しない。然しながらソ聯邦は弱小諸隣邦が世界戰爭放火者の手中に弄ばされ、そのため我が國境防備が脅威にさらされることに對しては斷じて黙過し得ない。

ソ、エ相互援助條約及び通商協定はバルチック沿海の平和を保障し締約國のために相互の利益となるものである。云々

エストニアの各新聞は今回のソ、エ相互援助條約並に新通商協定に關して盛んに論評を試み新條約を歓迎したが、ウウス・エスチ紙は新條約は大にエストニアの安全及び獨立を強化するものであることを指摘した。

パフワレフト紙は相互援助條約の締結はエストニアの希望に添ふものであるとなし、『平和なる協定設定のこれ以上の好例は想像し得ない』と論じた。

ウウチフスレフト紙は今回の互助條約は兩國間の友好關係を明瞭ならしめるものであると論じた。

エストニアとソ聯邦間には過去二十年に互り別に重大な紛争を發生しなかつた。而して一切の誤解は平

和手段によつて解決されて來た。

尙ほ同紙は今後における兩國の貿易に大なる期待をかけた。

たとひ戦争が永延いても封鎖のために輸入商品の入手に困難を來たすが如き心配は最早やないであらう。互助條約及び通商協定は吾人の安心と自信とを鞏固ならしめるものである。

ウウス・エスチ紙は新條約の意義を評價して曰く、

援助は相互的であるけれども、エストニアは攻撃を蒙る毎にソ聯邦の援助を受けることにならう。エストニアとしてはソ聯邦に對する攻撃がエストニアを通じて行はれる場合にソ聯邦に援助することになる。換言すればエ、ソ兩國間の軍事的協力は兩國の安全が同時に危険に瀕した場合は豫見するものである。尤もエストニアよりもソ聯邦の方が義務負擔の大であることは疑ひを容れない。何故ならば、ソ聯邦はエストニアが攻撃される總ての場合に互助しなければならぬからである。

互助は次の三つの場合を豫見する。即ち攻撃若くは攻撃の脅威が(一)バルチック海においてはエストニア若くはソ聯邦に對して行はれる場合、(二)ラトヴィアを経由して陸路よりエストニア若くはソ聯邦に對して行はれる場合、及び(三)エストニアにあるソ聯邦の軍事的基地に對して行はれる場合である。實際上の互助は敵がフィンランド灣を海上から攻撃し若くは陸上からラトヴィア及びエストニアを経て攻撃する場合に發動することにならう。それ故、ソ聯邦に對するエストニアの援助は自衛としての意味に解せられる。

マイヨマニクデ・テアタヤ紙は曰く、

ソ、エ條約は全バルチックの防衛といふ大なる課題を實行するであらう。若し以前に危険が起つたならば、或は吾人は列強間の闘争にまき込まれてゐたかも知れないが、今やそれが明瞭となつた。吾人は安心して自己の業務に従事することが出来る。條約は吾人の獨立を擁護し、我が經濟組織や國家機構に觸れな

5。 エストニアの隣國たるラトヴィアの新聞リツツはその論説において左の如く論じた。

モスクワにおいて二つの重要な條約が調印された。ソ聯邦とエストニアは相互援助條約及び通商協定を締結し、また獨ソ間には友好及び境界に關する條約が締結された。

△軍事基地の價値▽ ソ政府が軍事的根據地としてエストニア政府から租借したモオンズンド群島に就きソ聯邦ブラーウダ（九月三十日附）の記事を參考として茲に要譯することにしよう。

フィンランド灣及びバルチック海の入口に位するアランド群島（オーランド）及びモオンズンド群島は共に重大な戰略上の意義を有する。エストニア領のモオンズンド群島の有つ戰略上の意義に至つては實に無限大である。モオンズンド群島はフィンランド灣口の南に横はり、群島中の最大の島エゼル（サアレマ）は面積二千六百平方立杆、ダゴ島（ヒユウマ）は九百六十平方杆を有する。

この群島は經濟上の意義は全く論ずるに足りない。群島には何等の有用礦産物もなく、地味は瘠瘦にして特に砂地であるから農作物は生育が悪い。また小規模の製材所と食料品工場を除けば、工業の見るべきものはない。かく群島は經濟的に恵まれてゐないから住民の數も少く、總計で八萬人を算するに過ぎず。而してその中七萬人

以上はエゼルとダゴの兩島に集つてゐる。

十二世紀から十八世紀にかけてダゴ島はバルチック海を荒し廻る海賊船の巢窟となつてゐたが世界大戰當時帝政ロシアは初めてこの島を海軍根據地に選定した。その後英國はこの群島に着眼したことが一再でない。この群島が斯やうに軍事上重要視される所以はフィンランド灣に對して極めて有利な地理的位置を占めてゐるからである。この群島を扼することは即ちフィンランド灣を制壓する鍵を握ることを意味する。換言すればこの群島に基地を有する海軍はフィンランド灣の監視者たり得るであらう。

群島の散在する海上は水底の浅いのが缺點であるが、それにも拘らず海軍のためには自然に掩護された若干の碇泊所がある。また戦闘艦の基地となるべき地點も尠くない。大陸の海岸と群島との間には大船巨舶の航行し得る水路が存在するので、これ等軍艦の碇泊所は更に大なる意義を有するのである。戦闘艦以外の軍艦、例せば巡洋艦、水雷艇等の碇泊所に至つては群島中相當豊富に存する。サアレマ及びヒユウマ兩島における空軍はリガ灣やフィンランド灣に侵入せんとするソ聯及びエストニア双方の敵軍を遮斷することが出来る。

△エストニアの現状▽ エストニアは大戦後に出來た歐洲の最小國家の一にして總面積は四萬七千五百四十九平方杆、人口（一九三八年一月一日現在）は一百十三萬一千二百二十五人である。現エ國の領土は帝政ロシア時代のエストランド縣及びリフランド縣の一部から成立してゐる。

エ國はバルチック海岸に位し、バルチック海は二ヶの灣即ちフィンランド灣及びリガ灣が東歐大陸奥深く東方に灣入し、エ國は此兩灣に介在する領域を占める。

エ國は東にソ聯邦、南にラトヴィアと境を接し、北方フィンランド灣を距て、對岸にフィンランドがある。

エストニアは北より南に延ぶる低凹地にして低凹地帯にチエツコエ（ベイプス）の大湖ありてエ、ソ國境は同湖の中央を走る。エ國最大の河川はエンバツフ河、ナロヴァ河にしてナロヴァ河はチエツコエ湖に源を發しフィンランド灣に注ぎ、其の河口に近く位するナルヴァ市郊外にて九萬馬力を有するナルヴァ瀑布を形成する。

エストニアは牧畜を主とする農業國にして一九三二年度現在耕作地は四萬二千ヘクター即ち全面積の二一・七%を占めるに反し、牧草地面積は百七十七萬二千ヘクター即ち全面積の三七・三%を占め、畜産品は重要輸出品目にして林業もまた重要である。森林地は全面積の約五分の一を占める。

エストニアの工業中心地は僅少にして、首都タリン（舊名レヴァル）は二二一九年に建設せられた古都にして隣接せるバルヂスキー港と共に帝政露西亞バルチック艦隊の根據地であつた。

同市には商船の外に軍艦をも建造修理する船渠大造船所がある。

一九一三年同地に露西亞最大の造船所が建造されたが、同造船所は同時に三千噸級船舶六隻積載噸數各三萬噸以上の船舶二隻の造船能力を有する。而して當時同船渠は従業員五千名以上を有したが、現在は四百乃至五百名に過ぎない。また汽車は従業員の数二千名、年産額は貨物車輛三千、旅客車輛百五十、軍用車、野戦用庖厨車を合して千三百に達する。尙同市には大鐵道工場、電氣備品工場、化學工場、紡績工場、木工工場、其の他装甲車及び戦車組立、小銃銃身機關銃銃身製造を行ふ兵器工廠がある。

第二の大都市はタルト即ちユリエフ別名デルプト（ドルバト）にしてエンバツフ河がベイプス湖に注ぐ、河口

近くに位し人口約七萬六千にして各種の工場がある。タルトは文化の中心地にしてエストニア唯一の大學があり、同大學は歐洲最古の大學の一である。

ナルヴァ市亦一大工業中心地にして特に紡績工業の中心地である。

ナルヴァ河流域はエストニア最大の森林地帯にして、主として輸出を目的とする主要木材工業地である。又ナルヴァには織紗工場及び大なる麻工場がある。ナルヴァ市郊外にあるナルヴァ瀑布はナルヴァ市の諸工場に動力を供給してゐる（同瀑布は九萬馬力を有するも現在は其の中一萬三千馬力が利用されてゐる）。

エストニアは地勢上及び地勢に基く戰略上の價値が大なるがため列國の注目を惹き、一九一九年英國艦隊は同地域に據りクロンシュタート攻撃を企圖したことがある。當時英國は船艦三十一隻を失ひ何等得る所無くして退去したけれども英國の帝國主義者連が如何にモオンズンド列島を重要視してゐるかは、英國が一時バルチック海に於ける英國艦隊の根據地及び碇泊地建設の爲めエストニア島購入に付き交渉した事實のあることを觀ても明かである。戦後は殆んど毎年夏期になると英國艦隊はエストニア海岸を訪問してゐたことも亦意味深長なりと云ふべきである。

ソ、エ相互援助條約はエーゼル島、ダゴ島、バルチック港に海軍根據地を有するの權利をソ聯邦に附與してエストニアを對ソ戰爭の戰場化する可能性を排除し、バルチック海に於ける力の相互關係を一變せしめ赤海軍をしてソ聯邦海岸の安全確保を廣汎に可能ならしめると同時に、該條約はエストニア國自體の安全をも確保するものである。

通商協定は又双方に有利にして又英、米、佛の資本がエストニアに於て鞏固なる地盤を築かんと努力しつゝ、あることを考慮するの要がある。一九三七年度エ、英間貿易額は五四、四三五千クロネ、エ、米貿易額は九、〇八三クロネ、ソ、エ間の貿易額は六、二六二千クロネであつたが、一九三八年度は九、六〇〇クロネにして本年締結せられた通商協定の結果一九三九年末迄にはソ、エ間貿易額は三千九百萬クロネに達する筈である。(十月三日ブラーウグ紙記事に據る)

二、ソ、ラ相互援助條約並通商協定

△ソ、ラ條約成立▽ ソ聯政府はエストニアと交渉中に更にラトヴィア及びリトアニア兩共和國に對してもエストニアと同様の條約並に通商上の交渉を開始した。

ラトヴィア政府は十月一日同國外相ムンテルスを急にモスクワへ特派することに決した事情に關して左の如く發表した。

ラトヴィア政府は十月一日マシウリス大統領領司會の下に臨時國務會議を開き九月二十八日モスクワにおける獨、ソ並にソ、エ兩條約締結の顛末に就きムンテルス外相より詳細なる報告を聴取した後、ラトヴィア政府は兩協約がヨーロッパの政治情勢に根本的變革を齎らすものであることに鑑み、ラトヴィアも隣國エストニアと同様にその政治關係の修正を行はざるべからざる旨を決定した。先づ第一には對ソ關係に關し兩國間の論議の因となるべき諸懸案を一舉解決することを必要と認め、ムンテルス外相に對し即時モスク

ワに赴きソ聯邦政府當局と親しく折衝することを命じた。ムンテルス外相は二日リガ出發モスクワに赴く筈である。

ムンテルス外相は豫定の如く十月二日同國外務省條約局長カンベ等を帶同してモスクワに到着し、直にソ聯總理兼外相モロトフと會談に入つた。ソ聯邦對ラトヴィアとの會議は順調に進捗し、既に十月五日には、ソ、ラ相互援助條約の成立を告ぐるに至つた。この日調印されたソ、ラ相互援助條約は全文六箇條より、その内容は大體前記ソ、エ相互援助條約と同様である。

第一條 兩締約國は歐洲列強の或る國がバルチック海に面する兩締約國の海上國境エストニア及びリトアニア兩共和國の領域を經由して兩締約國の陸上國境、及び第三條記載の基地に對し直接の攻撃を行ふか、若しくは攻撃の脅威發生の場合には相互に軍事的援助を含む凡ゆる援助をなす義務を負ふ。

第二條 ソ聯邦はラトヴィア陸軍に特典的條件を以て武装並に其の他の軍需材料の援助をなす義務あり。

第三條 ラトヴィア共和國はソ聯邦の安全を保障し、かつラトヴィア自身の獨立を鞏固ならしむる目的を以て、ソ聯邦にリエバヤ(リバワ)及びウントピルス(ウインダワ)兩市に於て海軍基地及び若干の飛行場を低廉なる借料に依りて租借の權利を以て提供す。

基地及び飛行場の正確なる場所の割當て及び其の境界は相互の合意に依りて決定す。

イルベン海峡防護の目的にてソ聯邦に對し同一條件にて、リバワ及びウインダワ兩市間の海岸に海岸砲兵の基地を建設すべき權利を附與す。

ソ政府は海軍基地、飛行場、海岸砲兵基地防護の目的にて基地及び飛行場として割當てられたる地域において自己の経費を以て嚴格に制限されたるソ聯陸空軍兵員を保持すべき権利を有す。その兵員の最大數量は特別協定によりて決定す。

第四條 兩締約國は締結國の一方を目標とする如何なる同盟をも締結せず若くは聯合に参加せざる義務を負ふ。

第五條 本條約の實施は何等兩締約國の主權、特に國家機構、經濟的並に社會的組織及び軍事施設を侵害するものにあらず。第三條に依りて基地及び飛行場として割當てられたる地域はラトヴィア共和國の領土たるべし。

第六條 本條約は批准交換と共に効力を發す。批准交換は本條約調印の日より六日以内にリガにおいて行はるべし。

本條約の有効期間は十箇年とす。但し締約國の一方が期限満了一箇年前に本條約を廢棄すべき必要を認めざる時は、本條約は自動的に更に十箇年間其の効力を延長すべし。

右條約の調印と同時に兩國政府は共同コミュニケを發表したが、其の中において特に

兩締約は平和條約及び不侵略條約の確乎不動の主旨を以て相互援助條約の基調となし更に兩國の主權並に兩國の内政に對する不干涉主義の無條件承認を確認した。兩國は多年の經驗に基き、兩國の國家組織の相違は兩國間の効果ある協力の障礙とならなむことを確信してゐるので、兩國は相互援助條約によ

つて創造された新事態において常に相互の國家的、社會的、經濟的機構に對し互に尊重し合ひ、かくして兩國民間における平和な善隣協力の基礎を鞏固ならしめるであらう。

相互援助條約の細目協定は二十三日リガ市においてソ聯邦軍事使節主席海軍人民委員次長イサコフ提督とラトヴィア政府副總理兼陸相パロデイス將軍との間に調印を了した。

ソ、ラ兩國政府は引き続き更に經濟貿易關係の再調整を圖るため新通商協定締結の目的を以て交渉を開くことになつた。ラトヴィア政府は十月十二日商工會議所會頭ベルヂンス一行をモスクワに派遣してソ政府と商議せしめたが、双方の意見一致し、十八日に至り正式調印を了した新通商協定は一九三九—一九四〇年の兩國貿易の總額を六百オラツトと定め、更にソ聯邦はラトヴィアのためにソ聯邦鐵道及び白海のムルマンスク、ソロカ兩港向け航路及び黒海諸港向けの聯絡輸送の便を提供することになつた。これに對しラトヴィア政府はソ聯邦物資のラトヴィア諸港經由聯絡輸送を承認することになつた。この新協定によつて兩國の貿易額は從來の約三倍に激増する見込みである。

△批評▽ ソ、ラ相互援助條約の當事者たるラトヴィア外相ムンテルス博士は十月九日條約締結の動機に關して左の如く語つた。

ラトヴィア政府は東歐において近く大變革の起ることが明かになつたので、現實の事態に即應し自國の存立を維持するためにソ政府の要求を受諾した。

また新聞記者團との會見においてムンテルス外相は條約を以てバルチック海の現状維持の保障であると同條約を謳歌した。曰く、

今回調印されたソ、ラ條約はバルチック海の現状維持の保障にしてバルチック海の現状と平和とを維持せんとするソ、ラ兩國の意思を表明する最善の手段として選ばれたもので、何等兩國の主權を侵犯するものではない。

ソ紙プラーウダは十月六日社説を掲げてソ、ラ相互援助條約の意義を左の如く論じた。

ソ、エ互助條約はバルチック海における事態を一變せしめ、レニングラード及びソ聯邦の西北部はクロンシュタート要港並にエーゼル島によつて防衛されるやうになつた。而して今やソ聯邦北西部の安全は更にリバワ及びウイダワ兩港における基地及び飛行場の建設によつて保障されることになつた。

他方ラトヴィア共和国としては海と陸の兩方面からソ聯邦の有力な防護を受けることになる。

ソ政府は他國の主權に對しては之を尊重するものである。ソ、ラ條約はソ聯國民及びラトヴィア國民との平和な善隣的關係を一層鞏固ならしめるものである。第四條は兩締約國に對し兩國の一方を目標とする如何なる同盟をも締結せず、また聯合にも参加しない義務を負はせるものである。若し今日まで某々列強がソ聯邦の諸隣國を自國の政策の道具に使用しようとの希望を抱いてゐたとすれば、また某々國がラトヴィアを以て對ソ抗争に利用し得る一勢力として期待したとすれば、今回の條約は斯かる陰謀に對して止めを刺すものである。

最近の對獨、對エ、對ラの各條約に表現されたソ政府の政策は何れもソ聯邦の安全感に牢固たる保障を與へるものである。ソ、エ及びソ、ラ交渉は弱小なる諸國民に對するソ政府の態度が用心深いことであることを更に明確に示した。云々

イズウエースチヤ紙(同日)はソ、ラ關係の過去から説き起して今次の互助條約の意義を闡明した。

ソ聯邦とラトヴィア間には一九二〇年及び一九三二年の各條約に規定された友好關係が存在した。兩國は相互共存の最初からソ聯邦外交の基本的にしてかつ不動不變の原則に基く條件の下に平和な隣同志として協定した。一九二〇年八月の平和條約は相互の内政不干渉と國家の獨立に對する相互承認に基礎を置いたものであつた。一九三二年二月五日ソ、ラ兩國は不侵略及び紛争の平和的解決に關する條約を締結した。この兩條約は今尚ほ效力を有し兩國間における相互關係の確固たる基調となつてゐる。兩國は發達しつつある善隣關係に基き、これ等の條約に基きて相互の安全確保の目的を以て茲に相互援助條約を締結した。

本條約がソ聯邦の國防力強化のため、また東歐及びバルチック海における長期の平和設定のために意義を有することは數々するまでもない。ソ、ラ條約は先きのソ、エ條約と同じく、東歐における何れの侵略に對しても新たな障礙となり、而して國際的平和のために最も大切なる此の地域において平和的關係を鞏固ならしめるであらう。云々

ラトヴィヤス・カレイヴィス紙はその社説において左の如く論じた。

ラトヴィアとソ聯邦間に締結された以前の諸條約の基礎となつてゐるものは相互の尊敬信用及び主權の承認であつた。而してこれ等の主義原則を一方的に破棄したり、若くは勝手に解釋するが如き場合は未だ會つてなかつた。今次のソ、ラ條約の締結交渉はスターリンの直接指導の下に行はれた。この事を考慮する時、吾人は今回の條約を以てバルチック海の沿岸における平和の新保障として大に信用し、かつまた善隣關係を鞏固ならしめる遠眼の措置として歓迎するものである。この善隣關係たるや現下の恐慌時代において實に締結國のみならず、全世界に對して福祉となり得るであらう。

△ラトヴィア共和國の現状▽ ラトヴィアは大戦の結果として生れた新興國の一にして、その領域は帝政ロシアのクルリヤンド縣の大部分、リフリヤンド及びウイテプ兩縣の一部分を取つて形成された。

ラトヴィアは東はソ聯邦に、北はエストニア、西南はリトアニアに界してゐる。而して西はバルチック海にのみ、北の方リガ灣は戰略上、重大な意義を有する。

ラトヴィアの地形は一面の平原にして、たゞ處々に小高い丘が連つてゐるに過ぎない。西ドヴィナ河とアア河との間は風景絶佳の高臺にして、この兩河とウインダワ河は共に舟運の便がある。

總面積は六萬五千七百九十一平方軒にして、人口は一九三八年一月一日現在一百九十七萬一千人を算し、國民を人種別にすればラトヴィア人七三、五%、ロシア人一二、五%、ユダヤ人五%、その他の諸人種約九%の割合である。

ラトヴィアは主として農業國であつて、一九三七年調査による耕地面積は二百十六萬七千ヘクタール即ち全面積

の三二、九%に相當する。牧場の面積は一百六十五萬一千ヘクタール即ち全面積の二五、一%にして全面積の四分の一以上は森林地帯である。

ラトヴィアの農村經濟において基本的地位を占めるのは牧畜にして、牧畜の産物たる肉、バター、皮革は重要輸出品になつてゐる。國內經濟界に大なる意義を有するのは林業にして材木ベニヤ板、紙等は全輸出の約三分の一を占める。

世界大戦前までラトヴィアは帝政ロシアの工業中心地の一であつた。同地の工業は主として原料を輸入し、之を精製してロシア市場に出してゐた。

大戦前までリガ地方は冶金業、造船業、機械製作事業が盛大に行はれてゐた。現今リガ市には四箇の機械製作工場、造船所、多數の纖維事業、食料品事業、製材事業の工場がある。リガ市の人口は三十八萬五千人にして、ラトヴィア全人口の六分の一に相當する。

リガ港はラトヴィア海軍の根據地にして、バルチック海面からリガ港に入津するにはリガ灣を通航しなければならぬが、リガ港とバルチック海とはイルペンスキー海峡によつて連結される。大戦當時イルペンは帝政ロシアのバルチック海軍の根據地となつた。

リガに次ぐ海港はリエバヤ即ちリバワ港にして、同港はバルチック海の南方海岸を防衛し、敵海軍のフィンランド灣への侵入を阻むことが出来る。尤もリバワ地方の沿海は水底淺きため潜水艦の襲撃を受ける憂ひはない。リバワ港はレバヤ湖の北側に位し、この湖は運河によつてバルチック海と連つてゐる。この地方におけるラト

ヴィアの海岸線は殆んど屈曲なく、従つて灣も入江もない。

リバワ港の北方三軒の地點に廣大な軍港がある。軍港には二箇のドックがある。またリバワ港は二箇の浮ドックを有し巡洋艦、潜水艦、水雷艇の修繕を行ふことが出来る。リバワ港はまたソ聯邦、エストニア、リトアニアとを繋ぐ鐵道の重要分岐點である。同港はリガに次ぐ工業都市にして人口五萬七千人を有する。

リバワにおける軍港の建設は帝政ロシア時代の一八九〇年に開始され、當時四千五百萬留の經費を投じた。しかしその後に至り大軍港としての意義は次第に喪失せられて、單に水雷艇の據點に變じた。大戰當時に軍事的施設は破壊されて了つた。

ウェントピルス即ちウインダワ港はリバワの北方七十五軒の地點、ウェンタ河口に位するラトヴィア最大の商港で、港内水底深く、港灣としての施設も善く整備し、造船所を有する。同港は鐵道の便良く、ソ聯邦に比較的近いので今後におけるソ、ラ貿易の關係上、通過港として大に發展の可能性があると觀られる。

ラトヴィアの兵力は大でない。陸軍は二萬八千人にして外に工兵師團がある。海軍としては潜水艦二隻、警備艦一隻を有するのみである。(十月六日ブラーウダ紙に據る)

三、ソ、リ相互援助條約

△ソ、リ條約及通商調印▽ 十月二日リトアニア國駐劄ソ聯邦公使クラビツェフはソ政府の訓令に基きリトアニア外相ウルプシスにモスクワ往訪を懇請するところがあつたので、ウルプシス外相は三日モスクワに到着した。

ウルプシス外相の出發に先ちリトアニア政府は東歐の新情勢につき検討を加へ、ソ政府から提示されたソ、リ國交整調問題に關し重要協議を遂げた。

リ、ソ會談はウルプシス外相のモスクワ到着と共に開始されたが、ウルプシス外相は會談の結果を本國政府に報告し、かつ打ち合せのため同日深夜モスクワを出發して歸國の途に就いた。

リトアニア政府はウルプシス外相の報告を中心に重要開議を開催したが、ソ政府はリトアニア政府に對し、

一、相互援助條約

二、軍事根據地の提供

を要求したと傳へられた。尙ほソ政府は右要求の代價としてリトアニア國の舊都にして先年ポーランドに占領されたウイリナ市をリトアニアに割讓するの用意があると言はれた。

ウルプシス外相は十月七日リトアニア軍總司令官ラスチキス以下隨員一行と共に再びモスクワに來着してソ聯邦當局と相互援助條約問題に關して交渉を進めた。リ、ソ間交渉は一時行き悩みを傳へられたが、十日に至りリトアニア政府は遂に相互援助條約の締結を受諾するに決した。

十月十日調印を見たソ、リ相互援助條約は大體において前記ソ、エ及びソ、ラ條約と大同小異にして、全文九箇條から成つてゐるが、ソ、エ及びソ、ラ條約と異なる箇所のみを茲に摘譯することにする。

第一條 ソ聯邦及びリトアニア間の友好を鞏固ならしむる目的にてソ聯邦はウイリナ市及びウイリナ地方を

リトアニア共和國に割讓す……ソ、リ間の境界は附屬地圖に従つて決定し、尙ほ詳細なる境界は追加議定書に記述さるべし。

第四條 ……リトアニアはソ聯邦にソ聯邦の負擔に依り嚴格に制限される陸軍及び空軍の兵員を兩國の協定に依り定められたる諸地點に保持すべき權利を提供す。軍隊の精確なる駐屯地及び配置され得る境界、各地點における兵數、また其他の問題、即ちリトアニア領域にソ聯軍隊駐屯に關聯して發生すべき經濟的、法律的性質の問題、其他は本條約に従ひ特別協定に依りて規定さるべし。

越えて十五日に至り、リ兩國は更に新通商協定に調印したが、新通商協定は兩國間の貿易額を一箇年四千萬リツツと定め、有効期間は二箇年である。

前記條約の規定に基きソ聯邦軍事使節は十月二十二日リトアニア國コウノ市に赴き、ソ政府がリトアニアに割讓したウイルナ地方における兩國の新國境の最終議定書に調印することになつた。ソ政府は條約によつてリトアニア國內の要地に駐兵權を獲得したので直に軍隊を派遣するに決し、十月十四日先發の赤軍二萬人はリトアニア國內に進駐を開始し、夫れ／＼左の三地點に駐屯した。

- 一、リトアニア南部アリツス 砲兵一聯隊
- 二、ガイツナイ(コウノ市近傍) 機械化部隊
- 三、ブリエニイ(コウノ市の南) 騎兵部隊

尙ほウイルナ附近のノウオウイレイカには赤軍の本部隊が駐屯する豫定である。

△世評▽ プラウダ紙は、ソ互助條約の締結に方り社説を掲げて、

ポーランド國家の壊滅は今や新事態を創造した……赤軍は二十年前にポーランド軍が占領したウイルナ

市を解放した。リトアニアとソ聯とは隣り同志となつた。新事態と共に茲に我が國防の新課題が起る。ソ聯邦は自己の兵力を以てリトアニアの國境を固め、これによつてソ聯邦の國境の防備を強化するものである。

イズウエースチャ紙は「各國間の平和善隣政策」と題する社説において左の如くり、ソ條約を禮讚した。

十一日調印されたソ、リ相互援助條約によりソ聯邦は多年に互り希求した近隣諸國との間に恒久的平和を樹立することが出来た。ソ聯邦とリトアニアとは既に過去二十年間親善關係を續けて來た。一九二〇年六月十二日の條約は兩國相互に其の獨立を尊重し、内政不干渉を確約し、會てリトアニアが帝政ロシアの壓政を脱して獨立國家を形成した際に第一にこれを承認したのは實にソ政府であつた。その後兩國の國交は愈々その親密の度を増し一九二六年九月二十八日には不侵略條約を締結するに至つた。

今次のソ聯邦のポーランド進出によりソ聯邦は先きに舊ポーランドのために無慈悲にもぎ取られたウイルナ市及びその附近地方をリトアニアに割讓したのである。有史以來軍隊によつて占領した地方の民衆をしてその嚮ふところに赴かしめた例は果して幾許あつたか、ソ聯邦の眞實かつ純正なる小國防衛外交政策のみよくなし得るところである。

この意味において、ソ條約は歴史的意義を有する文書であり、かつソ聯邦の正義及び滅私的精神を表明したものと云ふべきである。

コヅノ市(カウナス)發行ムス・ウイリニウス紙は左の如きカメジス教授の論説を掲げた。

我が隣國たる偉大なソヴィエト聯邦はリトアニアにウイルナ及びウイルナ地方を割譲した。ソ聯邦の此の處置が如何に大なる意義を有するかは數々するまでもなからう。ソ聯邦と我が國との關係は常に友好的であつた。吾人は今大隣國と直接國境を接するに至つたことを喜ぶものである。學術、藝術、文學の各方面におけるロシヤの偉人達の創造力はリトアニア國民の熟知するところである。吾人はソ聯邦の行動の方面特に文化方面における成功を注視するであらう。ソ聯邦との通商關係を活氣付けるに努めるであらう。またロシヤ國民と文化的協同に盡すであらう。

リエツウオス・アイダス紙はその社説において論じて曰く、

リトアニア國民は喜ぶべき根據を有する。何となれば十九年前にポーランド人がリトアニアに加へた侮辱は雲散霧消するからである。リトアニア國の獨立當初からリトアニアの正しい要求を支持したものはソ聯邦の指導者達であつた。全世界はソ聯邦がその諸隣國の平和政策を善く尊重するを諒解するであらう。ソ聯邦は常に平和政策の味方として知られてゐる。この點においてリトアニアはソ聯邦の遂行せんとする平和政策を常に善く理解するものである。此の條約は兩國を更に一層接近せしめるに至るや疑ひを容れない。リトアニアは過去において未だ共通の國境が存在しなかつた時においても、曾つて對ソ關係の擴大を拒んだことがない。今やこの關係は自然と更に一層擴大されることにならう。

アマジウス紙も亦社説を掲げて曰く、

リ、ソ條約は兩締約國の相互義務を明確に規定したもので、リトアニア國の主權の確固不動な事は條約

中に特記された。この點において條約の各條項は何人に對しても聊かの疑念をも喚起せしめ得ない。ソ聯邦の二十年間に互る實際の行動は今日まで外國に對して負ふところの義務の履行においてソ政府の忠實なる事に關して一點疑ふの餘地さへない。

△リトアニア共和國の現状▽ 今回の條約はソ、リ兩國間に常に存した又現に存する友好關係の自然の論理的歸結にしてソ聯邦政府は一九二〇年七月十二日既にリトアニアとの間に平和的條約を締結し、他に先んじてリトアニア共和國の獨立を承認し以て兩國平和友好關係増進の基礎を固くした。

一九二六年十一月二十八日即ち他の沿バルチク諸國よりも六ヶ年早くリトアニアはソ聯邦との間に中立並に不侵略條約に調印した。蓋しリトアニア國民は既に當時ソ聯邦との友好關係のリ國獨立並に平和に對し如何に重大なる意義を有するかを了解してゐたのである。

リトアニア國民は一九二〇年ポーランドのジェリゴフスキ將軍の率ゐるポーランド軍のためにウイルナを奪されたことを忘れ得ない、ウイルナは今リトアニアに還附された。

一九三四年四月締約のソ、リ不侵略條約は期限前に尙十ヶ年延長せられ、東歐平和に關心を有するソ聯邦は一九三八年三月再びポーランドのリ國攻撃を防止した。

然るにポーランドの崩壊と共にポーリ國境は解消し、現在ではソ、リ間の新國境劃定中にして斯る新事態は兩國國防並に安全の強化又バルチク諸國、延いては東歐全體の平和確保の爲め一層廣汎にソ、リ兩國間の協力を可能ならしむるものである。

リトアニアは世界戦争後発生したバルチク三共和国中最南に位する共和国にして、帝政ロシア時代のコヴノ縣全部、スヴァルク、ウイルナ、クルランド諸縣の一部より成立する。リトアニアの總面積現在五萬二千八百二十平方軒、國境線は一千四百五十軒にして其の海岸國境線百八十五軒、獨逸との國境線大約四百九十軒、ラトヴィアとの國境線五百七十軒である。

リトアニアは其の人口に於てバルチク三國中第一位を占め、一九三九年一月一日現在二百四十萬人にして、民族的にこれを觀れば、リトアニア人は人口總數の八五%、猶太人七・一〇%、其の他七・九〇%で、また人口の大多數即ち八五%は地方に居住し、都會の人口總數は一五%を占める。

ソ、リ條約に規定のウイルナ市及びウイルナ地方邊附完了の曉はリトアニア人は約三百萬に達する筈である。リトアニアに於ける大都市は左の如くである。

ウイルナ市はヴィリヤ河畔に位するリ國の古き首都にして一世紀に建設され、一三二三年トロクより此處に遷都した。人口約二十萬にして、製材工場、食料品工場、編物工場あり、又文化の一大中心地にして、一九二〇年以降は今までポーランドの占領する所であつた。ウイルナは又鐵道の重要分岐點にしてカウナス、シヤウリヤイ、リエ、ヤ(ラ國)ダウガピルス(ドヴィンスク、ラ國)に至る起點であり、又ソ聯邦とモロヂエチノ、ミンスタを経て鐵道を以て聯絡する。

カウナス市(舊コウノ)はヴィリヤ河とネーマン河の分流點に位し、リガリケーニヒスベルグ鐵道に沿ひ、其の人口は郊外を算入する時は十五萬に達し、郊外を除けば十二萬八千人である同市はリトアニア政府所在地にし

て、同國唯一の大學があり、市中に數十に達する小企業、例へば金屬加工工場、紡績工場、食料品工場等がある。カウナス市は一世紀末に建設せられたる古都にして一八二二年ナポレオン軍により占領されたることあり、帝政ロシアの重要國境要塞の一であつた。

シヤウリヤイ(シヤヴリ)は人口三萬にして小規模の皮革工場、製粉工場がある。

パネエジユイス(ポネヴェジ)は人口二萬五千、市中に製粉所、小規模の製肉、皮革工場がある。

マリヤムボレ(マリヤムボリ)は人口一萬五千、小規模の酒精火酒工場、製糖工場、製粉所工場がある。

リトアニアの地勢は一帶に波狀を成す平野にして氣候は溫和である。

リトアニアの河川としてはニエマン(ニヤムナス)河並にヴィリヤ(ネリス)河がある。ヴィリヤ河は其の右側にニエヴアジヤ(ニエヴエジキス河)、スヴェンタ(シユヴェントイ)河、ドウピサ河、左側にシエシユウヴァ河等の支流を有する。ニエマン河もヴィリヤ河も舟運の便がある。

リトアニアは農業國にして全人口の七九・四%は農業(林業、漁業を含む)に従事し、工業に従事するものは僅に八・七%に過ぎない。

リトアニアの農業の特徴は機械化不充分なることにして土壤は灰質を帯び相當肥沃である。不毛地は僅に總面積の八・四%を占むるに過ぎず、耕作地は五一・五%以上に達する。

一九三八年度の農産物の別播種面積は、裸麥五二八・〇〇〇ヘクタール、小麥二〇三、〇〇〇ヘクタール、大麥二一七、〇〇〇ヘクタール、燕麥三五五、〇〇〇ヘクタール、馬鈴薯二〇、六八、三〇〇〇ツェントネル、裸麥六、二六一、〇

〇〇ツェントネル、燕麥四、二四八、〇〇〇ツェントネル、大麥二、六八八、〇〇〇ツェントネル、小麥二、四六九、〇〇〇ツェントネルである。穀粒農産物及び馬鈴薯は國內の需要を充たすのみならず、穀物、馬鈴薯、麻及び各種種子は毎年海外に輸出されつゝある。

畜産亦完全に國內市場の需要を充たし、又主要輸出品にして、一九三八年度の家畜数は、牛一、一七二、〇〇〇頭、豚一、一九二、〇〇〇頭、馬五五二、〇〇〇頭である。

工業は其の發展不充分なるも小規模工業は盛にして、重要工業中心地はカウナス、シャウリヤイである。カウナスには紡績工場、金屬加工工場、燐寸工場、煙草工場があり、シャウリヤイは皮革工業、製粉業の中心地である。

對ソ貿易は外國貿易の重要地位を占め、一九三五年度リスニア向けソ聯の輸出は七百四十萬リット、一九三六年度は一千三百萬リットに達した。

リトアニアよりソ聯への主要輸入品は豚、有角家畜（牛羊）並にクローバー種子、生皮、加工皮革にして、またソ聯からリトアニアへの主要輸出品は石油製品、煙草、鹽、過燐酸鹽等を算へる。

兵力は微弱にして平時常備軍は歩兵師團三、騎兵旅團一より成り、又砲兵四箇聯隊を含む、戦車は五〇を越えず第一線飛行機は一一〇機にして軍隊の總數三〇、〇〇〇人である。（ブラーウダ紙所載に據る）

（一九四〇年一月四日）

4 ソ、芬會談、開戦、講和まで

一、ソ、芬開戦までの経緯

△ソ芬會談▽ ソヴィエト政府は曩にバルチック三國に軍事的基地を要求し相互援助條約の締結を強要して、バルチック三國をして恰もソ聯邦の保護國化することに成功した。

ソヴィエト政府はバルチック諸國に對する威壓外交が成功したのでその餘勢に乗じ一九三九年十月上旬更にフィンランド政府に向ひソ、芬兩國間の政治並に經濟上の諸問題に就き協議し度いから代表者をモスクワへ派遣するやう慫慂するところがあつた。フィンランド政府は十月七日代表派遣に關し左の如く發表した。

ソヴィエト政府はフィンランド政府に對し相互に關係ある政治、經濟問題を討議するため代表派遣方を示唆して來た。フィンランド政府はこれに對し未だ何等の決定を與へてゐないけれどもモスクワ駐劄フィンランド公使コシキネンは既にソ官憲と通商協定の交渉を開始してゐる。

ソ政府の勸誘に對しフィンランド政府が如何なる態度に出るかはその節柄各方面から注視されてゐたが、同政府は兎も角ソ政府の請招に應じてスウェーデン駐劄公使、パーシキヴィを主席代表として派遣することに決した。このパーシキヴィはもと首相の要職にあつた人で、曾て一九二〇年には政府を代表してソ政府と平和條約締結の交

涉に當つたこともある。國家樞要の地位にあつた人が代表に銓衡されたことは交渉の重大性を思はせるものとして注意を惹いた。

フィンランド代表一行は十月十一日モスクワに到着し、翌十二日第一回の會談に入り、更に十四日第二回の會談後、急遽歸國の途に就いた。これはソ政府の要求に關して本國政府と協議すべき必要を生じたためで、本國政府の新訓令を携えて再びモスクワへ乗り込むものと期待された。

△ソ政府の要求内容▽ ソ政府は前記會議においてフィンランド代表を通じて豫期された如く對芬要求を提示したが、その要求は曩にバルチック三國に對してなされたものと同性質のものであることは想像し得られる。而して要求の内容に關して當時世上に傳へられたところは何れも大同小異であつたが、十月三十一日に至りソヴェエト政府總理兼外相モロトフは開催中の第五次最高會議においてソ政府の對芬要求の内容を左の如く説明した。

- ソ政府がフィンランドに對しウイープリ市、ラドガ湖北部、オーランド島の讓渡方を要求したとの説は全然虚構である、ソ政府はバルチック諸國と同様ソ、芬相互援助條約を提議したが、フィンランド側が右は絶對中立政策に反する旨を主張したので、レニングラード防衛に關する具體的問題を提議した。即ち
- 一、レニングラード北方地峽の國境を數十軒ソ側に讓渡し、その代償としてこれに二倍するソ領カレリヤヤをフィンランド側に讓渡すること。
 - 二、フィンランド灣入口に軍事的根據地を租借すること。
 - 三、フィンランド灣内の島嶼、ルイバチイ、スレドニイの各半島の一部をこれに二倍するソ領カレリヤ

と交換すること。

これに對しフィンランド側は反對しない。カレリヤ地峽の一部讓渡の如きフィンランド側において讓歩したが、若干の問題に關する兩國の意見不一致は未だ解決するに至らない。またフィンランド側の主張するオーランド島武裝はソ政府が参加しない限り第三國の参加なくフィンランド一國においてこれを行ふ場合はソ政府は反對しない。またソ政府はカレリヤ地方の防備撤廢方を提議すると共にソ、芬不侵略條約に相互保障追加方を希望した。

フィンランドは同協定を破ると思考しない、これはフィンランドの不利にして、またフィンランドは反ソ的壓迫煽動に動かされてはならぬ。

更にモロトフ外相は、ソ、芬會談を開催するに決した動機に關して左の如く述べた。

ソ聯邦とフィンランドとの關係は極めて特殊なものである。このことは主としてフィンランドには第三國からの外的勢力の影響が大きいといふ點から説明されるであらう。しかしながら公正に見れば、ソ聯邦のエストニアとの交渉で問題となつた國防線、殊にレニングラード防衛の同じ問題が今回のフィンランドとの交渉を招來したといへよう。而もある意味においてフィンランドの場合はソ聯邦の國防安全問題は一層痛切なるものがある。即ちモスクワに次ぐソ聯邦第二の重要都市レニングラードが國境から僅か三十二軒の近距離にあり、このことはレニングラードが國境から近代長距離砲の着弾距離内にあることを意味してゐるからである。他方フィンランドはフィンランド灣北岸及び同灣中央の全島嶼を完全に領有して居

り、外國勢力のレニングラードへの接近を許すか許さぬかは一にソ聯邦に敵對するか味方するかによつて決せられる状態にある。かゝる點を考慮し更に歐洲の現状を考へ合はす時フィンランドは充分ソ聯邦の意圖を諒解するものと期待される。

その後フィンランド政府は十二月十一日附を以つてソ政府の對芬要求に關する公文を發表した。同政府の公文は前記モロトフ外相の説明よりも詳細に互つて要求の内容を明かにしたもので、これに據ればソ政府の要求は實に次の如きものであつた。

- 一、ソヴィエト海軍基地を建設する爲、ハンガ港及びその接壤地域を三十年間租借すること。
- 二、ハンガ港にソヴィエト空軍三個聯隊及び五千を越えざる陸軍部隊を駐屯せしむること。
- 三、ソヴィエト艦隊の碇泊地としてラトデジャ灣を使用すること。
- 四、ホグランド、セイスカル、ラヴァンサアリ、チタルサアリ、コイヴィスト諸島を含むレニングラード市西方及び西北方に位する全島嶼並にライボラ村落、カラスト、ジャザレント西方を含むカレリヤ地峽の一部をソヴィエト領に併合し、これに對してソヴィエト政府も若干の領土をフィンランドに讓渡すること。

外相エルコは前記ソ政府總理モロトフの演説を反駁し、ソ、芬會談に對するフィンランド側の見解を發表して左の如く述べた。

フィンランド政府はモスクワにおける會談に關しこれまで嚴秘主義を守つて來た。然るにモロトフ外務人民委員はその演説において沈黙を破り、初めてソ聯側の見解を發表したが、フィンランドは依然慎重な

態度を希望し沈黙を繼續してゐる。ソ政府はフィンランドの中立を承認して居り、この中立政策はフィンランドが自國の中立を危殆に瀕せしめるが如き交渉に入ることを不可能ならしめるものである。フィンランドはその代り國防を確保せんとするソ聯側の權利を承認するものであり、同時にソ聯が獨立と安全とを擁護せんとするフィンランドの權利を承認せんとすることを希望する。政府はレニングラードの安全を目的とする如何なる取極めにも同意するものであり、従つてソ聯に對して如何なるものにもせよ、敵意ありといふが如きは全然問題にならないのである。

兩國の交渉が未だ落着しない内にソ政府總理モロトフが交渉の内容に關して公然演説を行つたことは、この交渉の前途をより困難ならしめるやうな結果になつた。モロトフ總理の演説に對しフィンランド外務省でも左の如き見解を發表した。

フィンランド政府の回答をソヴィエト政府に致すために代表が恰も出發した際に當り、モロトフ總理はソ政府の立場を公表したことに依り新たなる事態を造り出した。これまで交渉は秘密に行はれたが、問題は我が中立政策との關係において困難なるものであつたが、フィンランドは獨自的にかつ何れの外國よりの壓力を受けることなく、また先入觀念を離れてこの問題の解決を見出すに努力した。而してフィンランドはレニングラードの安全を増加せんとするソ側の希望に對しては自己の安全を危殆ならしめることなき方法においてこれを満足せしめんことを欲した。

モロトフ總理の陳述は兩國交渉の繼續に當然遲延を與へた。ソ政府はフィンランド灣においてまたレニ

ングラード直近の國境において自己の安全を擁護するため有效なる手段を執るの権利及び義務を有するとのモロトフ總理の陳述に關してはフィンランド外務省はソ、芬不侵略條約においてソ政府はドルバト條約所定の國境を尊重すべく、また兩國間の意見の相違は平和的方法により解決すべきことを約してゐるものであることを明示する。

(ドルバト條約とは一九二〇年十月十四日フィンランド共和國とソヴィエト聯邦間に締結されたもので、兩國の國境を確定したものである)

△難航續きの會談▽ 前記の如くソ政府が對芬要求を提示するや、一時會談を中絶して歸國したフィンランド使節は政府首脳部と頻りにソ政府の提案を中心に慎重協議を遂げた。打合せの結果對案を携行して二十一日再びモスクワに乗り込むことになつたが、其の對案が果して如何なるものであるか、發表されないものである。傳へられるところによれば、フィンランド政府としては國家の獨立と中立を維持する根本方針を基礎とし、苟くも其の獨立を危殆ならしめるが如き同盟條約や要求には斷じて應じない決心であるといふ。

モスクワ再訪問のフィンランド使節一行には新たに藏相タンネルが加つたことは會談の前途が容易でないことを思はしめた。十月二十三日フィンランド代表はソ政府當局と直に會談を開始したが、再開の會談においてソ政府は當初の要求を可なり緩和したとの説がある。併し緩和された要求も猶ほフィンランド側にとつては同國の獨立維持といふ立場から検討すれば容易に應諾し難いものであつた。會談はまたもや難關に逢着しフィンランド代表は本國政府に請訓のため二十四日モスクワ出發歸國に決した。

モスクワ會談が再び暗礁に乗り上げ、代表一行は本國に引き揚げるとの報道はフィンランド國民を非常に驚愕せしめた。これに就きフィンランド當局は會談決裂の理由なき旨を説明して、

ソ、芬會談の現狀は會談決裂の如何なる理由も提供してゐない。フィンランド代表一行が歸國に決定したのは何等驚くには足らぬ。一行の歸國は本國政府と打合せを遂げるため歸國するのを最善と考へたためである。ソ、芬會談は今後も續行されるであらうが、パーシキヴィ特使を通じて續行されるか、或は普通外交機關を通じて行はれるかは未定である。

との聲明を發表した。

行き悩みの狀態に陥つた交渉打開のため再度本國に歸つたフィンランド代表は新訓令を携へて更に十月三十一日にモスクワに向ふことになつた。ソ、芬會談は茲に愈々何等かの決定的段階に達するものと觀られ、フィンランド當局は今度のモスクワ乗り込みを大に重視した。

フィンランド代表の出發に當り同國當局は交渉の前途に關し、

フィンランド政府は今猶協定成立の可能性が残されてあるとの見解の下に交渉を進めてゐる。と語つたが、併し一般政界の觀測するところでは、今次の交渉は結局難關に乗り上げる外ないであらうといふ意見が多かつた。

フィンランド外務當局は十一月一日フィンランド代表のモスクワ行きに關し左の如く言明した。

十月三十一日ヘルシンキを出發したパーシキヴィ代表以下は國境においてフィンランド政府當局と種々

打ち合せを遂げた後、その儘モスクワに向ふに決定した。同代表は最後の希望が消滅するまでは現在のソ、芬會談を續行する豫定である。尙會談の内容を暴露したモロトフの演説がソ聯側の要求に基いて秘密を維持して來たフィンランド政府に甚大な衝撃を與へたことは論を俟たないところである。

このフィンランド外相の言明に對しソ聯ブラーウダ紙(十一月三日)は社説を掲げて痛烈なる攻撃の矢を放つたが、これはソ政府の強硬なる態度を反映するものとして注目された。

エルコ外相はその演説において直接ソ聯を脅迫した。エルコ外相の言葉はソ聯との戦争をフィンランド國民に要請したものであると解釋する他ない。エルコ外相のかゝる態度は獨、ポ戦争直前にポーランド外相ベツクのなしたあの挑戰的な態度と全く同じである。ベツク外相の態度は遂にドイツを挑發して戦争を惹起せしめたことを想起すべきである。ソ政府はソ聯の防衛に絶對的に必要なフィンランド領カレリヤ地峽及び其他二三の地域の割讓を要求したが、その代償としてはそれより二倍の廣さを有するソ聯領を提供せんとしてゐるのである。更にソ聯がフィンランド灣の北方入口に海軍根據地構築を求めたことはソ聯のみならずフィンランドにも利益を齎らすものである。然るにフィンランドの指導者はかゝる常識を無視してソ聯との諒解達成を欲してゐないのである。

フィンランド外相エルコはブラーウダ紙の攻撃を反駁し、芬會談の成否は一にソ側の出様如何に係はると言つた。

ブラーウダ紙の所説は余の述べたところを誤解してゐる。この種のまた他のフィンランドに加へられた

ソ聯の攻撃がよし謀略的にせよ、これ等は悉く失敗に歸するだらう。蓋しフィンランドの態度は不變であり、又何事にも限度があるからである。フィンランドはソ聯の要求三項の中二項は受諾するがフィンランド西南海岸にソ聯海軍根據地を建設せしめよとの第三項の要求は受諾し得ない旨回答した。フィンランドはソ聯に對して好意を披瀝し且つ平和的に生活せんことを欲してゐる。今やソ聯の要求に對するフィンランドの回答はソ聯官憲の掌中にある。ソ、芬今後の交渉が交渉の價值あるものとなるか否かは一に紳等に依つて決せられるのである。

ソ、芬會談は始め開會當時から難航を豫想されたが、會談の回を重ねるに従ひ會談の前途は益々悲觀されるやうになつた。十一月四日フィンランド首相カヤンデルはソ、芬會談の難點に關してラヂオ放送演説を試み、ソ聯のハンゲ地方基地要求には正當の根據なしとし、フィンランド側は同等なる保障を要求する旨を左の如く強調した。

ソ聯はフィンランド灣の東端ハンゲ港及びその地方に軍事基地を要求してゐるが、同地方はソ聯の主張する如くレニングラードの安全確保に必ずしも必要なものではなく、尙またかゝる要求はソ、芬兩國が相互に同等なる安全保障を得んとする努力と全く相容れないものである。ソ聯がレニングラードの攻撃されるのを恐れる根據は全然ない。フィンランド、スウェーデン等から斯かる脅威のないことは勿論であり、獨、ソ條約の結果は西方からの對ソ脅威を消滅せしめた。また西歐諸國の強力艦隊がバルチック海に侵入して來る惧れもラトヴィヤ、エストニアにソ聯海軍根據地が設立された以上、全く問題外となつたではない

か。然しソ聯がレニングラードの安全強化を希求することは諒解し得るところである。ソ、芬兩國の相互諒解といふ見地からすれば、而してそれが我々の祖國の地位を弱化することなしになされたとすれば、我がそれに反対すべき理由は毫末もない。

フィンランド側は、首相カヤンデルの言明する如く、ソ政府の要求を以てフィンランドの國防を弱化する危険があると観てゐる。これ同政府がソ政府の要求に對し強硬態度を持する所以にして、ソ、芬會談の難關は實にこの點にある。

三日再會の會談は再び難關に逢着したものゝ如く、爾來會談は續開の運びに至らない。フィンランド政府はバーシキツイ代表の報告に接するや、問題の重要性に鑑み直に閣議を開いて慎重検討することになつた。

△戦備を急ぐ芬蘭▽ 他方、フィンランド政府は第一回の會談の模様から推して會談の前途多難を豫想し早くから萬一の場合に對する準備に着手してゐたが、十一月四日ラヂオを通じて全國民に對し非常時に處する警戒準備を進めるやうに訴へて、

フィンランド國民は非常事態に備へ、各團體毎に防寒具及び食料品を整へるやう警告する。國民よ、平靜かつ受動的防衛は平時と戦時との別なく、常に必要なのであるから國民は平靜を持し秩序の維持に努められたし。

と事態の急迫を暗示するところがあつた。かくフィンランド政府は萬一に備へて着々防衛手段を講じつゝあつたが、六日に至り更に外國向け郵便物、電信、電話に嚴重なる檢閲を施行することを公布した。即ち同政府は會談

の打開策困難を豫想して十一月七日遂に國防緊急令を發布して準戦時體制に一段の強化を加へることになつた。

一、外國郵便、電話、電報の禁止。

二、外國人に下附せられたるフィンランド國內居住許可書は十一月十五日限り全部無効となり、再下附願は十二月一日までに提出すべきこと。

三、特定地域への立入禁止。

四、反國家的文書の頒布禁止。

フィンランド政府は連日閣議を開いて對策に腐心したが七日に至りバーシキツイ代表に送致すべき新訓令を決定したらしく、而して新訓令の内容として傳へられるところによれば、同政府は同國南部海岸に海軍根據地を要求したソ聯側の提案を拒絶することに決した模様である。

フィンランド政府の新訓令は十一月八日モスクワ滞在中のバーシキツイ代表に送致され、この回訓を中心に兩國は九日更に會談を開いた。兩國は多大の關心を以て會談の結果如何と待ち構へたが、十日同政府當局は『モスクワにおける會談は遂に兩國諒解の基礎を發見するに失敗した』と悲觀的な發表をし、又バーシキツイ代表からの最後の報告を待つて緊急對策を協議し最後の態度を決定した。兩國會談の行詰りはソ側が依然海軍基地の租借並にカレリヤ地峽とソ領カレリヤとの交換を固執して譲らなかつたためと言はれた。然し會談は再び暗礁に乗り上げたが全然決裂した譯でなく、フィンランド代表は尙ほモスクワに留つて本國政府からの新訓令の到着するのを待つことにした。

△會議遂に決裂▽ フィンランド政府は交渉決裂を避けるために打開の方法に就き協議したが、遂に妥協點を見出すことが出来なかつたやうである。しかるにソ政府はタス通信社を通じて、英國新聞デーリー・エクスプレスがヘルシンキ特電として『スターリンは最近のフィンランドの譲歩申し入れを再び拒否した』と報道したことを反駁し、却つてフィンランドの非協調的態度を非難指摘した。

フィンランドが譲歩したといふ事實は全くない。従つてスターリン書記長としても無根の事を否定し得る筈はない。フィンランドこそソ聯の最少限の要求に應じないのみならず、却つて非協調的態度を強化してゐるのである。これを具體的にいへば、フィンランドは従来レニングラードの攻撃基地をなすカレリヤ地峽には僅か二乃至三師團を集結してゐたに過ぎなかつたが、最近ではその非妥協的な態度を誇示せんがために七個師團を増大し以てレニングラードを威壓せんとしてゐる。

フィンランドの非妥協的態度を攻撃したタス通信社の聲明に對し、外相エルコは「かゝる攻撃の理由を發見することが出来ない」と軽く受け流し、フィンランドは譲歩に譲歩を重ねて既にソ政府要求の三分の二を受諾したことを強調した。

前述の如く難關に逢着して停頓状態に陥つた會談はタス通信社の聲明によつて更に前途の暗雲低迷を想はしめるに至つたが、十一月十二日エルコ外相は外人記者團に對しフィンランドは既にソ政府要求の三分の二を應諾してゐると言つて次の如く語つた。

フィンランド政府は既にソ政府に對し譲歩に次ぐに譲歩を以てし、ソ政府主要要求を承認し、ソ聯邦特

にレニングラード方面の安全を確保せしめた。併し同政府としても自國の安全を脅かす恐れある要求は何としても受諾することは出来ない。タス通信はフィンランドはレニングラード前面國境に軍隊を増派してゐると非難したが、フィンランド側にはその事實はない。モスクワにおける交渉は未だ再開されてゐない。文書の交換も行はれてゐない。フィンランド代表がモスクワを引揚げることに起つたとしても、それは決して交渉の決裂を意味するものでない。第一に、兩國間はさして急ぐ必要はないといふことに意見が一致してゐるのだ。若し直に交渉を再開することが望ましくないといふことになれば、同代表團は直ぐにも引揚げるかも知れない。但しそれは『あるかも知れない』といふことであつて、時間などが決つてゐる譯ではない。兩國間の衝突は到底考へられないところだ。フィンランドの對ソ提案はこの發表が反つて兩國間の交渉の發展を阻害する恐れなしといへないから當分の間發表を見合せることにならう。

交渉打開の方法は發見されず、停頓に陥つたのでフィンランド代表團は遂に歸國に決したが、外相エルコは十一月十三日記者團との會見において會談が決裂状態に立至つたことを確認して、

モスクワにおける會談はまたもや停頓し、フィンランド側代表は十三日日本國に引揚げに決定した。會談が再開されるか否かは代表歸國後の詳細な報告を検討した後、兩國に交渉再開の意圖があるか否かによつて決定される。會談をこのまゝ無期限に中止することは我々の意圖するところでないが、會談が續行不能に陥つたならば代表がモスクワに留まることは最早や不必要であらう。

と語つた。かくてソ、芬會談は開始以來約五週間に互つたが兩國の意見對立して纏らず遂に物分れとなりフィン

ランド代表一行は十一月十三日夜陸國の途に就いた。

モスクワ方面では、フィンランド代表は今後再びモスクワを訪問することは恐らくあるまいと観測された。またフィンランド側においては既に早くから交渉決裂を覺悟して着々對ソ防備を進めてゐたためか、會談決裂の報に接しても殆んど動搖の色を示さなかつたやうである。

十五日ヘルシンキに歸つた代表パーシキヴィは新聞記者團に向ひ左の如く語つた。

モスクワ會談が今後も續行されるか否やは不明だが、ソ政府とフィンランドとの立場に相當な懸隔のあるのは事實である。余は今度十二日のモスクワ滞在中に前後三回クレムリン宮において會談を行つたが、中二回はスターリン書記長も顔を見せ、相當活潑な論議を行つた。

また代表の一員タンネル蔵相はフィンランド抗戰の可能性に關して、

フィンランドが對ソ戰を敢行すれば僅々四ヶ月乃至七ヶ月しか國土を支へ得ないだらうといふものがあ
るが、斯かる見透しは明かに誤りである。我々は遙かに長期に互つて對ソ抗戰を繼續し得る確信を有して
ゐる。

と語つた。

△國境事件頻發▽ 十一月九日第三次會談で物別れとなつて以來、兩國の關係は依然として好轉の様が見えな
いが、フィンランド首相カヤンデルは二十三日全國民に呼びかけ對ソ關係に言及し、如何なる壓迫にも屈服する
ものでないと強硬な演説を行つた。

フィンランドは過般の會談において可能な限りソ政府の要求に應ずるやう努力したのである。ソ政府は
種々の壓迫を加へるであらうが、吾人は斷じてこれに屈服するものでない。尤もフィンランドは死活的權
益が蹂躪されないならば何時たりとも交渉を再開する用意を有する。

交渉決裂と前後して、十一月二十五日頃からソ聯邦とフィンランドとの國境地帯各地において所謂國境事件
が頻發して來た。國境事件はその都度双方に死傷者を出し損害を與へたものである。十一月二十六日ソ政府は國
境事件に關し嚴重抗議し、フィンランド兵を國境線より二十五軒以内で撤退する様要求した。

ソ政府は先にフィンランド正規軍のレンジグラー市附近國境集中に依り生ずべき危險性を指摘した
が、今回の砲撃事件に鑑み、右はソ聯を脅威するのみならず、現に對ソ敵對行動となつてソ軍を砲撃し、
犠牲者さへ出すに至つたことを指摘せざるを得ない。本事件はフィンランド軍部の指令の不徹底なるにも
起因すべく、ソ聯としては過大に取扱ふ意思なきも斯かる不祥事は將來根絶せらるべきことを要求する。
ソ政府は本件につき嚴重抗議すると共にフィンランド政府に對しカレリヤ地峽國境地帯より自國軍隊を二
十軒乃至二十五軒即時撤收し、この種事件再發を防止すべきことを提議する。

ソ政府の抗議並に撤兵要求に對しフィンランド政府は果して如何なる回答を發するかは多大の注目を拂はれた
ところであるが、二十七日同政府は次の如き回答をソ政府に致した。

(イ) 調査の結果によると、ソ側公文が砲撃はフィンランド側から行はれたといふが、かゝる事實はな
く、却つてマイニラ附近のソ側國境内において二十六日に射撃があつたことが判明した。云々

(ロ) フィンランド軍隊集中のためレニングラード附近國境地帯に生ずることあるべき危険云々のソ側指摘に關しては、フィンランド側は右國境附近地方には主として國境警備隊の外駐在してゐない。また例へば大砲もその協定國境外に及ぶが如く配置されてゐるものでないことを指摘する。

(ハ) 國境地方よりフィンランド側はその軍隊を撤收すべき理由はないが、これに關するソ側提議に就いては双方において國境より一定の距離に軍隊を撤收すべきことに關し商議を行はんことを欲する。

(ニ) 今次の出來事に關し不明確を残さないためフィンランド政府は兩國カレリヤ國境問題委員が一九二八年九月二十四日の條約による手續に従ひ今次の事件を共同調査せんことを提唱するものである。

ソ、芬兩國の關係は會談の決裂によつて異常な緊張を惹き起してゐた矢先きに國境事件の頻發となり、茲に事態は愈々悪化するに至つた。而してソ側の撤兵要求に關するフィンランド政府の回答はソ政府の憤激を挑發し兩國の關係は一觸即發の危険に迫つた。

十一月二十八日レニングラード軍管區司令部は國境守備隊に對して、

國境のフィンランド軍より今後更に挑發的行動ありたる場合には直に應戰すべし。

との命令を發した。

△國交斷絶▽ ソ政府は十一月二十八日モスクワ駐劄フィンランド公使コシキエネンに去る一九三二年締結のソ、芬不侵略條約の廢棄を聲明した強硬な新通牒を手交した。今その通牒の内容を左に示す。

十一月二十六日のソ政府通牒に對するフィンランド政府の回答はフィンランド政府の重大なる對ソ敵對

態度を反映した文書で、兩國間の關係を極端なる危機に導かんとするものである。フィンランド軍のソ軍に對する言語道斷な砲撃事件は現實に犠牲者まで生じたにも拘らずフィンランド政府がこれを否定したのはソ聯の輿論を困惑せしめ砲撃の犠牲者を嘲弄せんとする意味に基くといふ以外に如何なる理由も説明し得ない。責任感の欠如と輿論に對する侮蔑的態度なくして重大なる砲撃事件を「フィンランド軍の眼前で國境線に極く接近して行はれたソ軍の演習における砲火」なりと説明し得るだらうか。フィンランド政府がソ軍隊に惡意ある砲撃を繰り返しつゝある國境駐屯兵の撤退を拒否したこと、茲に國境のソ軍隊の同時撤退を要求したことは一見兩國の平等原則に基くが如くであるが、これはレニングラードを脅威下に置かんとするフィンランド政府の意圖を潜在せしめるものである。事實國境におけるソ、芬兩軍の現在の地位は平等ではなく、フィンランド側に極めて有利な状態にある。ソ軍はフィンランドの中心部から百軒も離れて駐屯して居り、其の死活的權益を脅威してはゐない。然るにフィンランド軍はソ聯の政治上、事實上の中心であり三百五十萬の人口を有するレニングラードより僅々三十二軒の地點に駐屯してこれを直接に脅威してゐる。妥當なる見解を以てすれば、ソ軍が國境から撤退する餘地のないことは説明の必要もあるまい。蓋しソ軍隊が國境から同様二十五軒撤退することはレニングラードの郊外に駐屯することを意味しレニングラードの安全確保の見地から言へば明かに不合理なものである。フィンランド軍の二十軒乃至二十五軒撤退を要求せるソ聯側の要求は最少限度のものである。その目的は國境の不平等なる地位を全然除去せんとするものでなく、僅かにその程度を遞減せんとするものである。フィンランド政府にしてこの最

少限度の提案をも拒否するならばレニングラードをその軍隊によつて直接脅威せんとするものと断ぜざるを得ない。

フィンランド政府がかくの如き對ソ敵對行動を敢てしたことは兩國間に締結された不侵略條約と全く兩立しないものであり、更に同政府が僅か二十乃至二十五軒の國境兵撤退をも拒否したことはソ聯に對する敵對態度繼續を意味するものであり、また不侵略條約の規定を無視し、將來に互つてレニングラードを脅威せんとの方針を執つてゐる證左である。ソ政府と雖も一方が不侵略條約を蹂躪し他方がこれを遵守せんとするが如き状態には満足し得ない。斯かる見解によりソ政府は今日以後フィンランド政府によつて組織的に蹂躪されたソ、芬不侵略條約の義務に拘束されなからうことを通達するの已むなきに至つたものである。

フィンランド政府は前記ソ政府の不侵略條約廢棄の通告に接するや慎重に回答案を凝議したが、十一月二十九日正式回答をモスクワに向け發送した。

同日ソ政府は國交斷絶に決し、左の通告文をモスクワ駐劄コシキネン公使に手交した。

フィンランド軍のソ聯領に對する絶えない不法攻撃に鑑みソ政府は最早やフィンランドとの正常なる外交關係を維持するを得ない。よつてソ政府はソ政府代表をフィンランドより召還することに決定した。

翌三十日モロトフ外相はソ、芬國交斷絶を宣言するラヂオ演説を行つた。要旨左の如し。

フィンランド政府のソ聯に對する敵對的態度はソ聯をして自國領土保全のため即時防衛措置を講ずるの

止むなきに至らしめた。ソ政府は過去二箇月に互りフィンランド政府とソ聯の國境安全、殊にレニングラードの安全のための最少限要求に就き交渉を重ねて來たが、フィンランド政府は最初からこのソ聯の平和的提案に耳を藉さず、ソ聯との協調を發見せんとする努力を拒否し續けて來た。否、同政府は正にその反對に戰爭挑發者等の利害を顧慮する政策を固持して來た。この結果、ソ聯としては兩國不侵略條約を破棄し駐芬外交、經濟機關を引揚げしめる一方陸海軍に對して即時フィンランド側の挑戰に應酬する様命令したのである。諸外國における反ソ的情報はソ聯はフィンランドを征服せんとしてゐるのであると稱してゐるが、ソ聯にはかゝる意圖は毛頭なく、たゞフィンランド側より一部領土の割讓を得て同國との善隣關係を確立せんとしたのである。例へば若し彼等がソ聯に對する敵對的態度を改めるならば、ソ聯はソ聯領内におけるフィンランド人居住區域たるカレリヤ地方の一部をフィンランドに讓る用意を有してゐた。また更に中傷的デマ情報はソ聯はフィンランドの内政に干渉せんとしてゐるのであると稱してゐるが、ソ聯は其の内政外交に關しては飽くまでも一獨立國としてそれを認める用意を有してゐるし、またソ聯はフィンランドと諸外國間の諸問題に干渉する意圖は全然ない。しかしながら一方ソ聯は斷乎として自國國境、殊にレニングラードの安全確保を主張するものであり、今日までの對芬交渉の目的は一にこゝにあつた。吾等は吾々の國防安全感が現在の如きフィンランド政府の悪意に左右される状態を耐へ忍ぶことは出來ない。しかも吾々は今回の問題を積極的に解決することこそ今後兩國間に新たなる善隣關係を樹立すべき基礎となることを信じて疑はない。

ソ政府が國交斷絶の強硬措置に出でたことは一大衝撃を與へたのみならず、對ソ關係においてフィンランドと密接の接觸を保持するスカンデナヴィア諸國にも甚大な衝撃を與へたと言はれる。

ソ政府の國交斷絶の通告と共にソ、芬兩國は遂に干戈を取つて相まみゆるに至つた。

カヤンデル内閣は開戦の責を負うて總辭職し十二月一日フィンランド國立銀行總裁リスト・リチを首班とする新内閣が成立したが、新内閣の主なる顔振れ左の如し。

首 相	リスト・リチ
外 相	タンネル
内 相	フィン・ブロン
國 防 相	ニユーカネン

△フィンランド新政權成立▽ 十二月一日ソ、芬國境に近き、ソ軍の占領したフィンランド領内カレリヤ地境テリオキにおいて芬軍叛亂軍人及び左翼労働者によつて新政權が組織された。この新政權は『フィンランド民主共和國人民委員會政府』と稱し親ソ政策を以て根本方針となしカヤンデル政府打倒を目的としてゐる。新政權の顔振れ左の如し。

人民委員會議長兼外相	オット・クーンシネン
藏 相	モリー・ローゼンベルグ
國 防 相	アクセル・アンチラ

内 相	キユーリ・レーヘル
農 相	アルマス・エイキヤ
文 相	インケリ・レーチネン
カレリヤ事務相	バララ・プロツコネン

新政權は長文の宣言書を發表して内治、外交上の任務及び政綱を明かにしたが、殊にフィンランド現内閣を徹底的に打倒すべき決意を表明した。

フィンランド國民はカヤンデル一派の組織する政府の犯罪的政策に激昂し臨時人民政權の組織を完了した。新政權はフィンランド國民に對し暴政顛覆のため斷乎闘争を決意せんことを要求する。新政權はカヤンデル政府打倒のためソ聯に對し必要なる軍事的援助を要請するものである。新政權はソ聯に相互的援助條約締結を提案した一方、他の總ての國家と友好關係の維持を欲するものである。云々

- 尙ほ新政權の對内的政策の主なるもの左の如し。
- 一、フィンランド人民軍の創設。
 - 二、民間大銀行及び大産業の國家的統制。
 - 三、大土地所有權の沒收（但し農民の私有土地財産には觸れない）及小規模分割地を農民への讓渡。
 - 四、行政、司法等國家組織の民主化。

新政權の組織された當日ソ政府は新政權を正式に承認し外交關係を開始するに決定した。

フィンランド人民政府首相兼外相クーシネンは十二月一日ソ聯最高會議幹部會に對しフィンランド人民政府の成立を正式通告し、ソ政府との外交關係樹立を提案して來た。依つてソ政府はフィンランド人民政府を承認すると共に外交關係を設定することに決定した。

更に翌二日に至りソ政府は新政權との間に修交並に相互援助條約を締結したが、その内容は左の如し。

(前略) フィンランド民主共和國が成立した今日、兩國間に永續的友交關係を樹立すると共に、不侵略性を確保する時期が到來したことを確認し、カレリヤ地方民衆とフィンランド民衆とを含むフィンランド單一國家結成に關する國民多年の宿望を實現し、かつレニングラード及びフィンランド南岸の安全を確保する國境問題を解決することは兩國共通の利益となるものと思考し、依つて兩國の獨立並に内政不干涉の相互承認に基礎を置く一九二〇年十月二十三日の平和條約の精神並に根本原則を強化するためにはソヴェエト聯邦とフィンランド民主共和國の間に左の如き修好並相互援助條約を締結するの必要なるを認め、この目的のため兩國政府は次の如き合意に到達せり。

第一條 ソヴェエト聯邦はフィンランド民主共和國に對して抱く友好、信頼の念の印として、かつカレリヤ地方民とフィンランド國民との再結合に依る單一國家結成に關するフィンランド國民の學國的宿望に答ふるため、ソ聯領カレリヤ地方總計七萬平方杆の地域を同地方に壓倒的なるカレリヤ民族と共にフィンランド民主共和國に讓渡することを承諾す。この地域はフィンランド民主共和國の領土に包含さるべし。ソ聯、フィンランド民主共和國間の國境線は附屬地圖に基き劃定さるるものとす。

尙ほフィンランド民主共和國はソ聯邦に對して抱く友好、信頼の念の印として、かつソ聯邦、就中レニングラードの安全強化に關するソ聯邦の希望に應へるためレニングラード地方のカレリヤ地峽國境線の變更に同意すると共に三千九百七十平方杆に上る領域をソ聯邦に移讓することに同意す。一方ソ聯邦はソ聯邦に移讓さるべきカレリヤ地峽領域内における一部フィンランド鐵道の費用を補償する義務あるものと認め一億二千萬芬マルクに上る金額をフィンランド人民政府に支拂ふものとす。

第二條 ソ聯邦並にフィンランド民主共和國の安全を強固ならしむることが相互に利益なるに鑑みフィンランド民主共和國は次の諸點に同意す。

一、ソ、芬兩國の安全を確保するためフィンランド灣に對する侵略を防止するに足る海軍基地を設くる目的を以て、附屬地圖の定むる所に依り、ハンゲ半島及びその東方及び南方八杆、西方及び北方へ四杆以内の海域並に東南西方面において同半島に隣接せる島嶼の租借をソ政府に許與するものとす。

右海軍基地を防守する目的のためソ聯邦はその費用において一定限度の陸空軍を同地に維持する權限を與へらる。而して右陸空軍の最高限度は特別協定に依り決定せらるるものとす。

一、フィンランド灣内のスウルサーリ(ホグランド)、セースカーリ、ラバンサーリ、トウテルサーリ(大小二島)、コシヴィスト(ピエルケ)の諸島及び北氷洋に面する芬領リーバチ及びスレドニー兩半島を三億芬マルクにてソ政府に賣却するものとす。

第三條 ソ聯邦並にフィンランド民主共和國はフィンランド民主共和國に對する攻撃又はその脅威ある場合及び歐洲の一國に依りフィンランド領土を通じてなされる、對ソ攻撃及びその脅威ある際、相互に武力的援助を含むあらゆる援助を與ふることを約す。

第四條 兩締約國は締約國の一方を目的とする同盟を締結し、同一目的を有する聯合に参加せざること

を約す。

第五條 締約國は可及的速かに通商協定を締結し、兩締約國間の貿易を最高貿易額たりし一九二七年の八億マルクよりも遙かに増額せしむることに同意す。

第六條 ソ政府はフィンランド民主共和國人民並に軍に對し有利なる條件にて軍備並に軍需資材に關し援助することを約す。

第七條 本條約中締約國間の相互援助に關する條項(第三條より第五條)の有効期限は二十五年とす。期限終了前一年以内に兩締約國の何れも該條項の廢棄を不必要と認むる時は該條項は更に二十五年間有效たるべし。

第八條 本條約は調印の日より效力を發す。云々

△米國の和平勸告▽ ソ、芬交渉開始されてソ政府はフィンランドに對し、重大な要求を提示したとの報傳はるや、米國政府は事態の容易ならぬことを看取し、ルーズヴェルト大統領は十月十二日モスクワ駐劄米國大使スタインハルトを通じてソ政府に書翰を送り、ソ、芬間の平和關係の持續を要請した。

これに對しソ聯邦最高會議議長カリーニンは十月十六日米政府に回答を送つた。茲に参考のため米大統領及びカリーニン議長の間に取交された往復文書を示す。

ルーズヴェルト大統領よりカリーニン議長宛書翰

余は米國大統領としてカリーニン、ソ聯邦最高會議議長に敬意を表すると共に、茲に余の親書を送達するものである。米國は現下の紛争に介入してゐないが余は米國とフィンランドの間に存する永年に亘る親交を想起したい。數年前米、ソ兩國の共同努力に依りソ聯邦と米國との間に友好關係を回復し得た事實に鑑み、余はこの點につき特に貴下の御注意を促がし度い。斯の故に余は米國大統領としてソ聯邦がフィンランドに對し、兩國間の友好かつ平和的關係の進展保持並に相互の獨立と相容れざるが如き諸要求を敢てせざることを熱望して止まない次第である。余はカリーニン最高會議議長並にソ聯邦政府が友好的精神を以て、この親書を送つた余の眞意を理解することを確信すると共に、カリーニン最高會議議長がこの親書に深甚の考慮を拂はれんことを望む次第である。

カリーニン議長よりルーズヴェルト大統領宛回答文

大統領閣下、余は貴下の十月十一日附の親書を受領すると共に、貴下の友好的眞情を感謝するものである。余は此の機會にフィンランド共和國の獨立は一九一六年十二月三十一日を以てソ聯邦政府の自由意志により承認せられ、フィンランド國の主權は一九二〇年締結の兩國間の平和條約により保障されたものであることを申上ぐるを適當と思ふ。斯の如くソ聯の行爲は兩國相互間の基礎的原則に依るものなること

は如上の條約によつて定つた譯である。現在のソ、芬兩國間の交渉が如上の原則に基きてなされてゐることも言を俟たざるところである。歐洲平和を關心事としない筋により驚くべき種々の浮説が流布されてゐるが、上記ソ、芬間の交渉の唯一の目的はソ聯及びフィンランドの安全を保障するため、兩國間の國交の相互關係を強化し、兩國間の友好的協力を強化するにあるのである。最後に余は大統領閣下に對し深甚の敬意を表するものである。

その後に至り、國境衝突事件の頻發、これに次いでソ政府の不侵略條約廢棄の通告となり、兩國關係の險惡化に伴ひ、米國ハル國務長官は十一月二十九日米國は兩國紛争解決のため斡旋の用意あることを聲明して各方面の注目を惹いた。聲明の要旨左の如し。

米國政府はソ、芬紛争の險惡化に深甚の關心を有し、その成行きを注視してゐる。米政府は戦争の地域が現在以上に擴大せられ、その結果、國際關係が更に惡化することを極めて遺憾とするものである。仍つて米政府は如何なる形式でも紛争に捲き込まれることなく、かつ平和的手段に依つて紛争を解決することに専念し、若し兩當對國が希望するならば、欣然兩國の間に立つて斡旋の勞を執らんとするものである。

この聲明は米國駐劄のソ聯大使並にフィンランド公使にそれ／＼傳達された。ソ、芬兩國の開戦の報傳はや米國の輿論は小國フィンランドの立場に同情すると共に、ソ政府の行動に對する非難の聲が高まつて來た。米國の新聞中には公然米ソ國交斷絶を決行せよと主張するものすら現はれ、更に米議員方面においても對ソ強硬論を唱道するものがあつた。

十一月三十日米大統領ルーズヴェルトはソ、芬兩國政府にメッセージを送り非戦闘員爆撃の非人道的蠻行を行はない様警告を發した。

茲數年來地球上の各地に惹起した戦闘において人口稠密せる無防備都市の非戦闘員に加へられた無慈悲なる爆撃は數千の防備なき婦女子を不具となし或は殺戮したが、これは男女を問はず總ての文明人の心を痛め、人類の良心を深く衝撃した。若し今日世界が直面しつゝある大火災に際して、かゝる非人道的野蠻行爲が執られるならば、幾十萬の無辜の民は彼等に何の關係もない戦闘のために生命を失ふことゝならう。されば余は一般的敵對行爲に参加するに至つた政府に對し、その軍隊が如何なる場合にも無防都市の非戦闘員を爆撃しないとの決意を、敵國もまた同様原則を遵守するとの諒解の下に明かにせられんことを希求して茲にこの提議を貴下に送るものである。

米大統領の非戦闘員爆撃回避要請に對し、ソ政府モロトフ外務人民委員は十二月一日左の如く反駁的聲明を發表した。

非戦闘員並に無防備都市爆撃回避に關するルーズヴェルト大統領の要請はそれがソ聯政府宛になされたる限りにおいては誤解に基くものである。ソ聯空軍は敵の航空基地以外を爆撃したる事實なく、又將來も之をなす意圖はない。蓋しソ聯政府は他の何れの國の政府よりもフィンランド國民大衆の利益を尊重するからである。フィンランドを距ること八千軒の遠隔のアメリカにある人々が右事實の認識を誤ることは事の當然であらう。然しながら事實は飽くまで事實である。右に照して見るも明かなる如く、ルーズヴェル

ト大統領の要請は的を逸れたものである。

しかるに同日米大統領は更に聲明を發してソ聯の對芬攻撃を強硬な言辭を以て非難した。

ソ聯陸海軍のフィンランド爆撃の報道は米國政府並に國民に深刻なる衝撃を與へた。紛争を平和的方法により解決するために拂はれた努力を無視し、一國は遂に暴力及び武力に訴へる道を選んだのであるが、かゝる平和的方法による紛争解決には何人も合法的な反対はなし得ないであらう。暴力政策が世界に瀰満し、恣まなる法律無視が依然進行してゐる事實は悲劇である。又法律秩序に基く世界關係を繼續せんと希望してゐる國家の凡ての平和愛好國民は一致して國際紛争の仲裁手段として今回の武力行使を弾劾しよう。武力が全世界の小國の獨立を不安ならしめ、人類自治の權利を蹂躪する現在の世界趨勢は世界の不幸と言はねばならない。フィンランド國民並にその政府は長期に亘り名譽ある平和の記録を有してゐる。されば彼等が米國國民及び政府から尊敬と温情を勝ち得たのは蓋し當然である。

△聯盟のソ聯除名▽ フィンランド政府はソ政府の侵略に對し十二月三日聯盟事務總長に向ひ聯盟理事會及び總會の招集を要請したが、これに對し事務總長は同日直に十二月九日理事會を、十二月十一日總會を開催することに決定した。

十二月十一日開催の聯盟總會においてフィンランド代表はソ政府の侵略事情を説明して聯盟加盟國の有効なる援助を要請した。總會はこれがため特別委員會を任命したが、委員會はソ、芬兩國政府に對し、即時休戦して紛争を聯盟總會の特別審議に附託せよとの通牒を發送した。聯盟の對ソ勸告左の如し。

聯盟規約第十五條に基き召集された總會によつて組織された委員會はソ聯及びフィンランド兩國政府に對し、敵對行為を停止し、聯盟總會の仲裁により即時平和回復交渉を開始するやう要請する。總會出席中のフィンランド代表は既に右要請を受諾した。云々

之に對し、モロトフ外相は十二日ソ政府を代表して左の回答を聯盟に發表した。

ソ政府はフィンランド問題審議參加招待に關する要請に對し、衷心感謝すると共に、ソ聯政府は貴下に對し、斯かる招請は去る十二月四日國際聯盟事務總長の質疑に對するソ政府の回答中においてソ聯の見解を詳述した理由に基き受諾不可能と思考する旨通知するものである。

聯盟ではソ政府の拒否回答に接するや、十二月十三日總會を開きソ聯糾弾決議案を討議することになつた。ソ聯除名を主張するアルゼンチン代表ロドルフォ・フライアーは「若しソ聯を除名しないならば、アルゼンチンは聯盟を脱退するであらう。アルゼンチン政府は以上の決定を變更し得ない云々」と述べて對ソ強硬論を力説した。

聯盟總會は十四日再開され、アルゼンチン代表のソ聯除名決議案並にソ聯糾弾決議案を採擇し、更に理事會は該案を可決した。これで聯盟のソ聯除名は最終的に決定した譯である。聯盟で採擇されたソ聯の對芬侵略糾弾並にフィンランド援助要請に關する決議案の内容左の如し。

一、ソ聯がフィンランドに對し犯せる侵略によりフィンランドとの特殊的政治的取極め、聯盟規約第十二條及びパリ條約に違反し、かつ右に先立ち法理的根據に基かずして一九三二年フィンランドとの間に締

結し、一九四五年末まで有效なる不侵略條約を廢棄せる事實を確認して聯盟總會はソ聯の行動を嚴肅に
 糾弾すると共に、聯盟國各位に對してフィンランドにその必要とする物質的並に精神的援助を供給し、
 同國の抵抗を弱める如き性質の如何なる行動をも差控えるやうに要請する。更に聯盟總會は聯盟事務總
 長に對し、上記の目的を以て組織されるフィンランド援助のために聯盟技術的諸機關の協力を貸與する
 權限を與ふると共に、一九三七年十月四日の聯盟總會の決議により非聯盟國に對し、隨時協力を要請す
 る權限を附與する。

二、ソ聯は二回に互り通告された招請に拘らず、フィンランドとの紛争を審議すべき聯盟總會及び理事會
 に出席を拒否し、聯盟總會並に理事會の使命を承認するのを拒否して聯盟規約の一に違反した。

△講和成立▽ ソ聯軍が辛うじてマンネルハイム要塞線の西端を突破してウイプリー市(舊ウイボルグ市)の郊
 外に迫り、フィンランド軍はソ聯軍の前進を阻止せんと欲して力戰奮闘し、兩軍の戰闘正に酣ならんとする時、
 講和の報は突如としてストックホルム市から傳へられた。交戦中の兩國が講和會議を開くに至つたいきさつを聞
 くに、ソ、芬戰爭及びその結果のために至大の影響を蒙るスウェーデン政府は兩國の開戦以來、極力嚴正中立
 の維持に努めてゐたが、戰局の進展と共に中立の危機が濃厚になつて來たので遂に平和調停に立つことに決心し
 たやうである。この方針の下にスウェーデン政府は二月二十五日に開かれた北歐三國外相會議において平和調停
 に關してデンマーク、ノルウエー兩國の諒解を獲たものらしく、次いでスウェーデン駐劄ソ聯大使コロンタイ及
 びモスクワ駐劄スウェーデン公使ウインテルンを通じてソ政府側の平和に對する眞意を打診したが、二月下旬ソ

政府より正式の承諾回答に接した。フィンランド政府も和平交渉に入ることを承諾して三月六日リチ首相パーシ
 キヴィ無任所相其他の代表團をモスクワに急派することになつた次第である。モスクワにおける兩國の講和會議
 は極秘の裡に行はれてゐたが、三月十二日夜に至り講和成立し、翌十三日兩國軍隊は軍事行動を停止した。兩國
 間に締結された平和條約の内容を示せば左の如し。

第一條 ソ、芬兩國は本條約附屬議定書の規定により直に戰闘行爲を停止す。

第二條 ソ聯はフィンランドより左の地域の割讓を受け、ソ、芬新國境を決定す。

(イ) カレリヤ地峽全域(ウイボルグ並にウイボルグ灣及びその島嶼を含む)

(ロ) ラドガ湖西岸並に東岸(ケクスサルミ、ソルタヴァラ、スウォルヴィ各都市を含む)

(ハ) フィンランド灣内の數島嶼

(ニ) メルキヤルヴィの東方地域(クオラヤルヴィを含む)

(ホ) リーパチー、スレドニー兩半島の一部

ソ、芬國境の最終的決定は本條約調印後十日以内に組織される兩國混成委員會これを行ふ。

第三條 ソ、芬兩國は相互不侵略を約し、第三國との間に如何なる同盟をも結ばず。また兩締約國の一方
 を目標とする如何なる聯合にも参加せざることを約す。

第四條 フィンランドはソ聯に對しハンゲ半島並に周邊の水域即ち半島の東南兩面に伸びて五渚、西北兩
 面に伸びて三渚の水域及び隣接する若干の島嶼の期間三十箇年の租借に同意す。ソ聯はこれが租借料と

して年額八百萬フィンランド・マルクを支拂ふ。租借の目的は外國の侵略に對しフィンランド灣口を防禦すべき海軍基地を建設するに在り。海軍基地には必要數の陸上並に空軍兵力を維持する權利を取得する。フィンランド政府は協定の效力發生の日より十日以内に總ての軍隊をハンゲ半島より撤退す。

第五條 ソ聯はベツァモ地方よりその軍隊を自發的に撤退す。フィンランドは一九二〇年の平和條約の規定に従ひ、北氷洋岸水域に百トン以下の武装船舶を除く、總ての軍艦及びその他武装船舶を十五隻を超過せざる範圍にて維持する權利を有す。フィンランドは北氷洋岸水域において潜水艦並に軍用飛行機を維持せざることを約し、またこの沿岸に陸海軍基地並に上記の船舶及びその武装に必要な能力以上の修繕設備を建設せざることを約す。

第六條 一九二〇年のソ、芬協定に規定せられたるが如く、ソ聯及びソ聯市民はソ聯領よりベツァモ地方經由ノルウェー往還の自由の權利を有し、またソ聯はベツァモ地方に領事館を設置する權利を有す。ソ聯領よりベツァモ地方經由ノルウェー領に至る通過貨物（その反對の道順また同様）は通過規定によつて必要と認められたるものを除く外、検査を免除さるゝと共に、當該貨物は關稅、通過料その他の費用の支拂を除外さる。ソ聯の非軍事的飛行機はベツァモ地方上空を通過、ソ聯とノルウェー間の航空路に就航する權利を有す。但し右航空に關しては現行航空規定を遵守するものとす。

第七條 フィンランド政府はソ聯、スウェーデン間の貨物陸上運輸の權利をソ聯に與へ、右運輸をソ、芬間最短距離を以て圓滑に實行せしむるためソ聯のカンダラクシャ及びフィンランドのケミヤルヴィをつ

なぐ鐵道を建設するの必要を認め、出來れば一九四〇年内に夫れく自國領土内を通過する部分を建設すること。

第八條 ソ、芬兩國の經濟關係は本協定の效力發生と共に復活せらるべく、これがため兩當事國は改めて通商協定締結に關し交渉を開始すべし。

第九條 本協定は調印と同時に效力を生ずべく、批准書交換は十日以内にモスクワにおいて行ふものとす。

この條約はフィンランド現政府を相手として締結調印されたものであるが、曩にテリオキに組織されたクィーネンのフィンランド民主政權の運命は三月十四日までのところ不明であつた。

二、フィンランド事情

△國體と政黨▽ フィンランド共和國は世界大戰及びロシア革命の副産物として出現した新興國にして、最初一九一八年議會はドイツの勢力下にあつたためドイツ廢帝ウイヘルム二世の親戚に當るフリードリッヒ・カルル皇子を迎へてフィンランド國王に選定する意向を有した。しかるに敗戦の結果ドイツに革命勃發したのでこのことは沙汰止みとなつた。

一九一九年議會は新憲法を制定し、國體を民主的共和國に決定した。

大統領の任期は六箇年にして、大統領は議會を解散し、議會で採用した法案を否認する權能を有する。

議會は一院制にして三年毎に改選する。

フィンランドは新興小國の割には政黨の數が多い。聯合黨、ファツシヨ黨（ラプアス派）、農民黨、進歩黨、スウェーデン人民黨、社會民主黨を數へる外に非公認の共產黨がある。

聯合黨は商工社會及び地主を代表するもので、この政黨はロシア革命前から既に存在し、以前は古フィンランド黨と稱したが、一九一八年に聯合黨と改稱した。ロシア革命後はドイツ政府と手を握つてドイツ皇族をフィンランドの新國王に迎へようと運動した。

フィンランドのファツシヨ運動は聯合黨の指導するところにして武装した青年ファツシヨ黨員はラプアスと稱せられる。聯合黨は大フィンランドの理想を標榜してゐる。

聯合黨指導の下に組織された前記ファツシヨ運動（ラプアス）は一九三一年に武装的騷擾の失敗後は愛國運動黨に改組された。ラプアス黨の目標とするところはヒトラー總統の政策に倣つてフィンランドをナチス化するに在る。ラプアス運動の主將と目されるのはソメルサロ大佐、サルミアアラ教授、カレス僧の面々である。

農民黨は一名農村同盟と稱せられ、一九〇六年に結黨式を挙げた古い政黨の一にして、フィンランドの地主や富豪農家を代表するものである。農民黨は殆どいつも政府與黨として政府の政策に協賛して來た。現大統領カリオは農民黨に黨籍を置く。

進歩黨は一九一八年に結黨式を挙げた政黨として、中産階級及び知識階級を代表し、黨としては反ソ的政策を標榜するけれども、黨員中にはソ聯邦との國交整調を唱へ、對ソ通商の發展を希望するものがある。

スウェーデン人民黨は主としてスウェーデン人系の權益を代表する政黨である。

社會民主黨はフィンランドにおける唯一の公認労働黨にして労働者の間に勢力を保有する。黨の政綱としては平和主義を提唱し、右翼團體たるシュツコル團の解散を主張する。黨の最も有力なる指導者はタンネルである。

△軍備▽ フィンランドの軍備は常備軍、武装的ファツシヨ團（シュツコル）、郷軍、國境守備隊から成立し、國民皆兵主義で二十一歳に達した男子は總て兵役の義務を有する。總ての男子は尙ほ十七歳から國民軍に編入される。現役満期後は四十歳まで豫備役に編入され、更に六十歳までは國民軍の中に編入される。毎年の徴兵適齡者の數は約一萬八千人を算する。

戦時における動員數は約五十萬人と稱するけれども、實際實戦に堪え得るものは五十萬以下だらうと觀られる。

軍の大權は大統領に屬し、大統領の下に國防會議を設置し、國防會議長はマンネルハイム將軍である。

陸軍幹部養成機關としては幼年學校、士官學校を有する。

平時における常備軍は約三萬人にして歩兵三師團、騎兵一旅團、特種兵若干部隊から編成される。空軍は海陸を合せ各種飛行機百五十臺を有する。

軍隊の編成は現代歐米式にして歩兵一師團は歩兵三箇大隊と砲兵一箇大隊から成り、兵員は四千三十二人である。

△露帝政下のフィンランド▽ 帝政ロシア時代にフィンランドは自治國として立憲フィンランド大公國と稱せらる。

れ、其の主権はロシア政府に屬し、外交關係は全部帝政ロシア外務省によつて行はれた。右自治國を代表する特別のフィンランド尙書大臣なるものを帝政ロシアに常駐せしめ、この代表機關を介してロシア政府と連絡を保持した。

フィンランドにおける最高立法權はロシア皇帝及び議會に屬した。ロシア政府は一九一〇年にロシア政府の立法機關との協調を保つためにフィンランド側からロシア下院に四名の議員を、またロシア上院に二名の議員を選出せしめることにした。併しフィンランド側は其の立法權を減殺するものと認めて、この規定を實行しなかつた。

フィンランドにおける最高行政權はロシア皇帝及びフィンランド上院に屬し、同上院議員はロシア皇帝の任命するところで、フィンランド總督が上院議長であつた。又同下院で採決した法案はこれを実施する前に上院に附議する規定であつた。法律案のイニシアチヴは下院及びロシア皇帝に屬した。

關稅率の決定權はロシア政府が保有した。鐵道、郵便、電信はこれまたロシアの當該官省で管轄した。

初めフィンランド大公國は自國の軍隊を有したが、一九〇一年來、全部解散してフィンランド人は兵役を免ぜられ、その代りに毎年一定の金額をロシア政府に納付することになつた。

帝政時代フィンランドは八縣に分れた。

△湖水の國▽ フィンランドはフィン語ではソウミまたはソウメンマア（湖水の國）と稱し、總面積三十八萬八千平方呎の中、三萬四千三百二十四平方呎は湖沼、河川によつて占められる。

政府はラドガ湖とフィンランド灣との間の國境地域即ちカレリヤ地峽と稱する部分に對して特別の注意を拂つてゐた。この地峽におけるソ、芬國境線の大部分はフィンランド灣に注ぐセストラ河になつてゐる。

政府は此のカレリヤ地峽からのソヴィエト軍の侵襲を防禦するため堅固な要塞を構築してゐた。この要塞線はフランスのマチノ要塞やドイツのジークフリート要塞に倣つて築造したもので、其の築造者たるマンネルハイム將軍を記念して、マンネルハイム要塞と稱してゐる。今次のソ、芬戦争でソ聯軍はこの要塞のために進軍をはゞまれた。

フィンランド灣に沿ふフィンランドの沿海には無数の島嶼が散在し、またフィンランド灣、バルチック海、ボトニア灣の結び目にあたる海上にはアーランド群島（オーランド群島）が横はる。アーランド群島は夙にその軍事的價値を認められて居り、フィンランド政府はこの群島に要塞を築造してゐる。

フィンランドの根本的富源は森林にある。即ち全面積の約六割は森林地帯であるが、樹種は松と樅（モミ）が最も多く、白樺、楓、菩提樹、トネリコも見當る。

フィンランドは湖水の國として有名で、試みにフ地圖を披くと、何人も湖沼の多いのに一驚を喫するであらう。湖沼の数は大小合して約三萬五千に上り、最大の湖水サイマは一千七百萬平方呎の廣さを有し、若しサイマ湖に連絡する湖沼を合算する時は六千八百平方呎に及び、湖の平均深度は十米乃至三十米にして六十米に達する深い所もある。サイマ湖はウオクス河によつてラトガ湖に連絡する。フィンランドにおいて名瀑として聞えるイーマトラ瀧はウオクス河がサイマ湖から流れ出るところにある。

政府はイーマトラ瀧を利用して十五萬馬力の発電所を建設した。

サイマ運河はサイマ湖とフィンランド灣とを連絡するもので、延長五十六軒を有する。この運河は經濟界に重大意義を有するのみならず、軍事的に觀ても大きな意義を持つてゐる。

サイマ湖に次ぐ大湖ベイヤネは面積一千五百七十六平方軒。

フィンランドの北方一帯の地は普通ラブランドと呼ばれ、こゝに第三の大湖イナリがある。

ラドガ湖はソ、芬兩國に跨り北西部はフィンランドに屬し、東南部はソヴィエト聯邦に屬し總面積一千八百平方軒にして、その中約八百平方軒はフィンランドの水域になつてゐる。ラドガ湖の北部は非常に深く湖岸から僅か四、五尺の水面で既に百米乃至五十米に及びワアラム島附近においては二百六十米に達する。これと反對に南方は水が浅い。湖水の平均深さは四十乃至五十米である。湖の北岸は岩石より成る斷崖にして沿岸には無数の小島が點在する。南岸は低い砂洲續きで湖沼に連り殆んど入江がない。ラドガ湖は冬季凍結し秋季烈風激浪が屢々起る。ラドガ湖はヨーロッパにおける最大の湖水である。

フィンランド湖沼の特質と言へば、湖沼の多數は水底浅く、湖中に小島多く、そして湖沼の位置、關係が非常に錯雜してゐることである。

河川は大抵湖沼から流れ出てバルチック海及び北方のバレンチヤ海に注ぐものであるが、最大の河ウオクサ（一六三軒）はサイマ湖とラドガ湖とを結ぶ。トルネオ河はスウェーデン國との國境に源を發しスウェーデンとフィンランドとの國境線を形成する。

キユンメネ河はフィンランドの中央部とフィンランド灣を連絡する水系をなすもので、經濟的意義以外に尙ほ、實質上、國防の第二線とも稱すべき地位を占め、軍事的に重大な意義を有する。陸軍當局は毎年この區域において攻防の軍事演習を舉行してソヴィエト聯邦との萬一の場合に備へたものである。

フィンランドの河川は早瀬や急流が極めて多く、政府の調査に據れば一千五百餘の瀑布と急流があつて、その動力は約三百萬馬力に匹敵する。しかしその莫大な資源は未だ利用されるに至らない。十五萬馬力を有するイーマトラ瀑布は目下その三分の一だけしか利用されてゐない。

かくフィンランドの地勢は無数の湖沼、急流、岩山、うつ蒼たる大森林に覆はれてゐる。それ故最高處は二百米を超えないけれども、國內の通行は甚だ困難である。

△夜の長い國▽ フィンランドは北緯六十度から七十度の間に位し、氣候は先づ溫和であると言ひ得る。バルチック海に面するところが氣候の緩和に大なる影響を及ぼしてゐる。然し北部においては零下五十度に下る極寒を見ることがあり、夏季七月の候に至れば暑熱二十九度に達する。冬季は六箇月續く。

フィンランド灣及びボトニア灣の海水は鹽分が稀薄なため一箇年を通じ三箇月から七箇月は結氷するから、冬季ボトニア灣を航行するには碎氷船の必要がある。冬季は夜が長くて日中は甚だ短かく、これに反して夏季は夜分が短かくて晝間が長くなる。北部に行くと、夏三箇月の間は晝夜の別なく明るくて夜がない。ラブランドのイナリ湖畔では二箇月間は太陽が全く没しない。

上述の如くフィンランドには山らしい山もなく山脈もないので風あたりが強い。それ故夏季でさへ北氷洋から